

第2次富山市一般廃棄物処理基本計画  
後期基本計画

令和4年3月

富山市



# 目 次

## 第1章 はじめに

1. 1 第2次計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 対象地域	3
1. 4 対象廃棄物	3
1. 5 計画の期間	3
1. 6 将来指標（将来人口）	4
1. 7 計画の構成	5

## 第2章 地域概況

2. 1 自然的概況	6
2. 2 気候	7
2. 3 人口	8
2. 4 産業の動向	9
2. 5 市街地・集落の状況	11
2. 6 土地利用の状況	12
2. 7 観光	14
2. 8 将来計画	15

## 第3章 ごみ処理基本計画（食品ロス削減推進計画を含む）

3. 1 ごみ処理の現状と課題	19
(1) ごみ排出量の推移	19
(2) ごみ処理体制の状況	22
(3) ごみの減量化・資源化の状況	24
(4) 収集・運搬の状況	27
(5) 処理・処分の状況	31
(6) ごみ処理費用の状況	34
(7) ごみの組成（生活系ごみ細組成調査の概要）	35
(8) 市民意識調査（富山市民意識調査結果報告書の抜粋）	50
(9) 循環型社会形成に向けての進捗状況	52
(10) 課題の整理	64
3. 2 ごみ処理基本計画	66
(1) 基本理念	66

(2) 基本方針	67
(3) 数値目標・モニター指標の設定	68
(4) 基本方針に基づく施策の展開	70
(5) 市民・事業者の3R行動指針	91

## 第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現状と課題	97
(1) 水環境に関する状況	97
(2) 生活排水処理施設の種類の	101
(3) 生活排水処理の必要性	103
(4) 生活排水処理の現況	104
(5) し尿・浄化槽汚泥処理の現況	116
(6) 水環境保全のための事業実施状況	121
(7) 課題の整理	123
4. 2 生活排水処理基本計画	124
(1) 基本理念	124
(2) 基本方針	125
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	126
(4) 生活排水の処理体系	126
(5) 生活排水の処理計画	126
(6) し尿・汚泥の処理計画	130

## 第1章 はじめに

### 1.1 第2次計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に第2次富山市一般廃棄物処理基本計画（H29～R8）（以下「第2次計画」という。）を策定し、今年度に前期計画（H29～R3）の最終年度を迎えます。

前期計画の期間中、富山市（以下「市」という。）では、循環型社会形成の実現を進めていくため分野ごとの数値目標を掲げたうえで、市民・事業者の協力のもと、水銀使用製品の新たな品目のリサイクルや市内のごみ減量啓発、事業系ごみの適正処理指導等の様々な施策を実施し、ごみの減量や資源化、適正処理に努めてきました。

前期計画の策定から5年が経過し、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環型社会形成に向けた取組みが今後もさらに加速していきます。同計画に盛り込まれた「食品ロスの削減」については注目度が高く、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」が施行されたことで、食品ロスの削減に取り組む関係団体に加えて、消費者一人ひとりの果たす役割についても重要とされています。

また、令和元年5月の「プラスチック資源循環戦略」の策定を受けて、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、事業者や市町村の取組みだけでなく、消費者もプラスチックの資源循環に対する理解を深め、意識して行動することが今後も求められます。

本市においては、平成30年6月に「SDGs未来都市」の選定を受けた後、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、環境政策のさらなる強化により、持続可能なまちづくりの深化を図ることとしています。

こうした廃棄物処理行政の動向を踏まえ、本市において、前期期間に実施してきた各取組みの実績について総括し、今後も更なる循環型社会の推進を実現していくため、第2次計画の後期計画（令和4～8年度）の見直しを図り、「第2次富山市一般廃棄物処理基本計画 後期基本計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、図1-2-1に示すとおりです。

なお、「食品ロス削減推進法」第13条の規定に基づき、市町村では食品ロス削減推進計画の策定が求められています。同計画は、本計画に定める施策や取組みと関係する部分があることから、本計画に包含して策定するものとします。

また、本計画の策定にあたっては、上位計画である「富山市総合計画」や「富山市SDGs未来都市計画」、「富山市環境基本計画」と整合を図るものとします。

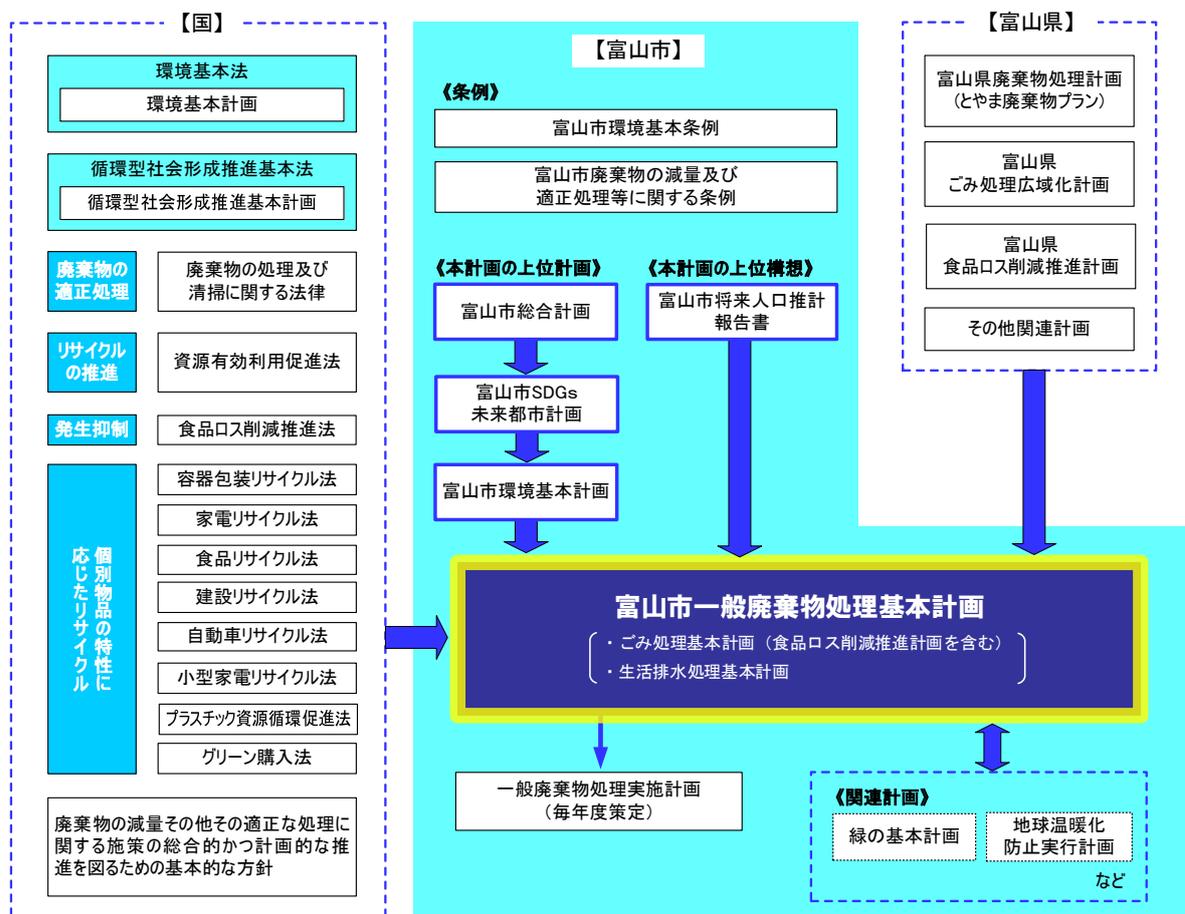


図1-2-1. 本計画の位置づけ

### 1.3 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

### 1.4 対象廃棄物

本計画は、ごみ及び生活排水を対象とします。

### 1.5 計画の期間

平成29年3月に策定した第2次計画の計画期間と目標年度を表1-5-1に示します。

このうち、前期計画は令和3年度に満了を迎えることから、本計画（後期計画）の計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、当初計画を見直すものです。

また、本計画の目標年度は令和8年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけの見直しを行います。

なお、社会情勢や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画を柔軟に見直すものとします。

表1-5-1. 第2次計画の計画期間と目標年度

項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第2次富山市 一般廃棄物 処理基本計画	<b>第2次計画〔平成29年度～令和8年度〕</b>									
	前期計画期間 (期間満了)				後期計画期間 (本計画)					
					見直し年度 前期目標年度					後期目標年度

## 1.6 将来指標(将来人口)

本計画の将来人口は、上位構想である「富山市将来人口推計報告書」の将来人口（国勢調査）と整合を図ります。

これによると、目標年度における将来人口は、減少傾向となることが見込まれています。

表1-6-1. 将来指標（将来人口）

実 績	将来見込み
	後期目標年度
令和2年度	令和8年度
413,938人	405,028人

注記1) 令和2年度実績は、国勢調査（確定値）※1。

注記2) 将来見込みは、「富山市将来人口推計報告書」※2に示された人口から推定したもの。「富山市将来人口推計報告書」の人口推計は平成27年度を最終実績値とした5年毎の推計値〔表2-8-4(P.18)参照〕のため、年度間の人口は内挿により求めた。

※1 出典：「令和2年国勢調査 総務省統計局」（令和3年11月30日公表）

※2 出典：「富山市将来人口推計報告書（令和2年1月）」富山市

## 1.7 計画の構成

本計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。

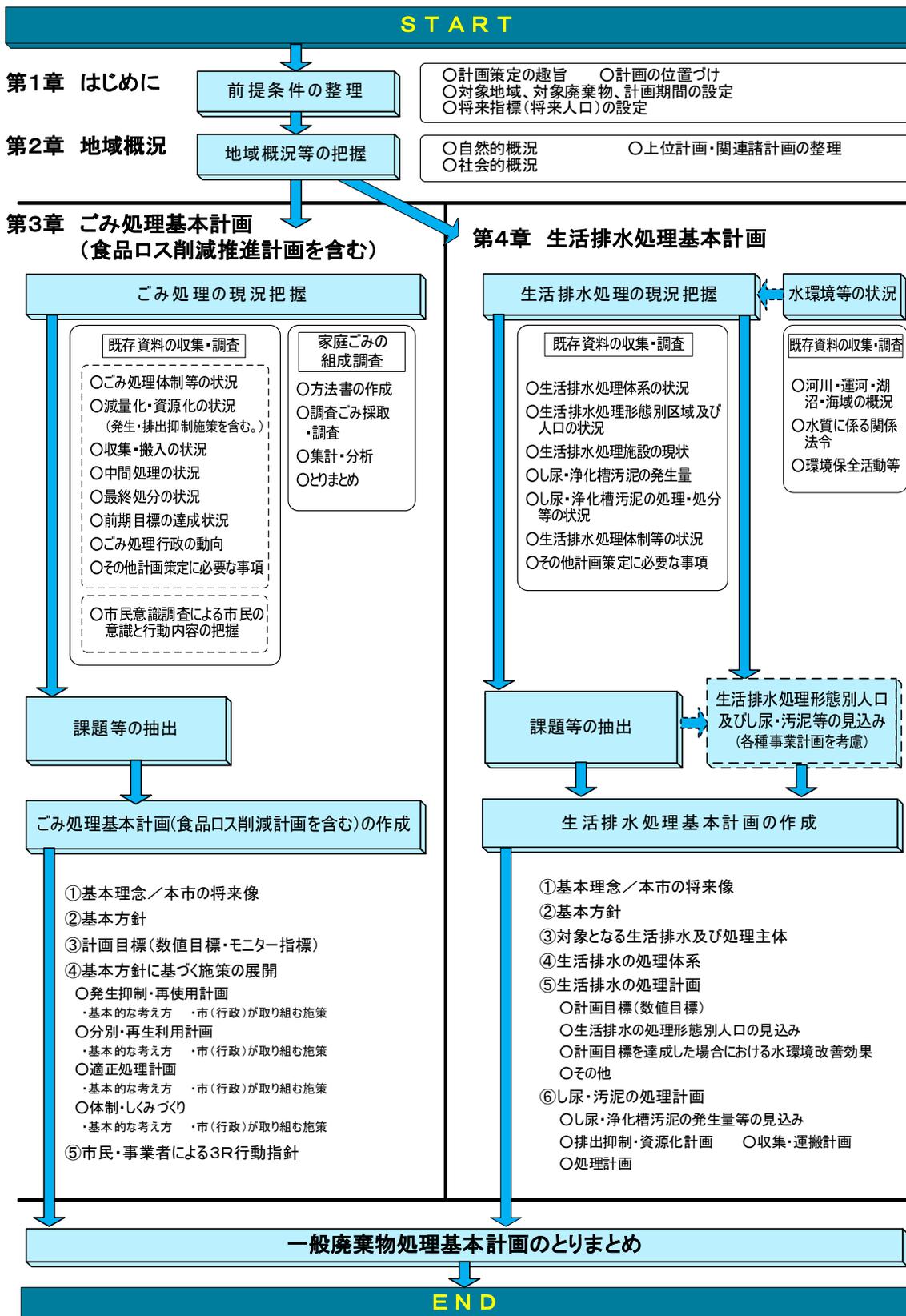


図1-7-1. 本計画の策定内容及びその手順

## 第2章 地域概況

### 2.1 自然的概況

本市は、富山県の中央部に位置しており、南東は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面しています。また、市域の南部には急峻な山岳があり、これらの山々を源に大小の河川が中山間地域を経て肥沃な平野部を形成し、富山湾に注いでいます。

交通面では、東西の幹線として、北陸新幹線やあいの風とやま鉄道、北陸自動車道、国道8号が整備されています。また、南北の幹線として、高山本線や国道41号が整備されています。さらに、国内外との交流拠点として、富山港や富山空港が整備されていることから、本市は陸・海・空の広域交通の結節点としての重要な役割を果たしています。



図2-1-1. 本市の位置図

## 2. 2 気候

富山地方気象台（富山市石坂地内）における気温及び降水量の過去30年間（平成3～令和2年）の平年値\*を表2-2-1及び図2-2-1に示します。

本市の気温及び降水量の平年値をみると、年平均気温は14.5℃、年降水量は2,374.2mmであり、冬季に降雨量が多く春季に雨がやや少ない多雨地帯となっています。

\*気象庁では、西暦年の1の位が1の年から30年後の1の位が0で終わる年まで、30年間分の気象データについて算出した平均値をいう。

表2-2-1. 気温及び降水量の平年値（平成3～令和2年） 【富山地方気象台】

区分	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	平均気温	最高気温	最低気温	
1月	3.0	6.3	0.2	259.0
2月	3.4	7.4	0.1	171.7
3月	6.9	11.8	2.6	164.6
4月	12.3	17.6	7.4	134.5
5月	17.5	22.7	12.9	122.8
6月	21.4	25.7	17.7	172.6
7月	25.5	29.8	22.1	245.6
8月	26.9	31.4	23.2	207.0
9月	22.8	27.0	19.1	218.1
10月	17.0	21.6	13.1	171.9
11月	11.2	15.7	7.3	224.8
12月	5.7	9.5	2.5	281.6
年	14.5	18.9	10.7	2,374.2

出典：「富山地方気象台の過去の気象データ：年・月ごとの平年値（統計期間：1991～2020年）」気象庁

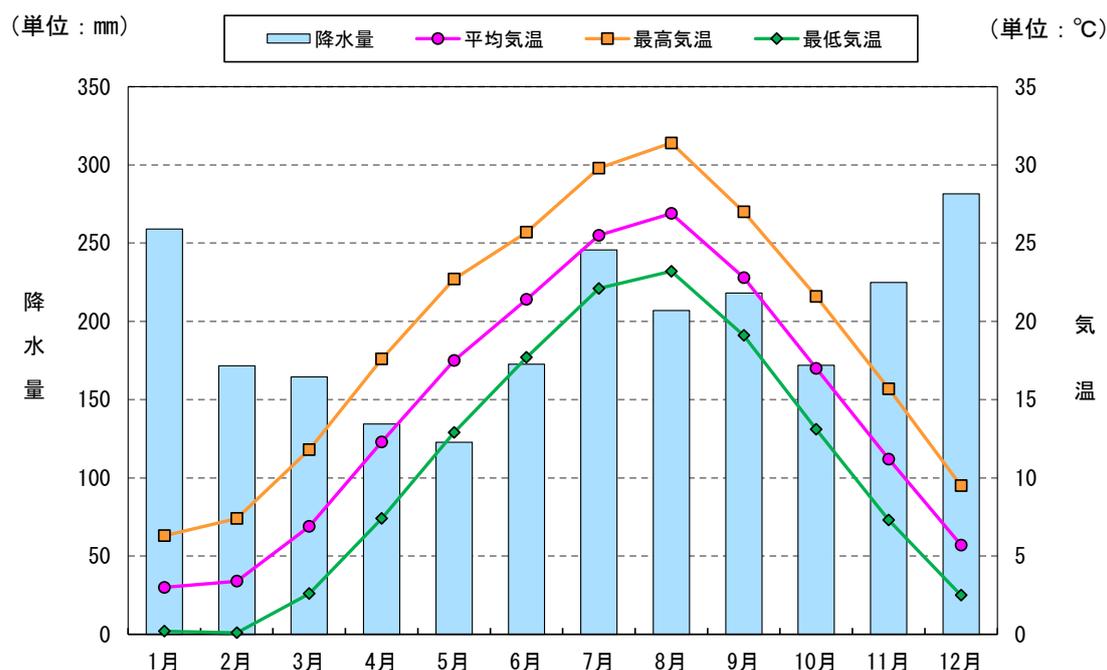


図2-2-1. 気温及び降水量の平年値（平成3～令和2年）

## 2.3 人口

国勢調査による本市の人口等の経年推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

令和2年における人口は413,938人、世帯数は171,917世帯、1世帯あたりの人数は2.41人となっていました。

また、平成2年から令和2年までの過去30年間の経年推移をみると、人口は1%の増加、世帯数は38%の増加、1世帯あたりの人口は27%の減少となり、核家族化等による1世帯当たり世帯人員の減少が進んでいました。

表2-3-1. 本市の人口等の経年推移（国勢調査）

項目	単位	年							
		平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2	
人口	富山市	人	408,942	417,595	420,804	421,239	421,953	418,686	413,938
	H2を「100」としたときの割合	—	100	102	103	103	103	102	101
世帯数	富山市	世帯	124,210	135,936	145,821	151,727	159,151	163,862	171,917
	H2を「100」としたときの割合	—	100	109	117	122	128	132	138
1世帯あたりの人数	富山市	人	3.29	3.07	2.89	2.78	2.65	2.56	2.41
	H2を「100」としたときの割合	—	100	93	88	84	81	78	73

注① 1世帯あたりの人数は、人口を世帯数で除して求めた計算値

出典：「国勢調査 総務省統計局」（各年10月1日現在）

なお、富山市は、平成17年4月1日に旧富山市、上新川郡大沢野町、大山町、婦負郡八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村が合併した。平成2～平成12年の人口・世帯数は、合併前の7市町村を合計したものである。

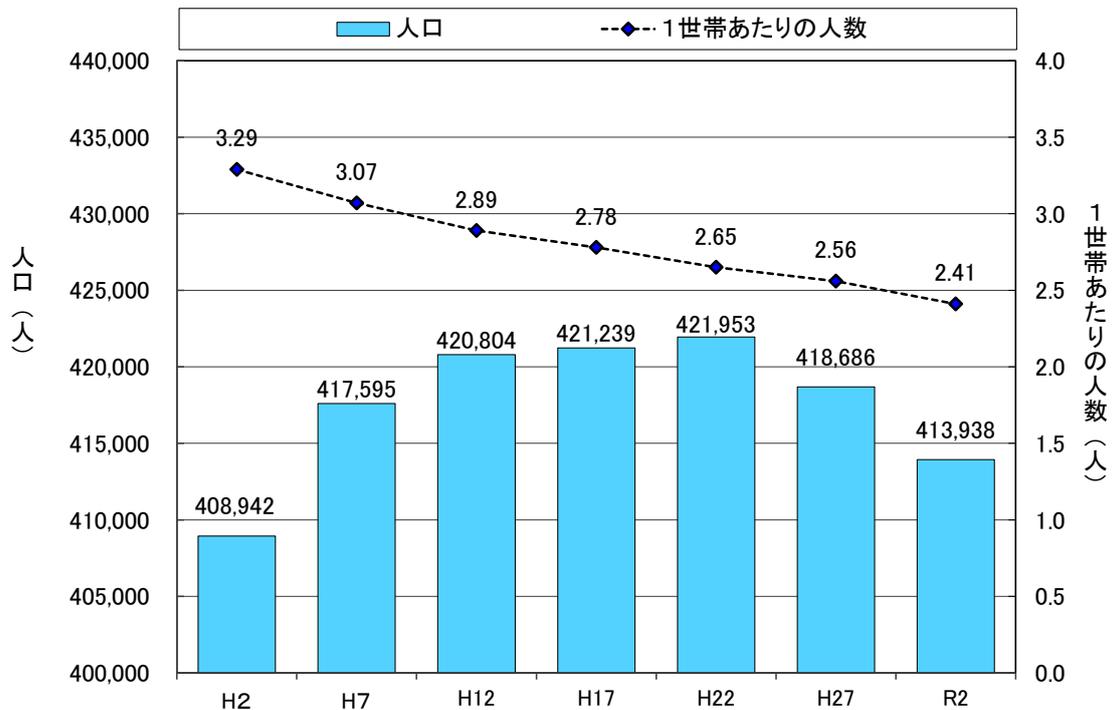


図2-3-1. 本市の人口等の経年推移（国勢調査）

## 2.4 産業の動向

### (1) 民営事業所数

本市の民営事業所数を表2-4-1に示します。

令和元年度における本市の民営事業所数は22,883事業所で、直近の調査「平成28年経済センサス-活動調査」（以下「平成28年活動調査」という。）と比べると10.0%増加していました。富山県と比較すると、民営事業所数の増加率は高くなっていました。

表2-4-1. 民営事業所数 (令和元年、平成28年)

区 分	令和元年 (基礎調査)	平成28年 (活動調査)	増減 (R1—H28)	増減率 (%) (R1/H28)	富山県に占める 割合 (%)
富山市	22,883	20,803	2,080	10.0	40.6
富山県	56,293	52,660	3,633	6.9	—

注記1) 事業内容等不詳の事業所を含む。

注記2) 平成28年活動調査は、平成28年6月1日に実施。

出典：「令和元年経済センサス-基礎調査 結果の概要 令和3年1月27日」富山市

### (2) 民営事業所の活動状態

令和元年度における本市の民営事業所の活動状態別事業所数を表2-4-2に示します。

令和元年度における民営事業所を活動状態別にみると、存続事業所は19,374事業所（総数に占める割合84.7%）、新規把握事業所は3,509事業所（同15.3%）となっていました。富山県と比較すると、存続事業所割合は低く、新規把握事業所割合は高くなっていました。

また、休業事業所は474事業所、廃業事業所は2,327事業所となり、両者とも富山県の45%を占めていました。

表2-4-2. 令和元年度における本市の民営事業所の活動状態別事業所数 (令和元年)

区 分	総数 (存続・ 新規把握)	存続事業所		新規把握事業所		休業事業所	廃業事業所
		総数に占める 割合 (%)	総数に占める 割合 (%)	総数に占める 割合 (%)	総数に占める 割合 (%)		
富山市	22,883	19,374	84.7	3,509	15.3	474	2,327
富山県	56,293	49,394	87.7	6,899	12.3	1,061	5,163

注記3) 存続事業所

平成28年活動調査で調査された事業所及び平成28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年基礎調査で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

注記4) 新規把握事業所

令和元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう（他の場所から現在の場所へ移転してきた事業所も含まれる）。

注記5) 休業事業所

令和元年基礎調査で調査された事業所のうち、休業している事業所をいう。

注記6) 廃業事業所

平成28年活動調査で調査された事業所及び平成28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年基礎調査の調査日時時点で存在しなかった事業所をいう（他の場所へ移転した事業所も含まれる）。

出典：「令和元年経済センサス-基礎調査 結果の概要 令和3年1月27日」富山市

### (3) 国及び地方公共団体の事業所数（乙調査）

国及び地方公共団体等の事業所数を表2-4-3に示します。

国及び地方公共団体の事業所は612事業所で、直近の調査※「平成26年経済センサス-基礎調査」（以下「平成26年基礎調査」という。）と比べ2.1%減となっていました。富山県と比較すると、国及び地方公共団体の事業所数の減少率は低くなっていました。

※平成28年活動調査では「国及び地方公共団体の事業所」は調査していないため、直近の調査は平成26年基礎調査となる（平成26年7月1日に実施）。

表2-4-3. 国及び地方公共団体等の事業所数（令和元年、平成26年）

区 分	令和元年 (基礎調査)	平成26年 (基礎調査)	増減 (R1—H26)	増減率 (%) (R1/H26)	富山県に占める 割合 (%)
富山市	612	625	▲ 13	▲ 2.1	35.9
富山県	1,707	1,818	▲ 111	▲ 6.1	—

出典：「令和元年経済センサス-基礎調査 結果の概要 令和3年1月27日」富山市

## 2. 5 市街地・集落の状況

住民基本台帳による本市の行政区別の人口・世帯数を表2-5-1に示します。

人口を行政区別にみると、富山地域藤ノ木地区の16,174人（3.9%）が最も多く、次いで富山地域豊田地区の15,622人（3.8%）が多くなっていました。

世帯数は、富山地域藤ノ木地区の6,685世帯（3.7%）が最も多く、次いで富山地域堀川南地区の6,625世帯（3.6%）が多くなっていました。

表2-5-1. 本市の行政区別の人口・世帯数 [令和3年3月31日現在]

行政区名	人口(人)	構成比	世帯数(世帯)	構成比	行政区名	人口(人)	構成比	世帯数(世帯)	構成比			
富山地域	① 総曲輪地区	2,374	0.6%	1,275	0.7%	富山地域	⑩ 水橋東部地区	1,866	0.5%	802	0.4%	
	② 愛宕地区	4,641	1.1%	2,273	1.2%		⑪ 三郷地区	3,896	0.9%	1,683	0.9%	
	③ 安野屋地区	2,850	0.7%	1,376	0.8%		⑫ 上条地区	1,662	0.4%	605	0.3%	
	④ 八人町地区	1,812	0.4%	996	0.5%		⑬ 光陽地区	8,956	2.2%	4,258	2.3%	
	⑤ 五番町地区	3,379	0.8%	1,790	1.0%		⑭ 新庄北地区	12,624	3.1%	5,708	3.1%	
	⑥ 柳町地区	5,989	1.5%	3,182	1.7%		小計	318,884	77.2%	144,673	79.5%	
	⑦ 清水町地区	4,172	1.0%	2,090	1.1%	大沢野地域	① 下夕地区	311	0.1%	131	0.1%	
	⑧ 星井町地区	2,496	0.6%	1,292	0.7%		② 小羽地区	263	0.1%	114	0.1%	
	⑨ 西田地方地区	6,526	1.6%	3,119	1.7%		③ 船峠地区	2,039	0.5%	1,024	0.6%	
	⑩ 堀川地区	11,952	2.9%	5,737	3.2%		④ 大沢野地区	11,293	2.7%	4,771	2.6%	
	⑪ 堀川南地区	15,069	3.6%	6,625	3.6%		⑤ 大久保地区	7,656	1.9%	3,018	1.7%	
	⑫ 東部地区	8,236	2.0%	4,232	2.3%	小計	21,562	5.2%	9,058	5.0%		
	⑬ 奥田地区	10,607	2.6%	5,178	2.8%	大山地域	① 上滝地区	2,672	0.6%	1,143	0.6%	
	⑭ 奥田北地区	8,188	2.0%	3,745	2.1%		② 大山地区	838	0.2%	376	0.2%	
	⑮ 桜谷地区	5,653	1.4%	2,498	1.4%		③ 大庄地区	4,956	1.2%	1,870	1.0%	
	⑯ 五福地区	9,998	2.4%	5,390	3.0%		④ 福沢地区	865	0.2%	364	0.2%	
	⑰ 神明地区	4,189	1.0%	1,811	1.0%	小計	9,331	2.3%	3,753	2.1%		
	⑱ 岩瀬地区	3,195	0.8%	1,510	0.8%	八尾地域	① 八尾地区	2,027	0.5%	870	0.5%	
	⑲ 萩浦地区	5,815	1.4%	2,493	1.4%		② 保内地区	7,033	1.7%	2,900	1.6%	
	⑳ 大広田地区	7,623	1.8%	3,191	1.8%		③ 杉原地区	6,889	1.7%	2,462	1.4%	
	㉑ 浜黒崎地区	2,497	0.6%	1,065	0.6%		④ 卯花地区	786	0.2%	318	0.2%	
	㉒ 針原地区	4,105	1.0%	1,765	1.0%		⑤ 室牧地区	396	0.1%	158	0.1%	
	㉓ 豊田地区	15,622	3.8%	6,607	3.6%		⑥ 黒瀬谷地区	1,185	0.3%	415	0.2%	
	㉔ 広田地区	9,613	2.3%	4,442	2.4%		⑦ 野積地区	699	0.2%	338	0.2%	
	㉕ 新庄地区	12,509	3.0%	5,706	3.1%		⑧ 仁歩地区	150	0.0%	68	0.0%	
	㉖ 藤ノ木地区	16,174	3.9%	6,685	3.7%		⑨ 大長谷地区	49	0.0%	33	0.0%	
	㉗ 山室地区	11,739	2.8%	5,653	3.1%	小計	19,214	4.7%	7,562	4.2%		
	㉘ 山室中部地区	11,421	2.8%	4,836	2.7%	婦中地域	① 速星地区	12,081	2.9%	4,783	2.6%	
	㉙ 太田地区	5,762	1.4%	2,445	1.3%		② 鶴坂地区	11,915	2.9%	4,657	2.6%	
	㉚ 蟻川地区	13,570	3.3%	6,122	3.4%		③ 朝日地区	1,430	0.3%	501	0.3%	
	㉛ 新保地区	5,431	1.3%	2,383	1.3%		④ 宮川地区	2,243	0.5%	809	0.4%	
	㉜ 熊野地区	7,114	1.7%	2,835	1.6%		⑤ 婦中熊野地区	3,614	0.9%	1,391	0.8%	
	㉝ 月岡地区	6,422	1.6%	2,679	1.5%		⑥ 古里地区	3,826	0.9%	1,535	0.8%	
	㉞ 四方地区	3,350	0.8%	1,394	0.8%		⑦ 音川地区	1,327	0.3%	492	0.3%	
	㉟ 八幡地区	2,325	0.6%	948	0.5%		⑧ 神保地区	4,891	1.2%	1,715	0.9%	
	㊱ 草島地区	2,851	0.7%	1,198	0.7%		小計	41,327	10.0%	15,883	8.7%	
	㊲ 倉垣地区	3,091	0.7%	1,275	0.7%		山田地域	① 山田南部地区	11	0.0%	4	0.0%
	㊳ 呉羽地区	12,478	3.0%	5,443	3.0%			② 山田中部地区	899	0.2%	314	0.2%
	㊴ 長岡地区	4,031	1.0%	1,717	0.9%			③ 山田西部地区	166	0.0%	60	0.0%
	㊵ 寒江地区	1,640	0.4%	646	0.4%	④ 山田東部地区		281	0.1%	126	0.1%	
	㊶ 古沢地区	1,654	0.4%	917	0.5%	小計	1,357	0.3%	504	0.3%		
	㊷ 老田地区	3,303	0.8%	1,335	0.7%	細入地域	① 細入北部地区	957	0.2%	390	0.2%	
	㊸ 池多地区	1,012	0.2%	400	0.2%		② 細入南部地区	269	0.1%	119	0.1%	
	㊹ 水橋中部地区	3,493	0.8%	1,597	0.9%		小計	1,226	0.3%	509	0.3%	
	(右欄へ続く)	㊺ 水橋西部地区	3,909	0.9%	1,721	0.9%	計	412,901	100.0%	181,942	100.0%	

出典：「住民基本台帳人口」富山市

## 2.6 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用状況

地目別土地利用面積を表2-6-1及び図2-6-1に示します。

本市の総面積は1,242km<sup>2</sup>で、地目別では公有地等が全体の68%を占め、次いで山林の11%、田の11%、宅地の6%の順となっていました。

表2-6-1. 地目別土地利用面積 [令和2年1月現在]

項目	面積 [km <sup>2</sup> ]	総面積に占める割合 [%]
総面積	1,241.74	100.0%
うち、公有地等	843.50	67.9%
うち、私有地		
田	130.26	10.5%
畑	15.70	1.3%
宅地	78.63	6.3%
山林	132.87	10.7%
原野	18.12	1.5%
雑種地	16.56	1.3%
その他	6.12	0.5%
計	398.26	32.1%

注記1) 私有地面積は、固定資産税課税の土地課税台帳に登録された課税対象の土地であり、法定免税点未満の私有地を含むものであるが、公有地など固定資産税が非課税とされている土地は除かれている。

注記2) 四捨五入のため、内訳の計と総面積は一致しない。

出典：「富山県勢要覧 令和2年版」富山県

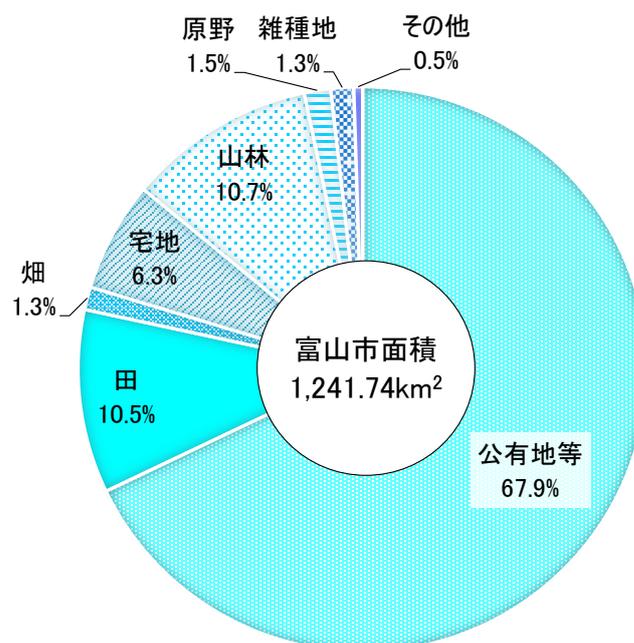


図2-6-1. 地目別土地利用面積

## (2) 都市計画区域

都市計画区域及び用途地域の状況を表2-6-2に示します。

本市の都市計画区域面積は360km<sup>2</sup>となり、総面積1,242km<sup>2</sup>の29%を占めていました。

このうち、用途地域の総面積は85km<sup>2</sup>で、「第1種住居地域」が全体の22%（19km<sup>2</sup>）を占め、次いで「第1種中高層住居専用地域」の18%（15km<sup>2</sup>）、「第1種低層住居専用地域」の15%（13km<sup>2</sup>）の順となっていました。

表2-6-2. 都市計画区域及び用途地域の状況 [令和3年3月31日現在]

区 分		富山市 面 積
		[ k m <sup>2</sup> ]
総 面 積		1,241.74
都市計画区域	都市計画区域面積	360.36
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	13.10 (15.4%)
	第2種低層住居専用地域	—
	第1種中高層住居専用地域	15.24 (17.9%)
	第2種中高層住居専用地域	5.72 (6.7%)
	第1種住居地域	18.90 (22.2%)
	第2種住居地域	0.14 (0.2%)
	準住居地域	0.28 (0.3%)
	近隣商業地域	3.74 (4.4%)
	商業地域	3.65 (4.3%)
	準工業地域	12.02 (14.1%)
	工業地域	6.64 (7.8%)
	工業専用地域	5.62 (6.6%)
	計	

出典：「富山市の都市計画 令和3年度」富山市活力都市創造部

## 2.7 観光

本市の四半期別の観光地利用者数を表2-7-1及び図2-7-1に示します。

令和2年における本市の観光地利用者総数は約347万人で、四半期別では10～12月が33%（約114万人）占め、次いで1～3月の28%（約97万人）、7～9月の27%（約93万人）の順となっていました。

表2-7-1. 四半期別の観光地利用者数 [令和2年]

項目	単位	年間	四 半 期 別			
		総数	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
総 数	千人	3,467	971	431	927	1,138
割 合	%	100.0%	28.0%	12.4%	26.7%	32.8%

注記) 入込数の公表が了承された観光地点・イベントのみを計上した。

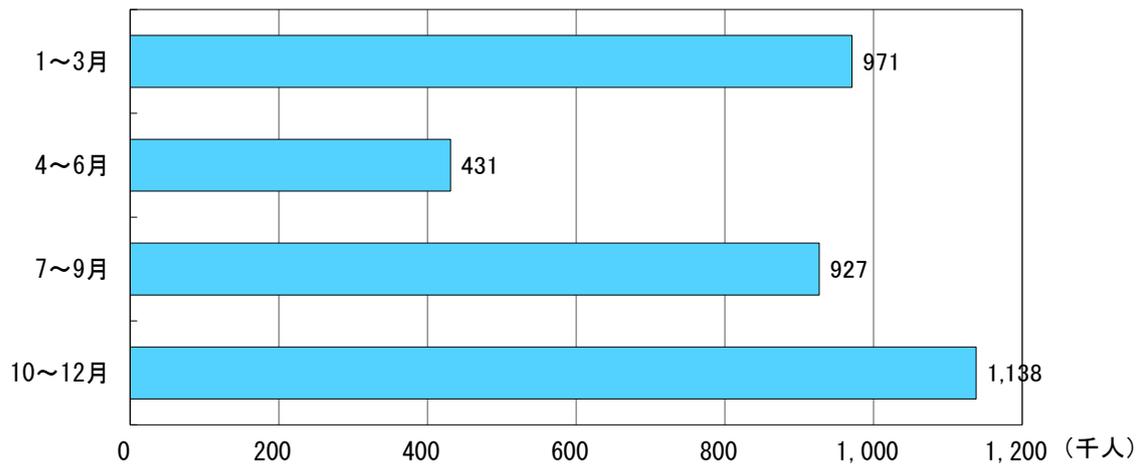


図2-7-1. 四半期別の観光地利用者数 [令和2年]

出典：「令和2年富山県観光客入込数等（R2.1.1～R2.12.31）」富山県地方創生局観光振興室、（公社）とやま観光推進機構

## 2. 8 将来計画

### (1) 総合計画

本市の総合計画の概要を表2-8-1に示します。

表2-8-1. 総合計画の概要

項 目	内 容
計画の期間	後期基本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とする。
都 市 像	人・まち・自然が調和する活力都市とやま
まちづくりの の 目 標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】 II 安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】 III 人が集い活気にあふれ希望に満ちたまち【活力・交流】 IV 共生社会を実現し誇りを大切にす協働のまち【協働・連携】
<p>施策体系の階層構造</p> <p>※総合計画事業…施策を実現するための事業のうち、特に計画的・重点的に推進する事業を総合計画事業と位置付けます。</p>	

出典：「第2次富山市総合計画後期基本計画 令和4年度－令和8年度」富山市企画管理部企画調整課

## (2) 富山市SDGs未来都市計画

本市の富山市SDGs未来都市計画の概要を表2-8-2に示します。

表2-8-2. 富山市SDGs未来都市計画の概要

項目	内容
期限	令和12（2030）年
将来像	コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市の実現
<p>SDGsの推進に向けたポイント、「第2次富山市環境未来都市計画」（2017年策定）における将来ビジョンを踏まえ、本市の2030年のあるべき姿を以下のように設定する。</p> <p>〈目指す将来像〉 コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市の実現</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>〈3つの価値〉</p> <p><b>経済価値：</b> 市内企業の産業競争力の強化や新技術の活用等により、持続可能な付加価値を創造し続けるまちが実現している。</p> <p><b>社会価値：</b> 健康・医療、子育て・教育環境の充実等により、一人ひとりが個性を発揮し、活力あるまちが実現している。</p> <p><b>環境価値：</b> 脱炭素イノベーション・再生可能エネルギーの有効利用等により、地域循環共生圏を構築し、雄大な自然と調和した、誰もが暮らしたいまちが実現している。</p> </div> <p>本計画において、これまでの環境モデル都市、環境未来都市の取組を経済価値、社会価値、環境価値の統合による都市創造のスパイラルアップの視点から発展させ、SDGs未来都市「コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市」の実現を目指す。</p> <p>〈富山市の目指す都市創造のスパイラルアップ〉</p>	

出典：「第2次富山市SDGs未来都市計画」富山市

### (3) 富山市環境基本計画

本市の環境基本計画の概要を表2-8-3に示します。

表2-8-3. 環境基本計画の概要

項 目	内 容
計 画 の 期 間	第2期環境基本計画 後期基本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とする。
基 本 目 標	環境から創る活力と魅力あふれる都市 とやま
分 野 別 目 標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人と自然が共生して健康で快適に暮らせるまち</li> <li>2. 脱炭素・レジリエントな社会が構築されたまち</li> <li>3. 環境に配慮した省資源・循環型のまち</li> <li>4. 環境と人にやさしいコンパクトなまち</li> <li>5. 持続可能な付加価値を創造し続けるまち</li> <li>6. 環境を支える人づくりと協働のまち</li> </ol>

#### (4) 富山市将来人口推計報告書

本市の将来人口推計報告書の概要を表2-8-4に示します。

表2-8-4. 将来人口推計報告書の概要

項目	内容		
推計の方法	将来人口の推計は「コーホート要因法 <sup>※1</sup> 」を用いた。 <sup>※1</sup> コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法のこと。		
基準人口	平成27年(2015年)国勢調査		
推計年次	令和2年(2020年)～令和47年(2065年)		
推計単位	5年ごと		
人口推計値	推計値は、上記推計年次のうち、本計画の計画期間を含む令和2年～令和22年の人口及び世帯数を抜粋した。		
	区分	人口(人)	総世帯数(世帯) <sup>※2</sup>
	実績値	平成27年 2015年	418,686 163,862
	推計値	令和2年 2020年	415,536 (413,938) <sup>※3</sup>
		令和7年 2025年	406,787 170,044
		令和12年 2030年	397,992 171,465
		令和17年 2035年	387,201 171,173
		令和22年 2040年	374,306 170,803

<sup>※2</sup>一般世帯数と施設等の世帯数をあわせたもの。

<sup>※3</sup>( ) 値は国勢調査〔確定値〕である。

出典：「富山市将来人口推計報告書 令和2年1月」富山市

## 第3章 ごみ処理基本計画(食品ロス削減推進計画を含む)

### 3.1 ごみ処理の現状と課題

#### (1) ごみ排出量の推移

##### ① 一般廃棄物の年間排出量(=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量)の推移

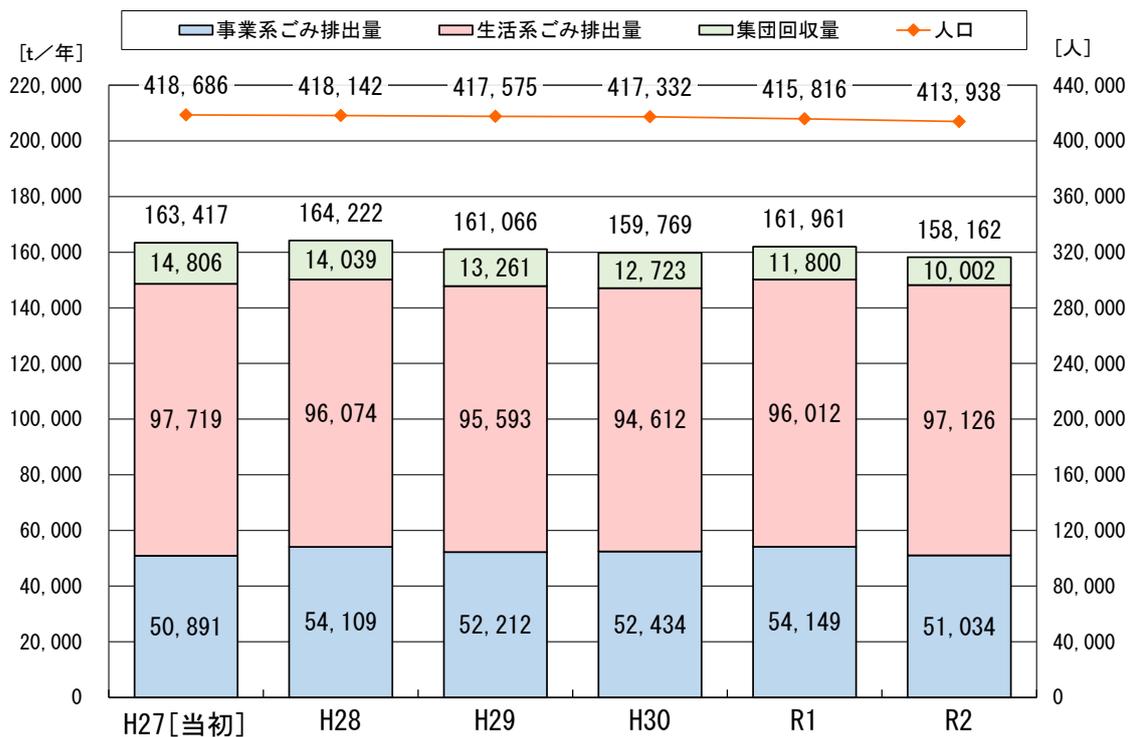
第2次計画策定当時(平成29年3月)に把握した実績最終年度(平成27年度)から令和2年度までの人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を図3-1-1に示します。

本市の行政区域内人口は、ゆるやかに減少しており、平成27年度から約1%減少しました。

また、一般廃棄物の年間排出量も減少傾向にあり、平成27年度から約3%減少しています。ごみの構成割合をみると、集団回収量は減少、生活系及び事業系ごみ\*排出量は増加傾向にあります。

令和2年度における一般廃棄物の年間排出量は158,162 tであり、その内訳は、集団回収量が10,002 t(構成比約6%)、生活系ごみ排出量が97,126 t(同比約61%)、事業系ごみ排出量が51,034 t(同比約32%)となっています。

\*事業系ごみには、事業系資源物を含む。



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

年度	H27[当初]	H28	H29	H30	R1	R2
集団回収量	9.1%	8.5%	8.2%	8.0%	7.3%	6.3%
生活系ごみ排出量	59.8%	58.5%	59.4%	59.2%	59.3%	61.4%
事業系ごみ排出量	31.1%	32.9%	32.4%	32.8%	33.4%	32.3%

注記1) 人口は各年度10月1日現在の値。H27及びR2は国勢調査の値、その他年度は人口移動調査の値である。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移

## ② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の経年推移を図3-1-2に示します。

### ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日平均排出量は減少傾向にあり、平成27年度から令和2年度までの間（平成27年度比）で約2%減少しました。

令和2年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は、1,047 g/人・日となっています。

### イ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみの1人1日平均排出量は、平成30年度を底値として、増加傾向にあります。平成27年度比からは約1%と微増しました。

令和2年度における生活系ごみの1人1日平均排出量は、643 g/人・日となっています。

### ウ. 事業系ごみ排出量

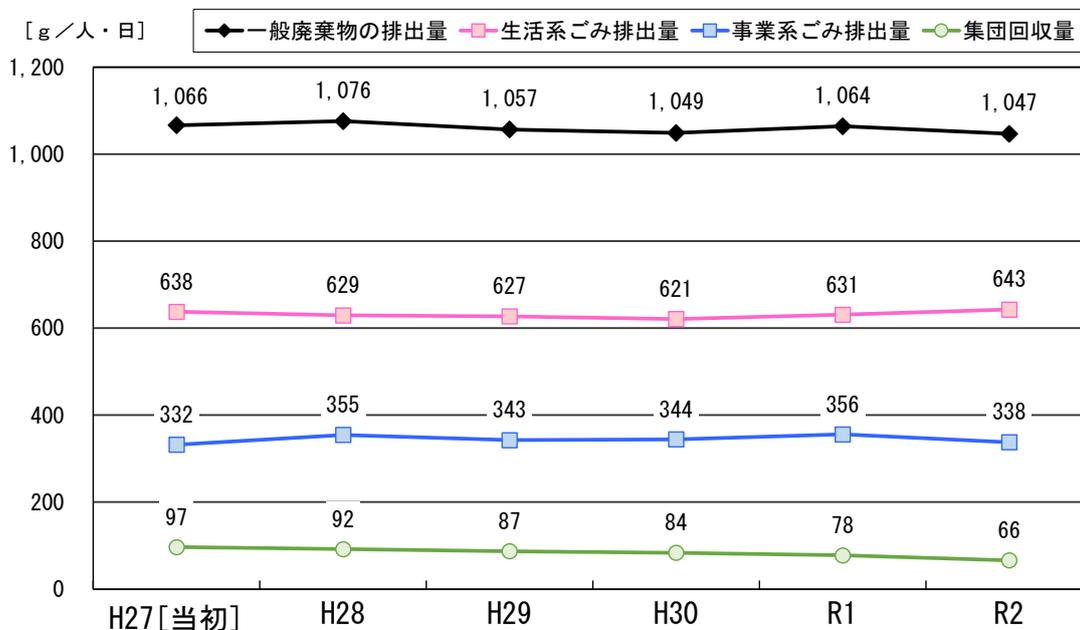
事業系ごみの1人1日平均排出量はやや増加傾向にあり、平成27年度比で約2%増加しました。

令和2年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は、338 g/人・日となっています。

### エ. 集団回収量

集団回収の1人1日平均回収量は減少しており、平成27年度比で約32%減少しました。

令和2年度における集団回収の1人1日平均回収量は、66 g/人・日となっています。



注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記2) 1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

図3-1-2. 1人1日平均排出量の経年推移

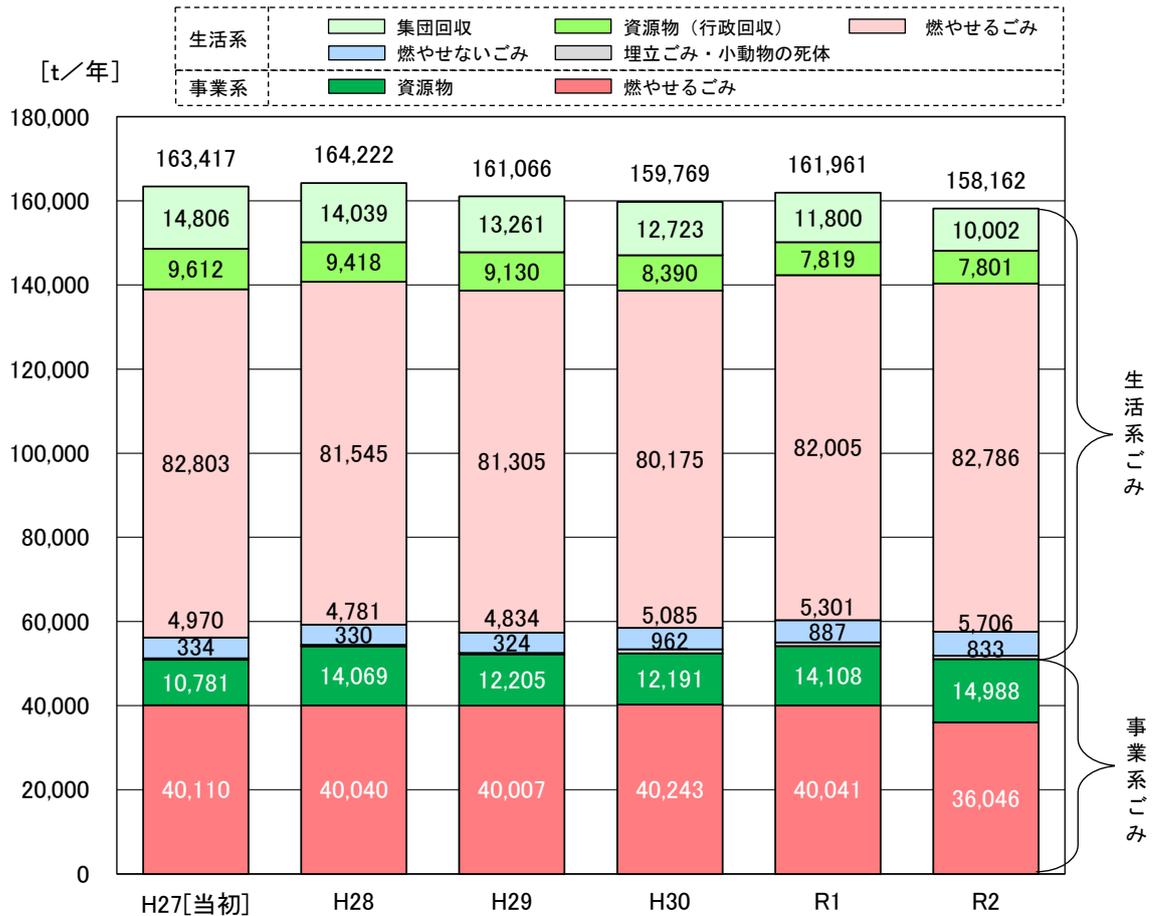
### ③ ごみ・資源物の内訳

ごみ・資源物の内訳の経年推移を図3-1-3に示します。

ごみ・資源物の構成割合の経年推移をみると、生活系ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ・埋立ごみ）及び事業系資源物は増加傾向にあります。

一方、集団回収・生活系資源物（行政回収）・事業系燃やせるごみは減少傾向にあります。

令和2年度におけるごみ・資源物の主な構成割合は、集団回収が約6%、生活系資源物（行政回収）が約5%、生活系燃やせるごみが約52%、生活系燃やせないごみが約4%、事業系資源物が約10%、事業系燃やせるごみが約23%となっています。



ごみ・資源物の内訳【構成割合】

項目	H27[当初]	H28	H29	H30	R1	R2
生活系ごみ	68.9%	67.1%	67.6%	67.2%	66.6%	67.7%
資源物	14.9%	14.3%	13.9%	13.2%	12.1%	11.3%
集団回収	9.1%	8.5%	8.2%	8.0%	7.3%	6.3%
資源物 (行政回収)	5.9%	5.7%	5.7%	5.3%	4.8%	4.9%
燃やせるごみ	50.7%	49.7%	50.5%	50.2%	50.6%	52.3%
燃やせないごみ	3.0%	2.9%	3.0%	3.2%	3.3%	3.6%
埋立ごみ・小動物の死体	0.2%	0.2%	0.2%	0.6%	0.5%	0.5%
事業系ごみ	31.1%	32.9%	32.4%	32.8%	33.4%	32.3%
資源物	6.6%	8.6%	7.6%	7.6%	8.7%	9.5%
燃やせるごみ	24.5%	24.4%	24.8%	25.2%	24.7%	22.8%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-3. ごみ・資源物の内訳の経年推移 (年間量)

## (2) ごみ処理体制の状況

令和2年度現在におけるごみの流れを図3-1-4（次頁）に示します。

市では、各家庭から排出されるごみの分別区分を、[1]燃やせるごみ(①)、及び[2]燃やせないごみ(②)、[3]資源物（③空き缶、④空きびん、⑤ペットボトル、⑥プラスチック製容器包装、⑦紙製容器包装、⑧古紙、⑨衣類、⑩生ごみ、⑪小型廃家電、⑫廃食用油、⑬水銀使用製品）の3種13分別と定めており、市民の理解と協力のもとでごみの分別排出を進めています。

また、この他に町内単位で排出される小動物死体、直接埋立ごみ（側溝汚泥含む）の受け入れも行っています。

一方で、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、事業者自らの責任において適正に処理するよう定めています。このため、行政所管の中間処理施設に事業系ごみを搬入する場合には、自己搬入(有料)または一般廃棄物収集運搬許可業者への処理委託による受け入れとしています。

なお、分別排出された資源物や燃やせないごみは、「富山地区広域圏リサイクルセンター」で破碎・選別処理または民間業者で処理委託しています。

燃やせるごみは、「富山地区広域圏クリーンセンター」で焼却処理しています。

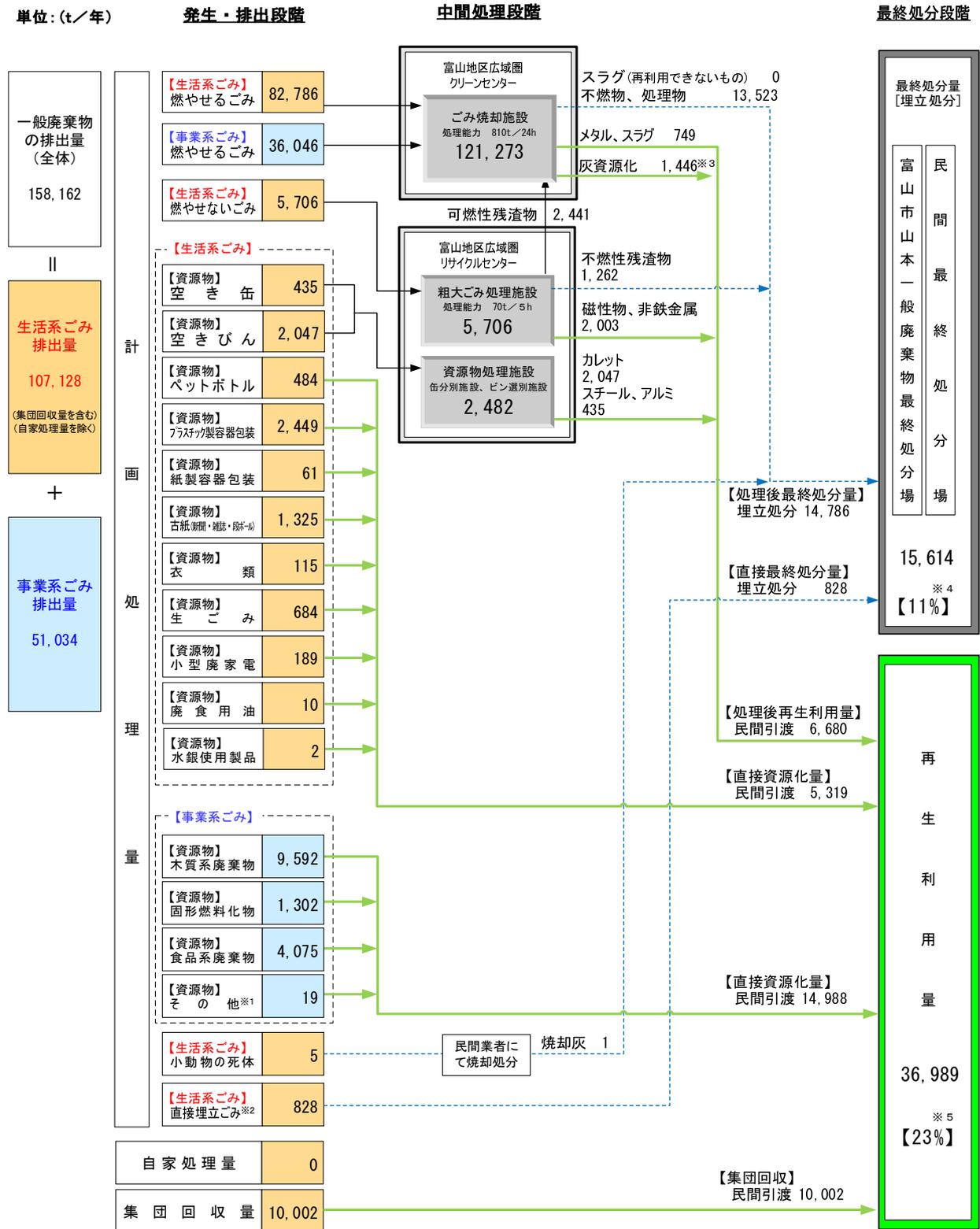
直接埋立ごみや各行政所管施設から排出された処理残渣物は、「富山市山本一般廃棄物最終処分場」または民間最終処分場で埋立処分しています。

注記1) 一般廃棄物の排出量＝集団回収量＋ごみ排出量（生活系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量）

注記2) 図3-1-4は、表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記3) 図3-1-4は、全て富山市分の実績値である。

注記4) 令和2年度現在、直接埋立ごみや側溝汚泥（平成30年度から埋立処分）は「富山市山本一般廃棄物最終処分場」で、小動物死体の焼却灰等は民間最終処分場で埋立処分している。



※1事業系資源物のその他は、富山市八尾地域資源活用促進施設に搬入していたが、同施設が令和2年12月25日に廃止されたことを受け、民間引取を行っている。なお、そのうち、きのこ廃菌床及びもみからは、令和元年度から再生利用を行っている。

※2直接埋立ごみに側溝汚泥を含む。

※3富山地区広域圏クリーンセンターから排出される焼却灰(一部)は、令和2年度から試験的に資源化(セメント原材料)を行っている。

※4最終処分率=最終処分量/計画処理量

※5再生利用率=再生利用量/一般廃棄物の排出量

図3-1-4. ごみの流れ (令和2年度)

(3) ごみの減量化・資源化の状況

表3-1-1(1). ごみの減量化・資源化の状況 [令和3年4月時点]

項 目	取 組 み 内 容
ごみ減量化普及啓発事業	<p>(1)資源循環型社会を構築するため、分別排出の徹底及びごみ減量化・資源化意識の啓発・PRの推進</p> <p>①出前講座等による住民説明会や地域研修会・イベント等の開催による啓発</p> <p>②市広報等による分別排出や集団回収活動の周知</p> <p>③「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」の市内全戸配布による分別排出、適正排出の啓発</p> <p>④「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布による排出日の周知</p> <p>⑤「違反ごみステッカー」等による収集現場での適正排出の啓発</p> <p>⑥使用済ハガキのリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本庁及び、各行政サービスセンター等への専用回収ボックスの設置、リサイクルの推進</li> <li>・令和2年度回収実績：103.0kg</li> </ul> <p>(2)幼少期におけるごみ減量化・資源化意識の啓発</p> <p>①小学4年生を対象とした社会科副読本「美しい富山」の配布</p> <p>②幼児、小学校低・中学年を対象とした「3R推進スクール」の開催</p>
集団回収活動推進事業	<p>(1)資源集団回収</p> <p>①回収品目：新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、牛乳パック、衣類、アルミ缶、スチール缶、紙製容器包装[特定地域のみ] (8品目)</p> <p>②報償金額：実施団体⇒4円/kg 回収業者⇒15.0円/kg (衣類のみ) ⇒7.5円/kg (紙製容器包装のみ)</p> <p>③令和2年度回収実績：4,117t (報償金額 16,221,413円[実施団体分])</p> <p>(2)紙類地区回収【H21～開始】</p> <p>行政回収に代わって、地域が主体となり紙類の分別回収を実施</p> <p>①回収品目：新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、紙製容器包装 (4品目)</p> <p>②報償金額：実施団体⇒3円/kg (新聞、雑誌(雑紙)、段ボール、紙製容器包装) 回収業者⇒7.5円/kg (紙製容器包装)</p> <p>③令和2年度回収実績：5,885t (報償金額 17,656,380円[実施団体分])</p>
事業系一般廃棄物減量化推進事業	<p>(1)事業系一般廃棄物の減量化を図るための、対象事業所における「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成、及び市への提出</p> <p>①対象事業所：特定建築物(3,000㎡以上の事業所)、大規模小売店舗、前出以外の事業所でOA用紙等が多量に排出されると思われる金融、証券、保険会社等及び廃棄物の焼却処分量が年間50t以上と見込まれる事業所</p> <p>②対象事業所数：461事業所</p> <p>(2)事業所に対するごみの減量啓発冊子「事業所をスリムに」の配布や研修会等の開催</p> <p>(3)事業系一般廃棄物の減量化を図るための啓発、指導及び支援 事業系一般廃棄物の排出実態把握、事業所の巡回訪問、適正処理と再利用の啓発</p>

表3-1-1(2). ごみの減量化・資源化の状況 [令和3年4月時点]

項 目	取 組 み 内 容	
廃棄物 分別 回収 推進 事業	空 き 缶 【H9～開始】	(1)収集回数：ステーション回収は月2回 (2)回収方法：ごみ集積場に専用回収容器を配布し、分別回収の徹底を図る。 (3)令和2年度回収実績：383 t
	空 き び ん 【H10～開始】	(1)収集回数：ステーション回収は月2回 (2)回収方法：ごみ集積場に色別容器（3色[無色、茶、その他]）を配布し、分別回収の徹底を図る。 (3)令和2年度回収実績：1,912 t
	ペ ー ト ボ ト ル 【H9～開始】	(1)収集回数：拠点回収は随時、ステーション回収は月1～4回 (2)回収方法： ①回収協力店（富山、大山、婦中地域）での回収： 市内のスーパーやコンビニエンスストア等と連携し、回収専用ボックスを設置して分別回収を行う。 ②ステーション回収：地域のごみ集積場で分別回収を行う。 (3)令和2年度回収実績：453 t（拠点回収箇所数 114箇所）
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 【H17～開始】	(1)収集回数：ステーション回収は月4回 (2)回収方法：集積場で透明又は半透明の袋に入れて排出された「プラスチック製容器包装」を分別回収する。 (3)令和2年度回収実績：2,383 t
	紙製容器包装 ・ 古 紙 【H17～開始】	(1)対象地区等：八尾地域の一部（2地区） (2)収集回数：ステーション回収は月1回 (3)回収方法：集積場等で、紙製容器包装、新聞、雑誌（雑紙）、段ボール等を分別回収する。 (4)令和2年度回収実績：紙製容器包装 0.2 t、古紙 1.2 t
	廃 食 用 油 【H21～開始】	(1)事業概要：地区センター及び各行政サービスセンター等に専用回収容器を設置して分別回収を行う。 (2)令和2年度回収実績：10 t（拠点回収箇所数 82箇所）
	デ ィ ス ポ ー ザ ー 排 水 処 理 シ ス テ ム 設 置 補 助 金 【H19～開始】	(1)補助事業：生ごみ処理ディスポーザー排水処理システムの設置について必要な補助を行い、市民による生ごみの自家処理を推進する。 (2)補助内容：住居1戸につき20,000円

表3-1-1(3). ごみの減量化・資源化の状況 [令和3年4月時点]

項 目	取 組 み 内 容
<p>生 ご み リ サ イ ク ル 事 業 【H18～開始】</p>	<p>(1) 事業概要：脱焼却・脱埋立てによる循環型まちづくりを目指し、「燃やせるごみ」の中から「生ごみ」だけを分別して排出してもらい、富山市エコタウン産業団地内の民間施設でバイオガスや電気エネルギーへリサイクルする。</p> <p>(2) 対象地区等：次の地区で実施。 H18. 5⇒①五番町地区 H19. 6⇒②清水町地区、③水橋中部地区 H20. 8⇒④星井町地区、⑤水橋東部地区 H21. 7⇒⑥総曲輪地区、⑦八人町地区 H22. 7⇒⑧愛宕地区、⑨安野屋地区 H23. 9⇒⑩西田地方地区 H24. 10⇒⑪柳町地区 H25. 10⇒⑫東部地区 H26. 10⇒⑬堀川地区</p> <p>(3) 令和2年度処理実績：684 t</p>
<p>可燃ごみ固形 燃料化事業 【H20～開始】</p>	<p>(1) 事業概要：資源集団回収により回収された衣類を、富山市エコタウン産業団地内の民間施設で固形燃料にリサイクルする。</p> <p>(2) 令和2年度回収実績：110 t</p>
<p>資 源 物 ス テ ー シ ョ ン 運 営 事 業</p>	<p>(1) 概要：資源となる廃棄物（資源物）を排出しやすい環境づくりとして、土曜・日曜及び祝日・休日に資源物ステーションを開設し、資源物の受け入れを実施する。また、平成27年6月以降、小型廃家電に限り、①環境センターと②岩瀬環境事務所の2箇所、平日も受け入れる。</p> <p>(2) 開設場所：市内8箇所【H20までに開設した箇所数】 ①環境センター（富山市栗山637） ②岩瀬環境事務所（富山市岩瀬池田町71-1） ③旧婦中環境事務所（富山市婦中町富川1） ④富山市ファミリーパーク第2駐車場（富山市古沢241-1） ⑤山室地区センター駐車場（富山市中市二丁目22-2） ⑥八尾行政サービスセンター駐車場（富山市八尾町福島151） ⑦水橋中部地区センター駐車場（富山市水橋館町312-1） ⑧大庄地区コミュニティセンター駐車場（富山市田島97-1）</p> <p>(3) 開設日時：土曜・日曜・祝日・休日の午前9時から午後3時まで</p> <p>(4) 対象品目：空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、衣類、小型廃家電（パソコン含む。）、水銀使用製品（蛍光灯、体温計等）（11品目）</p> <p>(5) 令和2年度持ち込み実績：1,975 t（156,605件）</p>

#### (4) 収集・運搬の状況

##### ① 分別収集の概要

市では、燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源物の分別収集を実施しています。

資源物は、平成7年度からモデル地区での分別回収を進めており、市内全域においては平成9年7月から空き缶、平成10年10月から空きびん（色別）の分別回収を開始しました。

また、容器包装リサイクル法に対応して、ペットボトルはスーパー等の協力店による拠点回収として平成9年10月から開始し、紙製容器包装・プラスチック製容器包装・古紙の分別回収は平成17年7月〔平成21年4月から集団回収（紙類地区回収）へ移行〕から開始しました。

また、市では資源化事業にも積極的に取り組んでいます。

側溝汚泥の資源化事業（平成18年4月開始、平成30年3月廃止）を契機とし、一部地区における生ごみの資源化事業（平成18年5月開始）、資源集団回収における衣類の固形燃料化事業（平成20年度開始）、資源物ステーションでの小型廃家電回収モデル事業（平成22年度開始）〔後にパソコン（平成25年度開始）や水銀使用製品（令和元年度開始）の回収対象品目の追加〕、地区センター等での廃食用油の回収（平成21年度開始）を順次実施し、現在に至っています。

## ② 収集・運搬システムの概要

生活系ごみにおける収集・運搬システムの概要を表3-1-2（次頁）に示します。

本市では、前述のとおり、資源化事業を順次実施してきており、令和3年4月時点では3種13分別<sup>\*</sup>を基本とした分別収集を実施しています。

また、社会経済状況や雇用環境等の変化に伴って、市民のライフスタイルが多様化していることから、ごみの分別排出の祝日・休日対応も検討し、ステーション方式以外の収集方式（拠点回収や資源物ステーション）を新たに設ける等して、ごみの分別排出を促進しやすい環境づくりに努めています。

<sup>\*</sup>側溝汚泥は、平成30年度から「富山市山本一般廃棄物最終処分場」で埋立処分している。

表3-1-2. 収集・運搬システムの概要【生活系ごみ】 [令和3年4月時点]

項 目	収集方法					処理方法		
	ステーション方式			資源物 <sup>*1</sup> ステーション	その他			
	収集主体	収集回数	収集箇所					
燃やせるごみ	直営・委託	週2回	6,729箇所	—	[有料]戸別収集(直営) [有料]直接持込(個人)	富山CCで焼却処理		
燃やせないごみ	直営・委託	月2回	5,383箇所	—	[有料]戸別収集(直営) [有料]直接持込(個人)	富山RCで破砕・選別・資源化处理		
資 源 物	容 器 包 装	空 き 缶	直営・委託	月2回	3,940箇所	○	資源集団回収 <sup>*2</sup>	富山RCで選別・資源化处理 資源集団回収分は民間引渡(資源化)
		空 き び ん	委託	月2回	3,943箇所	○	—	富山RCで選別・資源化处理
		ペットボトル	委託	月1~4回	757箇所	○	【富山・婦中・大山地域の一部】 スーパー等[114箇所]での拠点回収方式(委託)	富山RCで保管
		プラスチック製容器包装	委託	月4回	4,138箇所	○	—	富山RCで保管
		紙製容器包装	【八尾地域の一部(2地区)】 委託	月1回	3,786箇所	○	資源集団回収 <sup>*2</sup> 紙類地区回収 <sup>*2</sup>	富山RCで保管
	古 紙 (新聞・雑誌・段ボール)	【八尾地域の一部(2地区)】 委託	月1回	3,786箇所	○	資源集団回収 <sup>*2</sup> 紙類地区回収 <sup>*2</sup>	民間引渡(資源化)	
	衣 類	—	—	—	○	資源集団回収 <sup>*2</sup>	富山市コウケン産業団地内の民間施設にて資源化	
	生 ご み (対象地区のみ)	直営・委託	週2回	1,135箇所	—	—	富山市コウケン産業団地内の民間施設にて資源化	
	小 型 廃 家 電 (パソコン含む。)	—	—	—	○ <sup>*3</sup>	—	民間引渡(資源化)	
	廃 食 用 油	—	—	—	—	拠点回収方式(直営)	富山市コウケン産業団地内の民間施設にて資源化	
水銀使用製品	—	—	—	○	—	民間引渡(資源化)		
小 動 物 死 体	—	—	—	—	業者による収集(直営) [ペットは収集不可]	民間業者で焼却		
側 溝 汚 泥	—	—	—	—	【町内単位】 [無料]業者による収集(委託)  【個人】 [有料]戸別収集(直営)	富山市山本一般廃棄物最終処分場で埋立		
特定家庭用機器廃棄物 (家電リサイクル法対象品)	—	—	—	—	[有料]指定引取所への持込(個人) [有料]戸別収集(直営)	民間引渡(資源化)		
処 理 困 難 物	—	—	—	—	購入先や専門業者へ相談	民間引渡 (焼却・資源化・埋立)		
が れ き 類	—	—	—	—	環境センターへ相談 [有料]戸別収集(直営)	民間引渡 (資源化・埋立)		
石、セメント、瓦、土砂	—	—	—	—	環境センターへ相談 [有料]戸別収集(直営)	民間引渡 (資源化・埋立)		

注記)「富山CC」は「富山地区広域圏クリーンセンター」を、「富山RC」は「富山地区広域圏リサイクルセンター」を指す。

\*1 収集主体は直営である。土・日・祝・休日の9~15時に限り、市内8箇所のステーションに資源物の市民持込が可能である。

\*2 収集主体は資源回収業者である。回収は地域資源回収場所で随時実施しており、品目によって直接民間引渡または富山RC経由で民間引渡(資源化)としている。

\*3 平成27年6月1日から、環境センターと岩瀬環境事務所の2箇所において、平日回収(9~15時)している。

表3-1-3. 収集・運搬に係る直営人員・車両体制【生活系ごみ】 [令和3年4月時点]

項 目	人 員		台 数	
	月～金曜日の計	日平均	月～金曜日の計	日平均
燃やせるごみ	475 人	95 人	155 台	31 台
燃やせないごみ				
資源物（空き缶）				
資源物（生ごみ）				
地域美化	5 人	1 人	2 台	0.4 台
戸別有料収集	40 人	8 人	20 台	4 台
資源物ステーション回収	30 人	6 人	13 台	2.6 台
連絡巡回・施設管理	10 人	2 人	0 台	0 台
業務の調整・集約、申請受付、啓発・指導	60 人	12 人	0 台	0 台
車輛整備、機械管理	15 人	3 人	0 台	0 台
計	635 人	127 人	190 台	38 台

表3-1-4. 収集・運搬システムの概要【事業系ごみ】 [令和3年4月時点]

項 目		収集・運搬主体	収集回数	処理方法
燃 や せ る ご み		許可 自己搬入	随時	富山地区広域圏クリーンセンターにて焼却処理
資源物	木 く ず	許可 自己搬入	随時	許可処理施設（民間施設） にて資源化
	繊 維 く ず 等			
	生 ご み			

表3-1-5. 許可業者収集の概要【事業系ごみ】 [令和2年度末時点]

項 目	業 者 数	車 両 台 数	収 集 処 理 実 績
令和2年度	127 件	692 台	45,215 t

(5) 処理・処分の状況

① 行政施設

表3-1-6. 中間処理施設

施設名称	富山地区広域圏クリーンセンター	
	ごみ焼却施設	
施設所管	富山地区広域圏事務組合	
対象市町村名等	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
所在地	中新川郡立山町末三賀103番地3	
着工・竣工年月日	着工：平成11年6月 竣工：平成15年3月	
一般廃棄物の種類	燃やせるごみ	
公称能力	810 t / 24 h (270 t / 24h × 3 基)	
施設の内容	型式：タクマ連続式ストーカ炉 ・通風、煙突、除じん設備、トラックスケール、ごみピット、不燃物ピット、メタルピット、集塵灰処理物ピット、スラグピット、助燃装置、排水処理設備 ・余熱利用設備：工場内給湯、冷暖房、融雪蒸気タービン発電、多目的温水利用施設（常願寺ハイツ給湯〔温水プール〕、冷暖房） ・付帯設備： 発電設備 [20,000kW] 灰溶融設備：プラズマ式溶融炉 140 t / 24H (70 t / 24h × 2 基) ・ストックヤード（スラグ）：500m <sup>3</sup> × 3 区画 ・トラックスケール	

施設名称	富山地区広域圏リサイクルセンター	
	粗大ごみ処理施設	廃棄物再生利用施設
施設所管	富山地区広域圏事務組合	
対象市町村名等	富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村	
所在地	富山市辰尾170-1	
着工・竣工年月日	着工：平成15年3月 竣工：平成17年3月	着工：平成6年12月 竣工：平成7年12月
一般廃棄物の種類	燃やせないごみ	金属資源、空き缶、空きびん
公称能力	70.0 t / 5 h 破碎設備	40.6 t / 5 h ①大型金属類資源化施設：10 t / 5 h ②缶分別施設：7.6 t / 5 h ③びん選別施設：23 t / 5 h
施設の内容	型式：住友金属工業式 2軸せん断式 近畿工業式 回転式破碎機 ・圧縮機、破碎機、振動選別機、電磁選別機、騒音防止設備、粉じん防止設備、トラックスケール、ごみピット、排水処理設備	①大型金属類資源化施設：油圧式二軸回転せん断型破碎機 ②缶分類施設：アルミ選別機付搬送コンベヤ、選別機、缶プレス機 ③びん分別施設：選別コンベヤ、ストックヤード ④リサイクルプラザ：展示販売場、リフォーム室、リサイクル情報コーナー、リサイクル活動室 ⑤その他：トラックスケール(粗大ごみ処理施設と併用)

出典：「広域圏事業概要 令和2年度」富山地区広域圏事務組合、「富山県の廃棄物 令和2年11月」富山県生活環境文化部環境政策課

表3-1-7. 最終処分場

施設名称	富山市 山本一般廃棄物最終処分場
施設所管	富山市
対象市町村名等	富山市、富山地区広域圏事務組合
所在地	富山市山本字水木谷19
着工・竣工年月日	着工：昭和58年9月 竣工：昭和60年3月
一般廃棄物の種類	直接埋立ごみ
公称能力	埋立面積：43,000 m <sup>2</sup> 埋立容量：555,000 m <sup>3</sup>
埋立工法	サンドイッチ方式準好気性埋立
埋立開始年月	昭和61年5月
埋立完了見込年月	令和10年3月
汚水処理施設 処理方式	接触酸化法生物処理＋凝集沈殿処理方式＋砂ろ過方式

出典：「富山県の廃棄物 令和2年11月」富山県生活環境文化部環境政策課、富山市環境部環境センター管理課資料

② その他施設（民間施設）

表3-1-8. その他施設（民間施設）

ごみの中間処理委託施設		
名 称	所 在 地	一般廃棄物の種類
(株)島田商店	富山市上赤江町2丁目2番50号	紙くず
(株)シマダ	富山市婦中町田屋381-1	紙くず
(株)富山環境整備	富山市婦中町吉谷3-3	プラスチック類

一般廃棄物処理業許可施設		
名 称	所 在 地	一般廃棄物の種類
アイオーティカーボン(株)	富山市松浦町9番30	燃やせるごみ（紙くず、木くず、繊維くず）
(株)アイカワ	富山市水橋市田袋291番地の1	燃やせるごみ（繊維くず）
(有)今井運送	富山市栃谷405番地	木くず
(株)エコ・マインド	富山市松浦町6番20号	燃やせるごみ（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず）、自動車用廃タイヤ及びその他のタイヤ等
木村産業(株)	富山市水橋肘崎592番地1	木くず
(株)シマダ	富山市水橋開発277番8 婦中町田屋381番地1	燃やせるごみ（紙くず）
竹田運輸倉庫(株)	富山市上野330番3	木くず
橘開発(株)	富山市興人町1-43	木くず
	富山市上今町383	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
富山グリーンフードリサイクル(株)	富山市松浦町8番20号	燃やせるごみ（生ごみ、木くず）
(株)富山資源開発	富山市水橋市田袋318番地6	木くず
中川工業(株)	富山市東福沢726番地	木くず
長崎土石(株)	富山市宮成347番地	がれき類、石、セメント、瓦、土砂
日本オートリサイクル(株)	富山市松浦町7番30号	自動車用廃タイヤ及びその他のタイヤ等
(株)ニュース	富山市万願寺38番地の1	木くず
花崎工業(株)	富山市東老田1179番地	木くず
浜田化学(株)	富山市松浦町9番20号	廃食用油
(株)ヒューマン	富山市長川原字表平4番10	木くず

### (6) ごみ処理費用の状況

本市におけるごみ処理単価の経年推移を図3-1-5に示します。

平成27年度から令和2年度までの間（平成27年度比）にごみ処理費用は減少しています。

年間ごみ1 t当たりで約45%減、年間市民1人あたりで約45%減、年間1世帯あたりで約48%減となり、いずれも概ね半減しています。

概ね半減した理由として、富山地区広域圏事務組合が所管する中間処理施設の市町村負担額（処理費や整備費等）の軽減化が挙げられます。なお、平成30年度以降の各ごみ処理単価は、緩やかに減少または横ばいで推移しています。

なお、令和2年度の処理費用は、ごみ1 t当たりで約24,500円/t、年間市民1人あたりで約5,800円/人・年、年間1世帯あたりで約13,000円/世帯・年となっています。

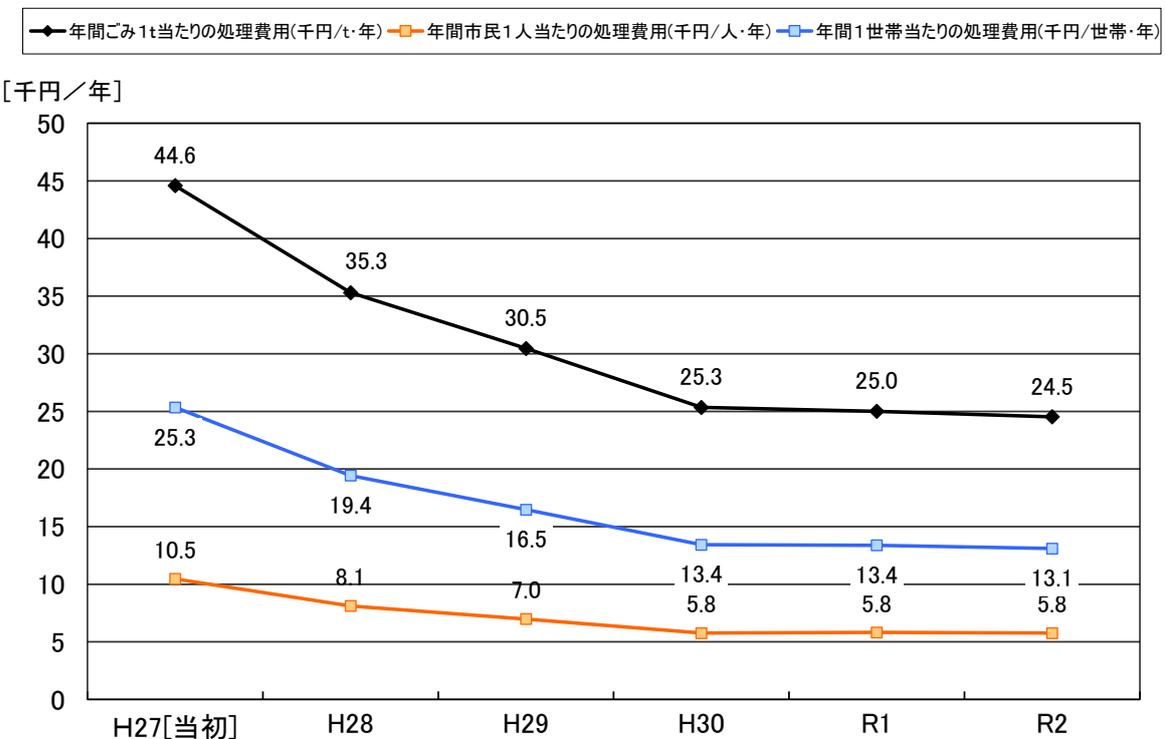


図3-1-5. ごみ処理単価の経年推移

### (7) ごみの組成(生活系ごみ細組成調査の概要)

第2次計画の見直しにあたり、今後のごみの減量化・資源化施策の基礎資料とするため、ごみステーションに排出された生活系ごみの細組成調査を行い、生活系ごみの分別排出状況を把握しました。その調査結果の概要は、以下のとおりです。

#### ① 調査概要

生活系ごみの細組成調査の分類品目（50品目）を表3-1-9に示します。

- ・燃やせるごみは、集荷したサンプルごみ（約310kg）を約100kgになるまで縮分した上で、50品目に分類し、品目毎に計量・内容物の写真撮影を行いました。
- ・燃やせないごみは、集荷したサンプルごみ（ごみ集積場5箇所分）の全量を50品目に分類し、品目毎に計量・内容物の写真撮影を行いました。

表3-1-9. 生活系ごみの細組成調査の分類品目

大分類	細分類	
①生ごみ(厨芥類)	(01)  手つかず食品 (03)  上記以外の生ごみ*2	(02)  食べ残し
②紙類	(04)  紙パック (06)  紙製容器包装 (08)  雑誌、書籍、カタログ (10)  シュレッター紙 (12)  上記以外の紙類	(05)  段ボール (07)  新聞紙、折り込みチラシ (09)  雑紙 (11)  事業系紙ごみ
③プラスチック類	(13)  レジ袋(そのまま捨てられたもの) (15)  プラスチック製容器包装 (17)  製品プラスチック(複合素材) (19)  上記以外のプラスチック類	(14)  ペットボトル (16)  製品プラスチック(プラスチック単一素材) (18)  レジ袋(ごみが入っていたもの)
④木竹類	(20)  自然物(剪定枝) (22)  自然物(その他)	(21)  自然物(草) (23)  加工物
⑤ゴム・皮革類	(24)  ゴム・皮革類	
⑥繊維類(衣類)	(25)  資源化可能な衣類(小物) (27)  上記以外の衣類	(26)  資源化可能な衣類(大物)
⑦金属類	(28)  アルミ缶 (30)  スプレー缶、カセットボンベ(中身の入っているもの) (32)  刃物類 (34)  ボタン電池等	(29)  スチール缶 (31)  スプレー缶、カセットボンベ(中身の入っていないもの) (33)  乾電池 (35)  上記以外の金属類
⑧ガラス・陶磁器類	(36)  リターナブルびん (38)  空きびん(茶色びん) (40)  蛍光灯 (42)  陶磁器類 (44)  自然石、コンクリートブロック等	(37)  空きびん(無色透明びん) (39)  空きびん(その他色びん) (41)  水銀入りの体温計・血圧計 (43)  上記以外のガラス
⑨製品廃棄物	(45)  小型家電製品	(46)  その他
⑩違反ごみ	(47)  産業廃棄物と疑われるもの	
⑪排出禁止物	(48)  家電リサイクル法対象品目	(49)  有害性・危険性、爆発引火物、処理困難物
⑫分類不能	(50)  ①～⑪に分類できないごみ ( 側溝汚泥を含む)	

注記 : 減量化が期待できる品目、 : 既に分別排出による資源化を進めている品目、  
 : 今後新たに分別排出することで資源化が期待できる品目、 : 適正処理品目

\*2現在一部の地区〔13地区、表3-1-1(P.26)参照〕で生ごみを資源化しているが、市内全域で行っていないため、(03) 上記以外の生ごみを 扱いとした。

## ② 調査結果

### ア. 燃やせるごみ

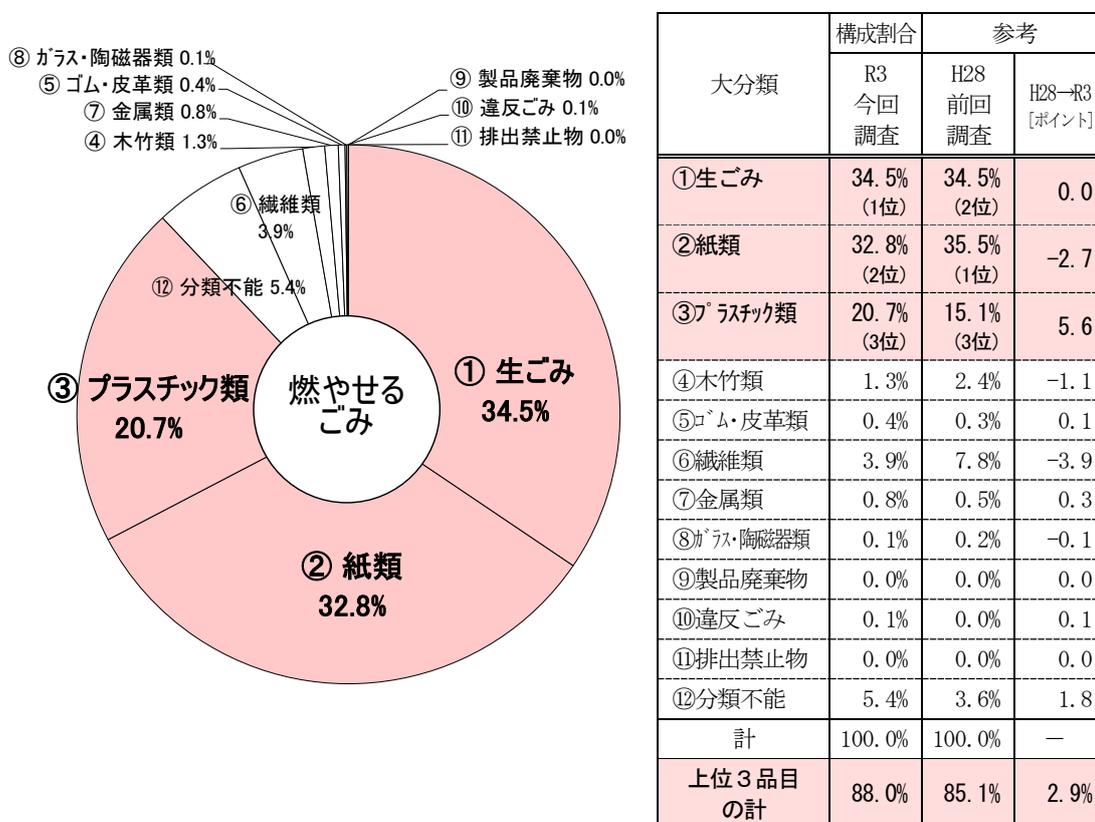
燃やせるごみの排出割合(大分類)を図3-1-6に、排出割合が多かった上位3品目の内訳を表3-1-10(次頁)に、上位3品目の特徴を表3-1-11(P.38~40)に示します。

構成割合の経年推移をみると、前回調査(平成28年調査)では紙類・生ごみ・プラスチック類の順が多かったのに対し、今回調査(令和3年調査)では生ごみ・紙類・プラスチック類の順に多くなっていました。

また、全体に占める最多3品目の割合は、前回調査が約85%、今回調査が88%となり、今回調査の方が3ポイント多くなっていました。大分類(12分類)の構成割合では、生ごみは前回調査から変化はみられませんが、紙類や繊維(布)類は減少する一方、廃プラスチック類は増加していました。

表3-1-10(次頁)より、最多3品目の内訳(構成割合)をみると、生ごみに含まれる食品ロス(手付かず食品・食べ残し)の割合は約17%、紙類に含まれる既資源化品目\*の割合は約57%、プラスチック類に含まれる既資源化品目の割合は約65%となり、燃やせるごみの中には、ごみの減量化が期待できる品目(減量化品目)や既資源化品目が全体の約39%の割合で混入していました。

\*既資源化品目は、既に分別排出で資源化している品目を示す。



注記1) 図中の①~⑫は、表3-1-9(前頁)の大分類の項目と一致している。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図3-1-6. 燃やせるごみの排出割合(大分類)

表3-1-10. 燃やせるごみの排出割合が多かった上位3品目の内訳

項目	内 訳	
① 生ごみの細分類別割合	<p>① 生ごみ</p> <p>減量化品目 (食品ロス※1) 16.8%</p> <p>資源化検討品目 83.2%</p> <p>(01)手つかず食品 10.1%</p> <p>(02)食べ残し 6.7%</p> <p>(03)その他の生ごみ 83.2%</p> <p>※1食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)として、「手つかず食品」や「食べ残し」がある。</p>	<p>生ごみには、減量化品目が16.8%、資源化検討品目※2が83.2%混入しています。</p> <p>※2資源化検討品目：今後新たに分別排出することで資源化が期待できる品目</p>
② 紙類の細分類別割合	<p>② 紙類</p> <p>適正処理品目 30.4%</p> <p>資源化検討品目 12.4%</p> <p>既資源化品目 57.2%</p> <p>(12)その他の紙類 30.4%</p> <p>(11)事業系紙ごみ 0.3%</p> <p>(10)シュレッダー紙 0.2%</p> <p>(09)雑紙 11.9%</p> <p>(08)雑誌、書籍、カタログ 10.5%</p> <p>(07)新聞紙、チラシ 10.5%</p> <p>(06)紙製容器包装 14.5%</p> <p>(05)段ボール 12.0%</p> <p>(04)紙パック 9.8%</p>	<p>紙類には、既資源化品目が57.2%、資源化検討品目が12.4%混入しています。</p>
③ プラスチック類の細分類別割合	<p>③ プラスチック類</p> <p>適正処理品目 28.8%</p> <p>資源化検討品目 5.8%</p> <p>減量化品目 0.7%</p> <p>既資源化品目 64.7%</p> <p>(19)その他 26.0%</p> <p>(18)レジ袋(ごみが入っていた) 2.8%</p> <p>(17)製品プラ(複合) 2.5%</p> <p>(16)製品プラ(プラ単一) 3.3%</p> <p>(15)プラスチック製容器包装 58.3%</p> <p>(14)ペットボトル 6.4%</p> <p>(13)レジ袋(そのまま捨てられた) 0.7%</p>	<p>プラスチック類には、減量化品目が0.7%、既資源化品目が64.7%、資源化検討品目が5.8%混入しています。</p>

注(2) 表中の(番号)は、表3-1-9(P.35)の細分類の項目と一致している(以下、同様)。

[燃やせるごみ]

表3-1-11(1) 「①生ごみ」の特徴

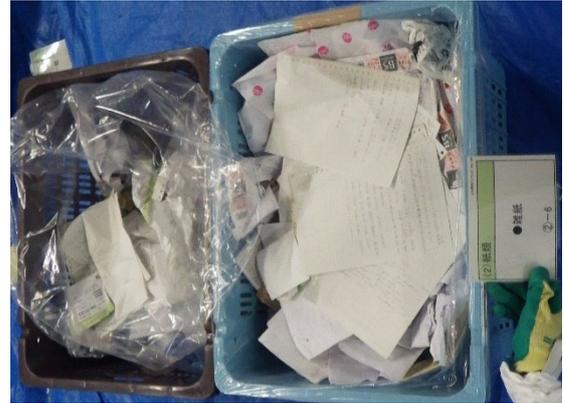
資源化検討品目	
「①生ごみ」の特徴	
減量化品目	食品ロス
(01)手つかず食品	(02)食べ残し
(03)その他の生ごみ	(04)その他
	
	
<p>・「手つかず食品」は、生ごみの10.1%を占めています。</p> <p>・内容物として、魚・肉、野菜、えのき等がみられます。このうち、賞味期限内に捨てられた食品は、1品（切干大根）でした。</p>	<p>・「食べ残し」は、生ごみの6.7%を占めています。</p> <p>・内容物として、パン類、練りものの残り等がみられます。</p>
	<p>・「その他の生ごみ」は、生ごみの88.2%を占めています。</p> <p>・内容物として、調理くずや果物の皮等が多くみられます</p>

注記1) 燃やせるごみの写真は、1画像につき32世帯相当量（集荷サンプルのごみ袋1袋あたり1kgから求めた換算値）を示す(以下、同様)。

注記2) 「手つかず食品」は、未開封のまま廃棄された食品または購入後ほとんど手をつけずに捨てられた食品(1/2以上原形を残すもの)とした。「食べ残し」は、まだ食べられるのに捨てられた食品(1/2未満の原形を残すもの)とした。

[燃やせるごみ]

表3-1-11 (2). 「②紙類」の特徴

「②紙類」の特徴	
既資源化品目	資源化検討品目
<p>(06)紙製容器包装</p>  <p>・「紙製容器包装」は、紙類の14.5%を占めています。 ・内容物として、菓子箱やティッシュペーパーの紙箱が多くみられます。</p>	<p>(07)新聞紙、折り込みチラシ</p>  <p>・「新聞紙、折り込みチラシ」は、紙類の10.5%を占めています。 ・内容物として、新聞紙は少ない一方、折り込みチラシが多くみられます。また、チラシには、ポストインされたものも多く含まれています。</p>
<p>(08)雑誌、書籍、カタログ</p>  <p>・「雑誌、書籍、カタログ」は、紙類の10.5%を占めています。 ・内容物として、通販カタログやフリーペーパーがみられます。</p>	<p>(09)雑紙</p>  <p>・「雑紙」は、紙類の11.9%を占めています。 ・内容物として、学校関係のもの(ノートの切れ端やプリント用紙)等が多くみられます。</p>

[燃やせるごみ]

表3-1-11(3). 「③プラスチック類」の特徴

「③プラスチック類」の特徴	
減量化品目	既資源化品目
<p>(13)レジ袋(そのまま捨てられたもの)</p> 	<p>(14)ペットボトル</p> 
<p>・「レジ袋(そのまま捨てられたもの)」は、プラスチック類の0.7%を占めています。</p> <p>・内容物として、小売店名のない無地のものが多くみられます。</p>	<p>・「ペットボトル」は、プラスチック類の6.4%を占めています。</p> <p>・内容物として、ほとんどが清涼飲料水であり、キャップやラベルがついたままの状態での排出されています。</p>
<p>(15)プラスチック製容器包装</p> 	<p>・「プラスチック製容器包装」は、プラスチック類の58.3%を占めています。</p> <p>・内容物として、菓子類の外袋、トレイ・カップ類等が多くみられます。</p>

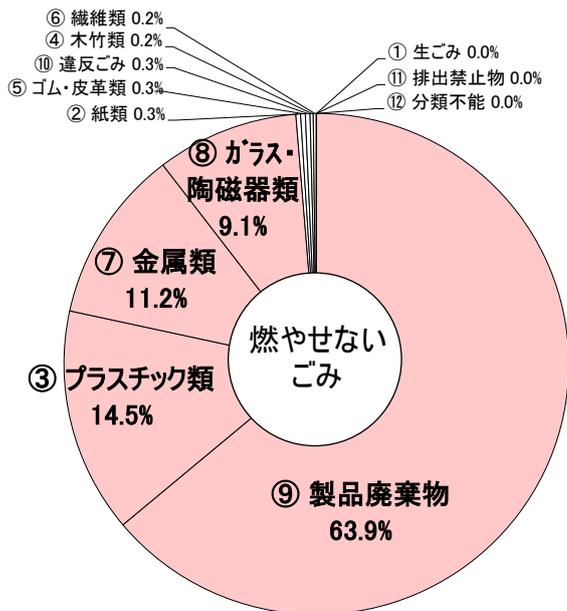
### イ. 燃やせないごみ

燃やせないごみの排出割合(大分類)を図3-1-7に、排出割合が多かった上位4品目の内訳を表3-1-12(次頁)に、上位3品目の特徴を表3-1-13(P.44~47)に示します。

構成割合の経年推移をみると、前回調査では金属類・製品廃棄物・ガラス陶磁器類・プラスチック類の順に多かったのに対し、今回調査では製品廃棄物・プラスチック類・金属類・ガラス陶磁器類の順に多くなっていました。

また、全体に占める最多4品目の割合は、前回調査が約94%、今回調査が99%となり、今回調査の方が5ポイント多くなっていました。大分類(12分類)の構成割合では、金属類やガラス陶磁器類が大幅に減少する一方、製品廃棄物は大幅に増加していました。

表3-1-12(次頁)より、最多4品目の内訳(構成割合)をみると、製品廃棄物に含まれる既資源化品目(小型廃家電)の割合は約30%、プラスチック類に含まれる既資源化品目の割合は約1%、金属類に含まれる既資源化品目の割合は約24%、ガラス陶磁器類に含まれる既資源化品目の割合は約55%となり、燃やせないごみの中には既資源化品目が全体の約27%の割合で混入していました。



大分類	構成割合		参考
	R3 今回 調査	H28 前回 調査	H28→R3 [ポイント]
①生ごみ	0.0%	0.3%	-0.3
②紙類	0.3%	0.6%	-0.3
③プラスチック類	14.5% (2位)	11.7% (4位)	2.8
④木竹類	0.2%	2.1%	-1.9
⑤ゴム・皮革類	0.3%	0.5%	-0.2
⑥繊維類	0.2%	0.4%	-0.2
⑦金属類	11.2% (3位)	30.1% (1位)	-18.9
⑧ガラス・陶磁器類	9.1% (4位)	24.9% (3位)	-15.8
⑨製品廃棄物	63.9% (1位)	27.5% (2位)	36.4
⑩違反ごみ	0.3%	1.1%	-0.8
⑪排出禁止物	0.0%	0.7%	-0.7
⑫分類不能	0.0%	0.0%	0.0
計	100.0%	100.0%	—
上位4品目の計	98.7%	94.2%	4.5

注記1) 図中の①~⑫は、表3-1-9(P.35)の大分類の項目と一致している。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

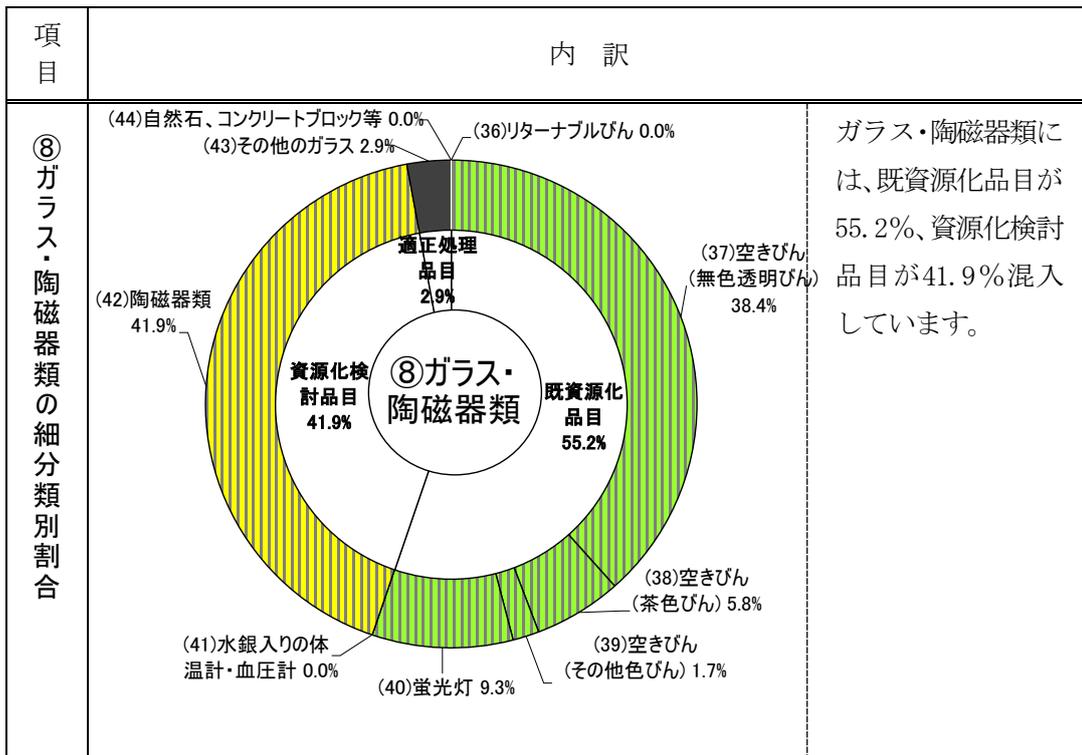
図3-1-7. 燃やせないごみの排出割合(大分類)

表3-1-12(1). 燃やせないごみの排出割合が多かった上位4品目の内訳

項目	内訳	
<p>⑨製品廃棄物の細分類別割合</p>	<p>⑨製品廃棄物</p> <p>既資源化品目 30.1%</p> <p>適正処理品目 69.9%</p> <p>(45)小型家電製品 30.1%</p> <p>(46)その他 69.9%</p>	<p>製品廃棄物には、既資源化品目が30.1%混入しています。</p>
<p>③プラスチック類の細分類別割合</p>	<p>③プラスチック類</p> <p>資源化検討品目 98.3%</p> <p>既資源化品目 1.1%</p> <p>適正処理品目 0.6%</p> <p>(17)製品プラ(複合) 76.2%</p> <p>(16)製品プラ(プラ単一) 22.1%</p> <p>(15)プラスチック製容器包装 0.8%</p> <p>(14)ペットボトル 0.2%</p> <p>(13)レジ袋(そのまま捨てられた) 0.0%</p> <p>(18)レジ袋(ごみが入っていた) 0.6%</p> <p>(19)その他 0.0%</p>	<p>プラスチック類には、既資源化品目が1.1%、資源化検討品目が98.3%混入しています。</p>
<p>⑦金属類の細分類別割合</p>	<p>⑦金属類</p> <p>資源化検討品目 76.1%</p> <p>既資源化品目 23.9%</p> <p>(35)その他の金属類 56.0%</p> <p>(28)アルミ缶 3.8%</p> <p>(29)スチール缶 20.1%</p> <p>(30)※1 0.2%</p> <p>(31)※2 10.8%</p> <p>(32)刃物類 1.7%</p> <p>(33)乾電池 7.4%</p> <p>(34)ボタン電池等 0.0%</p> <p>※1 スプレー缶、カセットボンベ(中身の入っているもの) ※2 スプレー缶、カセットボンベ(中身の入っていないもの)</p>	<p>金属類には、既資源化品目が23.9%、資源化検討品目が76.1%混入しています。</p>

注(2) 表中の(番号)は、表3-1-9(P. 35)の細分類の項目と一致している(以下、同様)。

表3-1-12(2). 燃やせないごみの排出割合が多かった上位4品目の内訳



[燃やせないごみ]

表3-1-13(1). 「⑨製品廃棄物」の特徴

**「⑨製品廃棄物」の特徴**

既資源化品目

(45)小型家電製品



・「小型家電製品」は、製品廃棄物の30.1%を占めています。

・内容物として、扇風機や掃除機、携帯電話、炊飯器等がみられます。

・「小型家電製品」は、平成23年度から資源物として拠点回収(資源物ステーション)できますが、「燃やせないごみ」として捨てられています。

※⑨ 燃やせないごみの写真は、1画像につきごみ集積場5箇所分を示す(以下、同様)。

〔燃やせないごみ〕

表3-1-13(2). 「③プラスチック類属類」の特徴

「③プラスチック類」の特徴	
資源化検討品目	
既資源化品目	<p>(15)プラスチック製容器包装</p>  <p>(3)プラスチック類</p> <p>・「プラスチック製容器包装」は、プラスチック類の0.8%を占めています。</p> <p>・内容物として、食料品ボトル等が多くみられます。</p>
	<p>(16)製品プラスチック(プラスチック単一素材)</p>  <p>5-③ (株単一素材のプラスチック類) プラスチック類 ●</p> <p>・「製品プラスチック」は、プラスチック類の98.3%を占めています。このうち、プラスチックの単一素材は約22%、その他材質を含む複合素材は約78%でした。</p> <p>・金属類を含まないプラスチック類（ビデオテープやハンガー、DVD、おもちゃ等）は、本市の分別排出ルールでは「燃やせるごみ」になりますが、「燃やせないごみ」として捨てられています。</p>
	<p>(17)製品プラスチック(複合素材)</p>  <p>(3)プラスチック類 ●製品プラスチック (複合素材) ③-6</p>

[燃やせないごみ]

表3-1-13(3). 「⑦金属類」の特徴

資源化検討品目		「⑦金属類」の特徴	
(28)アルミ缶、(29)スチール缶	既資源化品目		<p>・「アルミ缶(上写真)」は、金属類の3.8%を占めています。また、「スチール缶(下写真)」は、金属類の20.1%を占めています。</p> <p>・内容物として、アルミ缶では清涼飲料水が、スチール缶では食品用缶詰が多くみられます。</p>
(30、31)スプレー缶、カセットボンベ	資源化検討品目		<p>・「スプレー缶・カセットボンベ」は、金属類の11.0%を占めます。</p> <p>・このうち、中身が空のものは約98%、中身があるものは約2%となっています。</p>
(35)その他の金属類	資源化検討品目		<p>・「その他の金属類」は、金属類の56.0%を占めています。</p> <p>・内容物として、やかんやその他の日用品等がみられます。</p>

[燃やせないごみ]

表3-1-13(4). 「⑧ガラス・陶磁器類」の特徴

「⑧ガラス・陶磁器類」の特徴	
既資源化品目	資源化検討品目
<p>空きびん[(37)無色透明びん・(38)茶色びん・(39)その他色びん]</p>  	<p>(42)陶磁器類</p>  
<p>(40)蛍光灯</p> 	<p>・「陶磁器類」は、ガラス・陶磁器類の41.9%を占めています。 ・内容物として、鉢や食器類等がみられます。</p>
<p>・「空きびん」は、ガラス・陶磁器類の45.9%を占めています。 ・内容物として、調味料びんや食用油びん等がみられます。</p>	<p>・「蛍光灯」は、ガラス・陶磁器類の9.3%を占めています。 ・種類として、直管や丸型管、電球管がみられます。</p>

### ③ 燃やせるごみ・燃やせないごみに占める減量化・資源化品目の割合

燃やせるごみに占める減量化・資源化品目の割合を図3-1-8に、燃やせないごみに占める減量化・資源化品目の割合を図3-1-9に示します。

燃やせるごみでは、減量化品目が6.0%、既資源化品目が32.7%、資源化検討品目が35.7%、適正処理品目が25.7%で占められています。

一方、燃やせないごみでは、減量化品目が0.0%、既資源化品目が27.3%、資源化検討品目が26.7%、適正処理品目が46.0%で占められています。

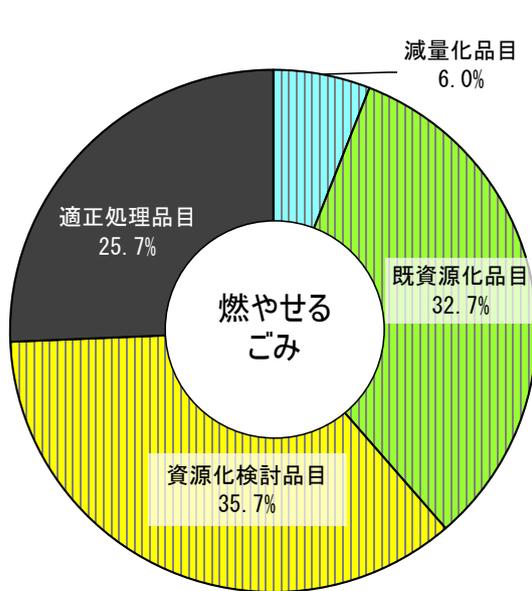


図3-1-8. 減量化・資源化品目の割合  
【燃やせるごみ】

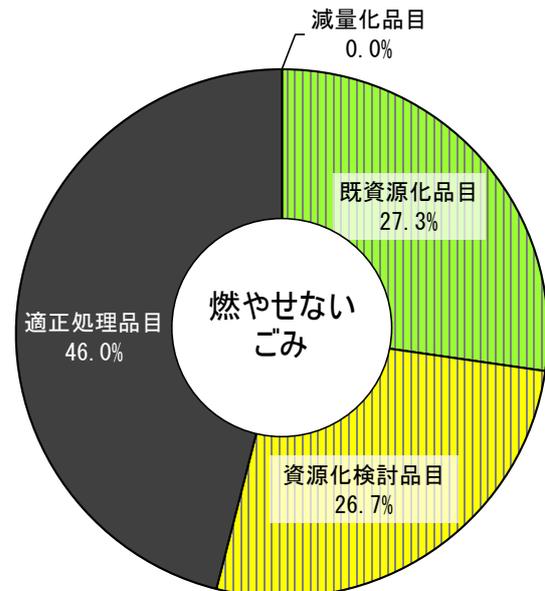


図3-1-9. 減量化・資源化品目の割合  
【燃やせないごみ】

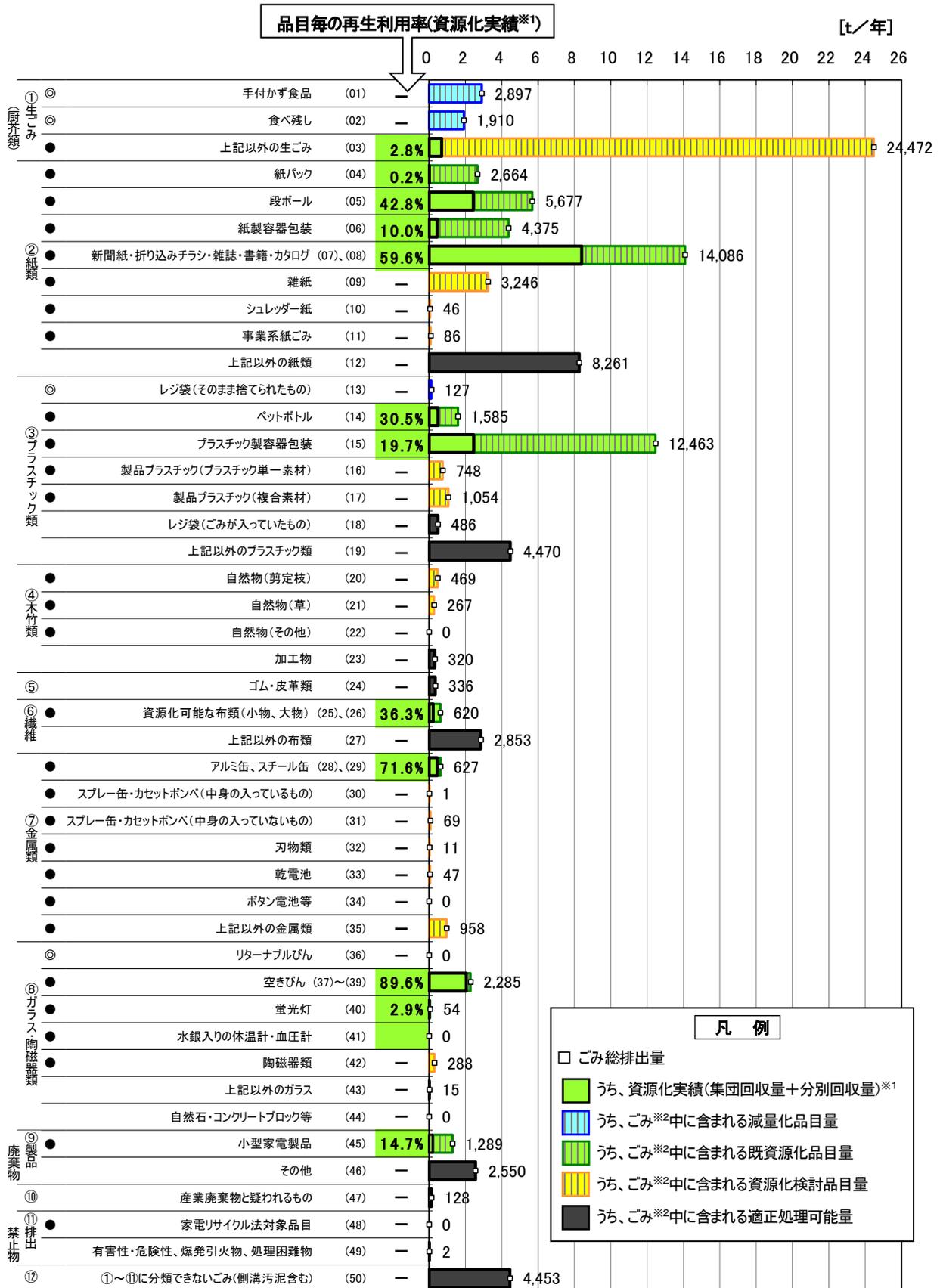
### ④ 品目別の減量化・資源化の進捗状況

品目別の減量化・資源化の進捗状況を図3-1-10(次頁)に示します。

図3-1-10をみると、減量化品目では、生ごみ中の食品ロス(手付かず食品、食べ残し)の年間排出量が比較的多くなっています。また、燃やせるごみに混入している生ごみに占める食品ロスの割合は、前回調査〔平成28年調査:約19%〕に対し、今回調査〔令和3年調査:約17%(P.37参照)〕では約2ポイント減少しました。この構成割合から推定される1人1日あたりの食品ロス量は、平成27年度では35gに対し、令和2年度では32gと微減していることから、食品ロスの削減が緩やかに進んでいることがうかがえます。

品目毎の再生利用率(資源化実績<sup>\*</sup>率 )が最も高い品目は「空きびん」の約90%であり、次いで「アルミ缶、スチール缶」の約72%、「新聞紙・折り込みチラシ・雑誌・書籍・カタログ」の約60%となっています。

<sup>\*</sup>集団回収量+分別回収量(収集量+拠点回収量)



※1 集団回収量+分別回収量(収集量+拠点回収量)

※2 現在、燃やせるごみや燃やせないごみとして捨てられているもの。

注記1) 現在一部の地区〔13地区、表3-1-1(P.26)参照〕で生ごみを資源化しているが、市内全域で行っていないため、(03) 上記以外の生ごみを [ ]扱いとした。

注記2) 上表の合計値は、令和2年度の生活系ごみ排出量106,295t/年〔=集団回収量10,002t+資源物量(行政回収)7,801t+燃やせるごみ量82,786t+燃やせないごみ量5,706t〕(直接埋立ごみ・小動物死体を除く)と一致している。

図3-1-10. 品目別の減量化・資源化の進捗状況 [令和2年度実績]

### (8) 市民意識調査(富山市民意識調査結果報告書の抜粋)

市では、「富山市総合計画」を策定するにあたり、これまで実施してきた各種施策に対する市民満足度や市政への要望等の把握を目的とした「富山市民意識調査<sup>\*1</sup>」を実施しています。

この調査の結果については、今回調査（R2調査）の結果のみならず、経年変化も分かるように、前回調査（H30年調査）や前々回調査（H27年調査）の結果も合わせて整理しています。

このうち、市民が普段の取り組んでいると回答したものを図3-1-11（次頁）に示します。ごみ分野と食品ロス分野に係る取り組みとして、今回調査の結果では、「ごみの分別排出を徹底するとともに、排出ごみの減量化に取り組んでいる（3位、52.8%）」、「地域の環境美化活動に協力している（8位、25.4%）」及び「学校や地域と連携しながら、しつけや情操教育、食育などの家庭教育を行っている（20位、7.3%）」がランクインしており、多くの市民がごみに関する取り組みを行っていました。

しかし、世代が下がるにつれて、「ごみの分別排出を徹底するとともに、排出ごみの減量化に取り組んでいる」や「地域の環境美化活動に協力している」の割合が下がる傾向<sup>\*2</sup>があるため、39歳以下の若い世代に対する更なる啓発が必要です。

また、今回調査をH27年調査やH30年調査と比較すると、上記の3項目とも取り組み度合いが低下していることから、市民の関心や取り組み度合いが低下している懸念があります。

このため、市民の関心を高めるような周知・普及啓発手段を工夫したり、分かりやすく情報提供できるしくみを検討していく必要があります。

なお、周知・普及啓発手段として、同調査結果の1位に市広報（広報とやま）の閲覧、2位にスマートフォン等のモバイル端末を使用したインターネットの利用が高いことから、これらの手段を活用した情報提供に努める必要があります。

<sup>\*1</sup>出典：「富山市民意識調査結果報告書」令和2年12月 富山市

<sup>\*2</sup>普段から行っている取り組み割合・年齢別

項目	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
ごみの分別排出を徹底するとともに、排出ごみの減量化に取り組んでいる	39.1%	35.3%	50.4%	53.7%	56.0%	62.3%
地域の環境美化活動に協力している	8.9%	11.2%	18.4%	25.0%	29.9%	37.5%
学校や地域と連携しながら、しつけや情操教育、食育などの家庭教育を行っている	2.8%	18.2%	17.5%	8.2%	2.0%	2.7%

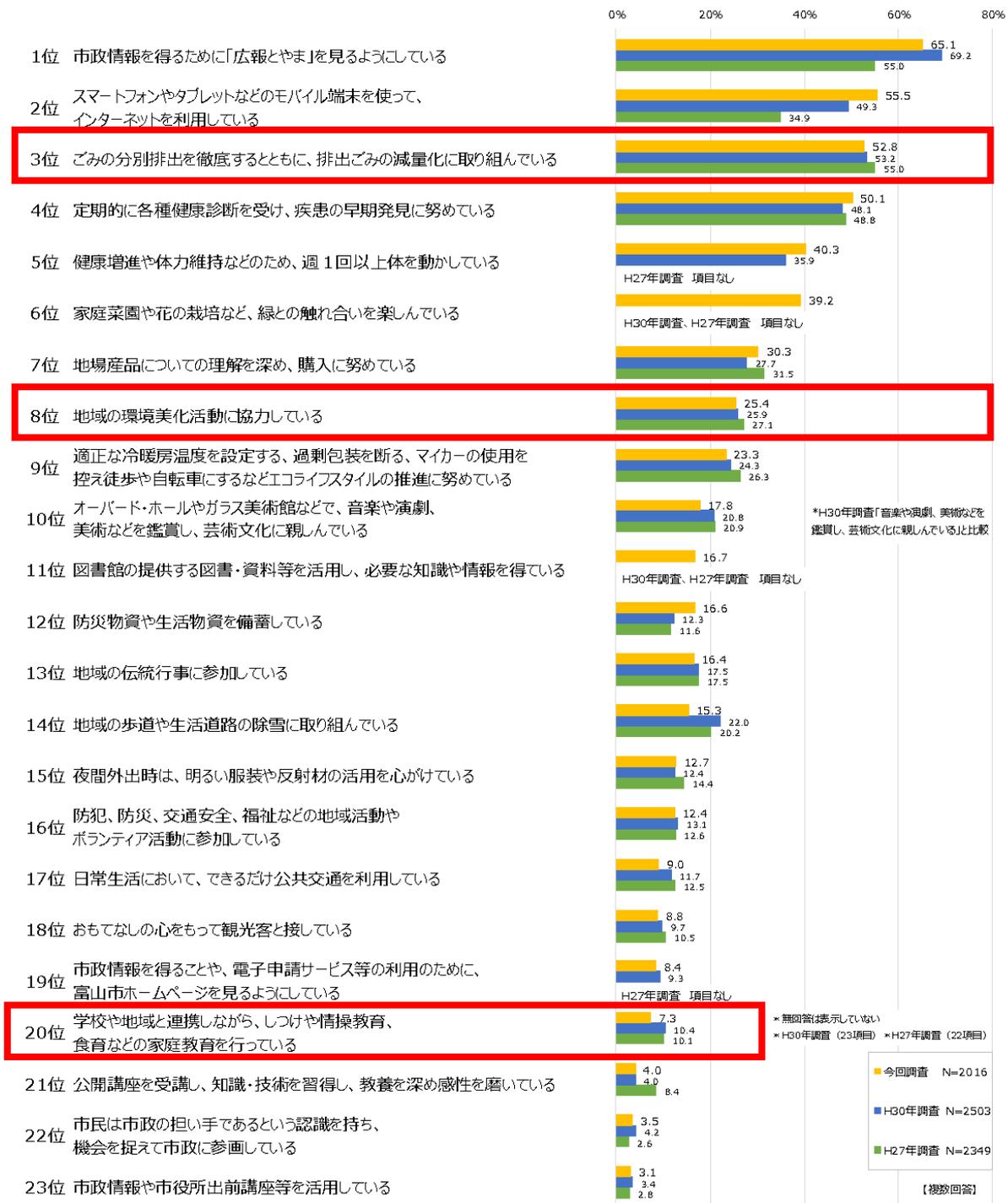


図3-1-11. 市民の普段の取組みについて

## (9) 循環型社会形成に向けての進捗状況

平成29年3月に策定した第2次計画では、前期計画の目標年度を令和3年度、後期計画の目標年度の令和8年度と定め、それぞれの目標年度における目標値（以下「当初目標値」という。）を定めています。

ここでは、この当初目標値と平成27年度（第2次計画策定当時の最終実績年度）から令和2年度までの実績推移を比較することで、循環型社会形成に向けての進捗を把握しました。

### ① ごみ排出量

年間ごみ排出量の推移を図3-1-12（次頁）に、1人1日あたりのごみ排出量の推移を図3-1-13（次頁）に示します。

- 令和2年度の年間ごみ排出量は158,162 t となり、平成27年度（163,417 t）から約3%減量化できました。但し、平成27年度から令和元年度の実績を経年的にみると増減を繰り返していることから、平成27年度以降で令和2年度が最も少なかった要因として、コロナ禍の影響（新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、外出自粛やテレワークが実施される等、社会経済活動や生活スタイルが大きく変化したことで特に事業系ごみ排出量の減少度が大きい）を多分に受けている可能性が考えられます。
- 1人1日排出量（原単位ベース）で見ると、生活系ごみ（集団回収量を含む）は平成27年度をピークとして減少傾向がみられます。一方、事業系ごみは増減を繰り返しながらも横ばい傾向で推移しており、減量化が進んでいない状況です。
- 令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から年間ごみ排出量で約4,500 t、1人1日排出量【総量】で10gの減量化が必要であり、過去の実績推移から推測すると、当初目標値の達成は難しい状況にあります。
- 令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から年間ごみ排出量で約13,000 t（年間平均ベースで約2,170 t ずつ）、1人1日排出量で39g（年間平均ベースで約7g以上ずつ）の減量化が必要になります。
- 本市の1人1日あたりのごみ排出量は、富山県平均や全国平均を上回っていることから、今後一層ごみの減量化に努める必要があります。

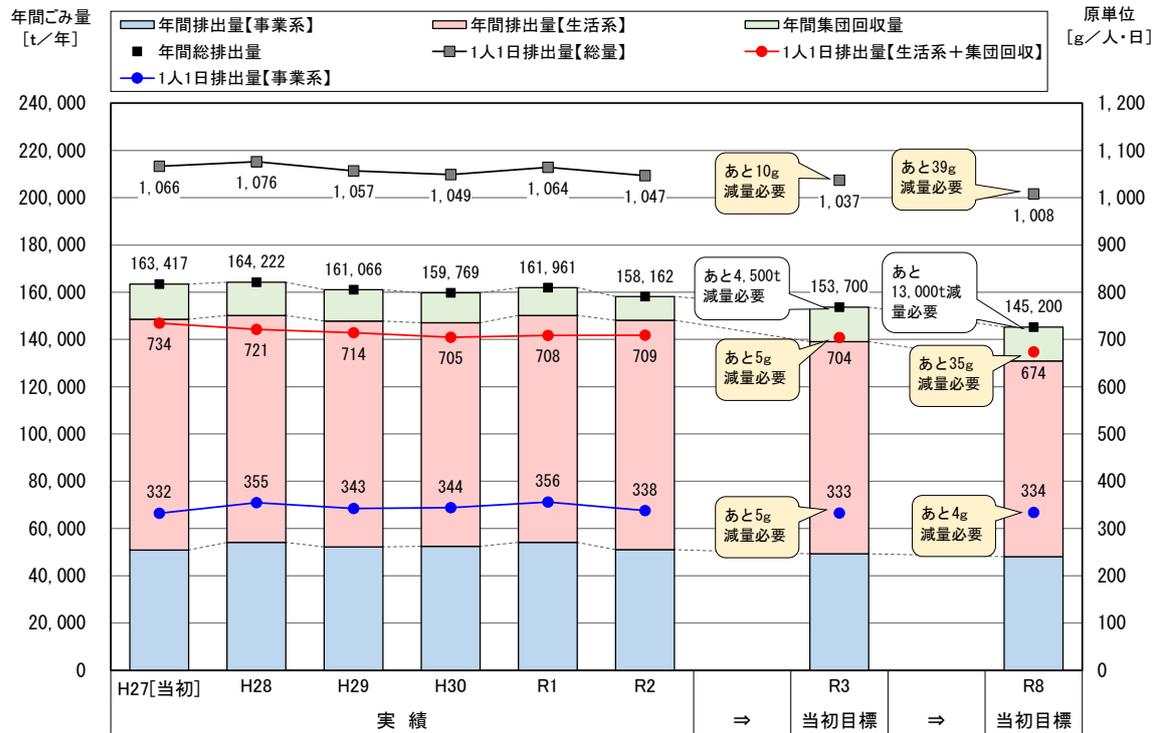
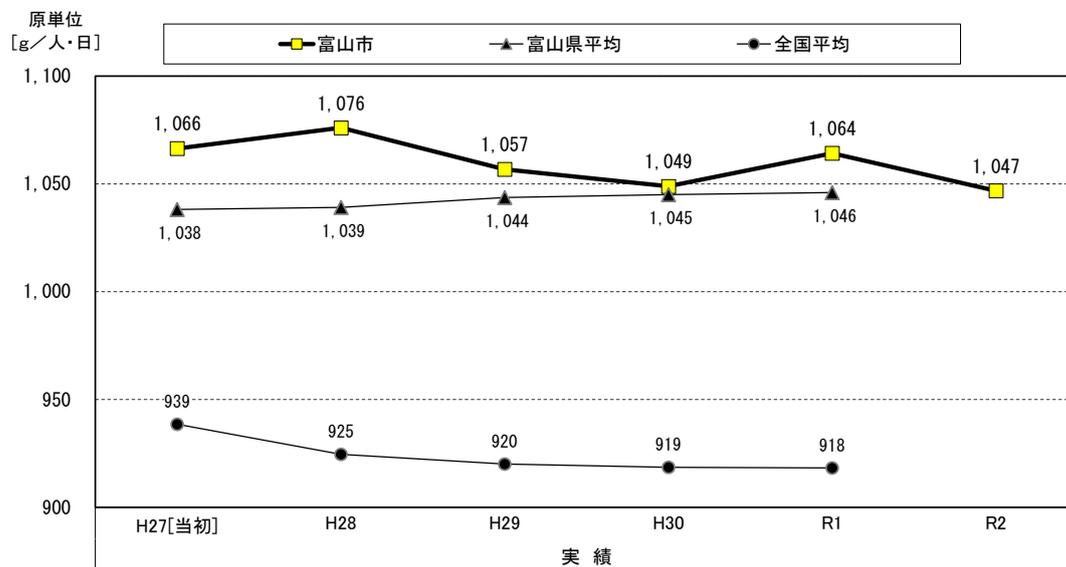


図3-1-12. 年間ごみ排出量の推移



出典：富山県平均／「富山県の廃棄物 平成29～令和2年度版（平成27～30年度実績）」富山県生活環境文化政策課、令和元年度実績は富山県生活環境文化政策課に対するヒアリング結果  
 全国平均／「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27～令和元年度調査結果（平成27～令和元年度実績）」環境省

図3-1-13. 1人1日あたりのごみ排出量の推移（全国、富山県、富山市）

注記1) 第2次計画では、前期計画の目標年度を令和3年度、後期計画の目標年度を令和8年度としている。

注記2) 「当初目標」は、第2次計画策定当時（平成29年3月）に設定した目標値である。

## ② 再生利用率

再生利用量の推移を図3-1-14(次頁)に、再生利用率の推移を図3-1-15(次頁)に示します。

- 再生利用率は、平成28年度をピークに年々減少しており、ピーク時から令和2年度までに約2ポイント(年間再生利用量:約4,300t)の減少がありました。

- ・減少した主な要因は、以下のとおりです。

- ⇒集団回収量(主に古紙類)が年々減少している。(H28からR2までの間に約4,000t、約29%の減少)

- ⇒分別収集による生活系の資源物が年々減少している。(H28からR2までの間に約1,600t、約17%の減少)

- ・一方で、事業系の資源物が増加傾向にある。(H28からR2までの間に約900t、約7%の増加)

- 令和3年度(前期計画目標年度)の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から再生利用率を2ポイント増加させる必要があり、過去の実績推移から推測すると、当初目標値の達成は難しい状況にあります。

- 令和8年度(後期計画目標年度)の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から再生利用率を2ポイント以上(年間平均ベースで約0.4ポイント以上ずつ)増加させる必要があります。

その際には、インターネットの急速な普及やライフスタイルの多様化に伴って、日常生活において紙媒体から電子媒体にシフトする現象が様々な場面で見られるようになっている状況を踏まえ、再生利用量の内訳として大きな割合を占める古紙回収量が今後も引き続き減少していくことを考慮しておく必要があります。

- 本市の再生利用率は、全国平均よりは高水準で推移しています。一方、富山県平均とは平成29年度以降、同程度またはそれ以下で推移していることから、今後一層のごみの資源化に努める必要があります。

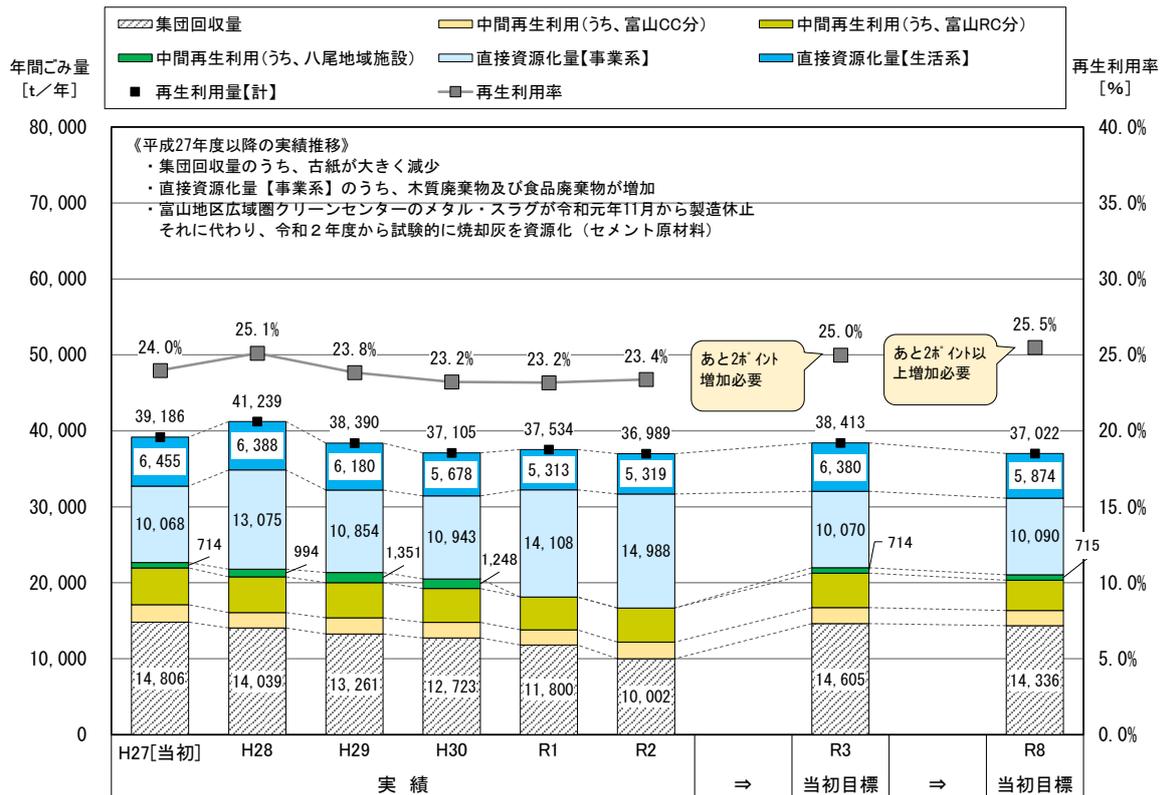
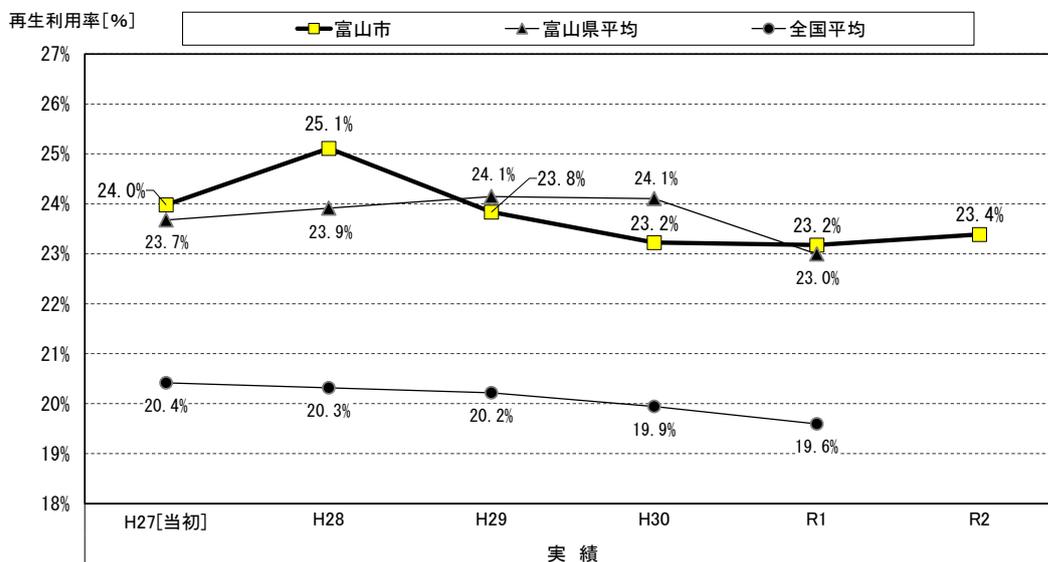


図3-1-14. 再生利用量の推移



出典：富山県平均／「富山県の廃棄物 平成29～令和2年度版（平成27～30年度実績）」富山県生活環境文化部環境政策課、令和元年度実績は富山県生活環境文化部環境政策課に対するヒアリング結果  
 全国平均／「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27～令和元年度調査結果（平成27～令和元年度実績）」環境省

図3-1-15. 再生利用率の推移（全国、富山県、富山市）

注記1）、注記2）は、P. 53と同様である。

注記3）図3-1-14にある「富山CC」は富山地区広域圏クリーンセンター、「富山RC」は富山地区広域圏リサイクルセンター、「八尾地域施設」は富山市八尾地域資源活用促進施設の略称である。

注記4）図3-1-14にある「中間再生利用」は、中間処理後の再生利用量の略称である。

### ③ 中間処理量

富山地区広域圏のクリーンセンター（富山CC）やリサイクルセンター（富山RC）で焼却・破碎・選別により中間処理された量〔富山市分〕の推移を図3-1-16及び図3-1-17（次頁）に示します。平成27年度以降の中間処理量では、焼却処理量が約94%と大部分を占めています。

#### 【焼却処理量】

- コロナ禍の影響が考えられる令和2年度を除いた平成27年度から令和元年度までの1人1日あたりの焼却処理量をみると、平成27年度と令和元年度の総量、生活系、事業系とも変化はほとんどみられないことから、焼却処理量の減量化はほとんど進んでいない状況です。
- 令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から年間焼却処理量で約5,300 t、1人1日排出量で20gの減量化が必要となり、過去の実績推移から推測すると、当初目標値の達成は難しい状況にあります。
- 令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から年間焼却処理量で約12,200 t（年間平均ベースで約2,000 t以上ずつ）、1人1日排出量で46g（年間平均ベースで約8gずつ）削減する必要があります。

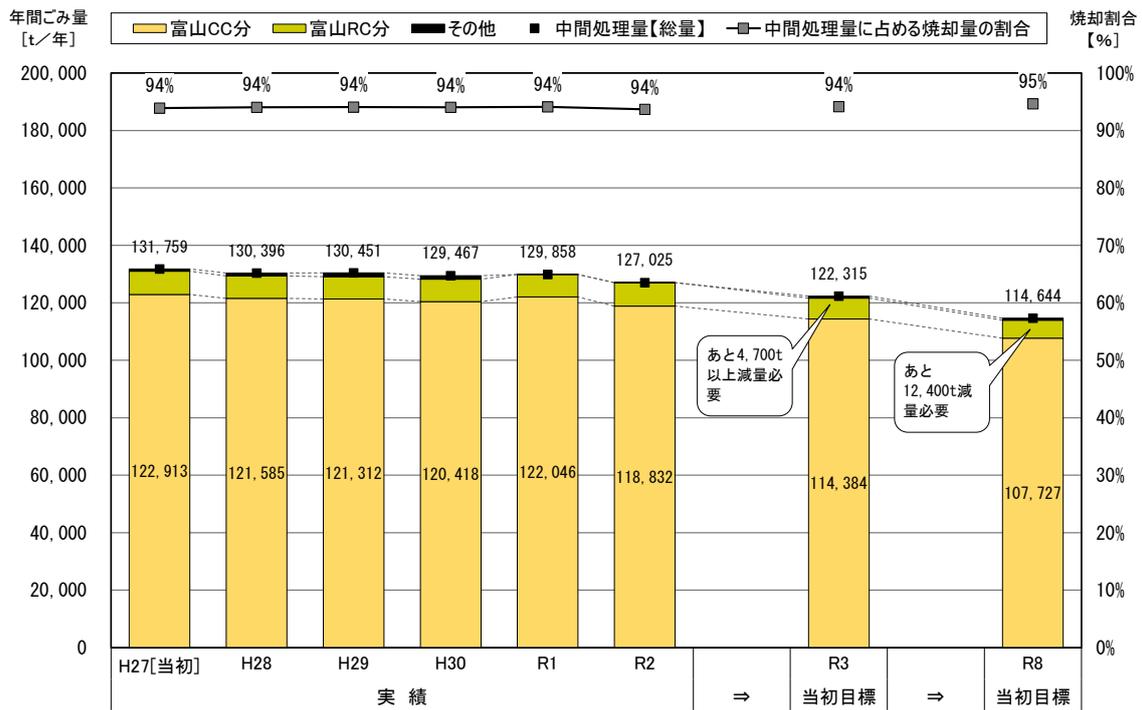


図3-1-16. 中間処理量の推移

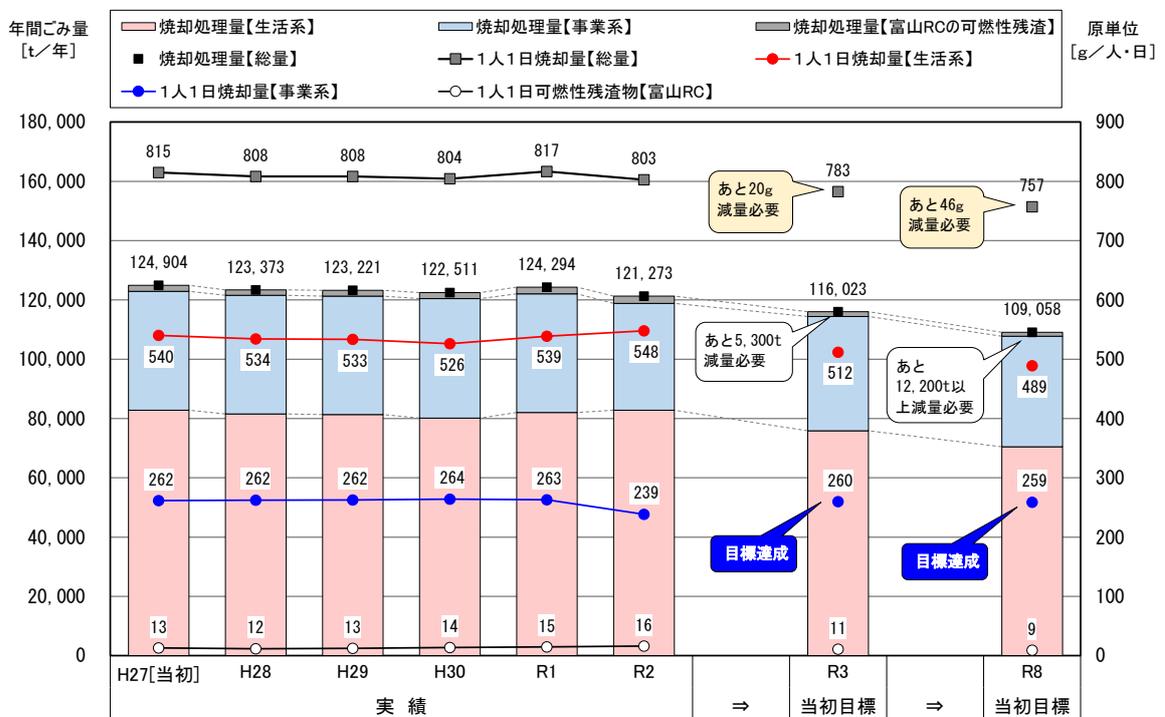


図3-1-17. 焼却処理量の推移

注記1)、注記2) は、P. 53と同様である。

注記3) は、P. 55と同様である。

注記4) 図3-1-16の「その他」は、富山市八尾地域資源活用促進施設における中間処理量と小動物の死体の中間処理量の合計値である。

#### ④ 最終処分量

最終処分量の推移を図3-1-18（次頁）に、1人1日あたりの最終処分量の推移を図3-1-19（次頁）に示します。

- 最終処分量は、平成27年度を底値として増加傾向にあります。
  - ・増加した主な要因は、以下のとおりです。
    - ⇒最終処分量の85%以上を占める焼却灰（富山地区広域圏クリーンセンター中間処理後最終処分量）が、平成29年度以降増加している。
    - ⇒焼却灰を削減するには、家庭や事業所から排出される燃やせるごみ量を減少させる必要があるが、前述（P. 56, 57）したとおり、平成27年度以降の焼却処理量は約120,000 tで推移しており、削減が進んでいない状況である。
    - ⇒富山地区広域圏クリーンセンターでは、焼却灰の一部を熔融スラグ化し骨材や路盤材等として再利用していたが、平成29年度以降は、熔融炉の故障等の原因により稼働日数が減ったことから、最終処分される焼却灰が増加している。
    - ⇒令和元年11月にスラグ製造を休止してからは、セメント原材料等による資源化を試験的に進めている。令和2年度は、灰資源化のために転用した灰の量が少なかったことから、最終処分される焼却灰は更に増加している。
    - ⇒平成30年度以降、側溝汚泥の処理体制を資源化から最終処分に移行したことで、直接最終処分量が増加している。
- 令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から最終処分率を約2ポイント、最終処分量を約3,700 t削減させる必要があります。過去の実績推移から推測すると、当初目標値の達成は難しい状況にあります。
- 令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から最終処分率を2ポイント（年間平均ベースで約0.3ポイント以上ずつ）、最終処分量を約4,500 t（年間平均ベースで750 tずつ）削減させる必要があります。
- 本市の1人1日最終処分量は、平成27年度は富山県平均や全国平均を下回っていましたが、平成28年度以降は全国平均を、平成29年度以降は富山県平均と同程度又は上回っていることから、今後一層のごみの減量化・資源化に努める必要があります。

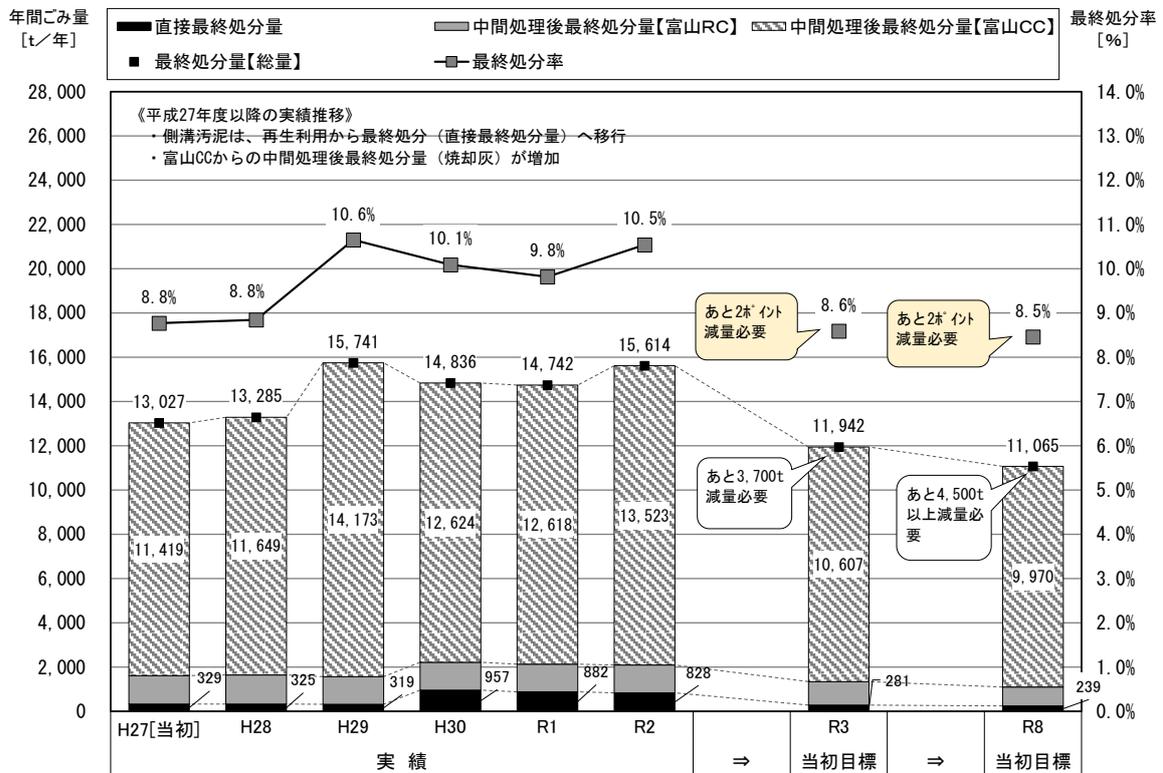
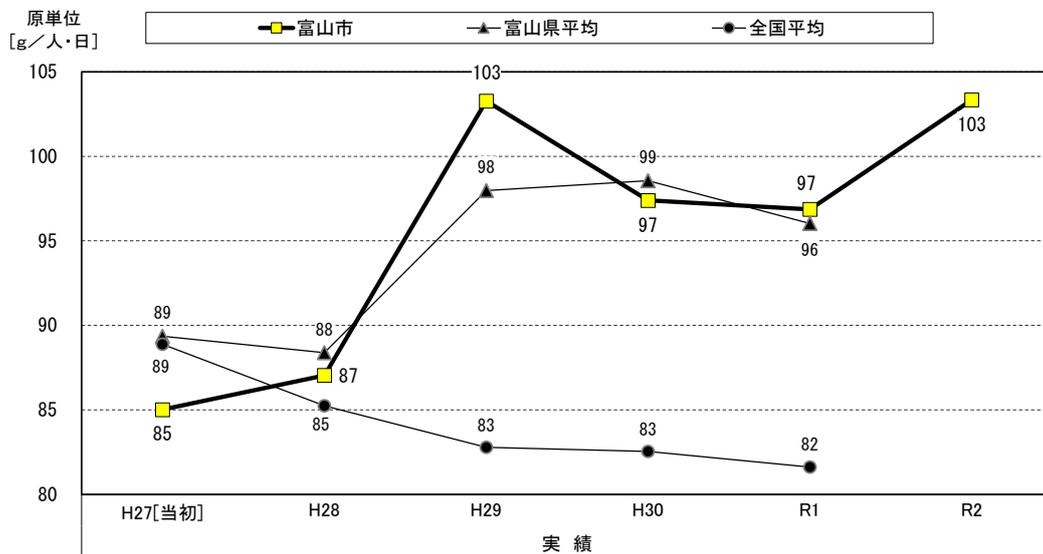


図3-1-18. 最終処分量の推移



出典：富山県平均／「富山県の廃棄物 平成29～令和2年度版（平成27～30年度実績）」富山県生活環境文化部長官政策課、令和元年度実績は富山県生活環境文化部長官政策課に対するヒアリング結果  
 全国平均／「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27～令和元年度調査結果（平成27～令和元年度実績）」環境省

図3-1-19. 1人1日あたりの最終処分量の推移（全国、富山県、富山市）

注記1）、注記2）は、P. 53と同様である。

### ⑤ システム分析による類似都市との比較

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、平成25年4月に改訂された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表する”ことが定められています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール※（以下、「支援ツール」という。）」を公表していることから、同支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とすることで、本市における循環型社会形成の構築に向けた課題を整理します。

※環境省のホームページ内 [https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool\\_gwd3r/gl-mcs/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html)

注記) 支援ツールにおける各自治体のごみ処理実績には、全国の市町村から都道府県を通じて環境省に報告される「一般廃棄物処理実態調査（令和元年度実績）」が用いられている。  
このため、P.62,63の図表（図3-1-20）にある本市の各実績値は、「支援ツール」の出力結果をそのまま用いているため、これまでの頁で整理した実績値と異なることに留意する。

### 7. 類似自治体の抽出

類似自治体の概要を表3-1-14に示します。

表3-1-14. 類似自治体の概要

支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用した支援ツールは、令和元年度版である。（令和3年10月1日時点での最新版で、令和元年度実績が用いられている。）</li> </ul>
都市形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市形態は、「中核市」と自動選択される。（都市形態は、政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村から自動で分類される。）</li> <li>・都市形態を「考慮する」を選択する。</li> </ul>
人口区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の人口は、416,175人（自動設定）</li> <li>・人口区分は、自動設定で「0」となる。</li> <li>・人口の幅は、自動設定で「400,000人～500,000人未満」となる。</li> </ul>
産業構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業構造は、自動設定で「0」となる。（産業構造は、第2次産業人口と第3次産業人口の比率から自動で分類される。）</li> <li>・本市の第2次産業人口と第3次産業人口の比率 97.7%（自動計算）</li> <li>・本市の第3次産業の人口比率 67.0%（自動計算）</li> </ul>
類似自治体数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の設定条件により選定された類似自治体数は「58」自治体である。</li> </ul>

## イ. 類似自治体との比較結果

本市と類似自治体（58自治体）の一般廃棄物処理システムの比較分析結果を図3-1-20（次頁、P63）に示します。

なお、システム分析結果の評価は、次のとおりです。

### (ア) 人口一人一日当たりごみ総排出量【標準的な指標】

本市は1,062g/人・日であり、類似自治体の平均値949g/人・日よりも約12%多いことから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

#### a. 1人1日あたり生活系排出量【補足指標】

本市は635g/人・日であり、類似自治体の平均値600g/人・日よりも約6%多いことから、ごみの減量化が求められます。

#### b. 集団回収・資源ごみを除く1人1日あたり生活系排出量【補足指標】

本市は579g/人・日（aに占める割合は約91%）であり、残りの56g/人・日（同割合は約9%）が分別排出された資源ごみ量になります。

類似自治体の平均値は517g/人・日（同割合は約86%）であり、残りの83g/人・日（同割合は14%）が分別排出された資源ごみ量になります。

以上より、本市の資源ごみ量は、類似自治体の平均値の2/3程度にとどまっています。また、資源ごみ量を除くごみ（燃やせるごみや燃やせないごみ）量が約12%多い状況です。このため、生活系ごみの分別排出に努めることで、資源ごみ量の底上げを行うとともに、燃やせるごみや燃やせないごみの減量化を推進することが求められます。

#### c. 1人1日あたり事業系排出量【補足指標】

本市は350g/人・日であり、類似自治体の平均値306g/人・日に比べて約14%多いことから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

### (イ) 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)【標準的な指標】

本市は22.5%であり、類似自治体の平均値17.3%よりも5ポイント以上高いことから、資源化が進んでいる状況です。

### (ウ) 廃棄物のうち最終処分される割合(最終処分率)【標準的な指標】

本市は8.3%であり、類似自治体の平均値8.9%よりも0.6ポイント低いことから、最終処分量が少ない状況です。（ごみの資源化の進捗によって、埋立量が少ない状況です。）

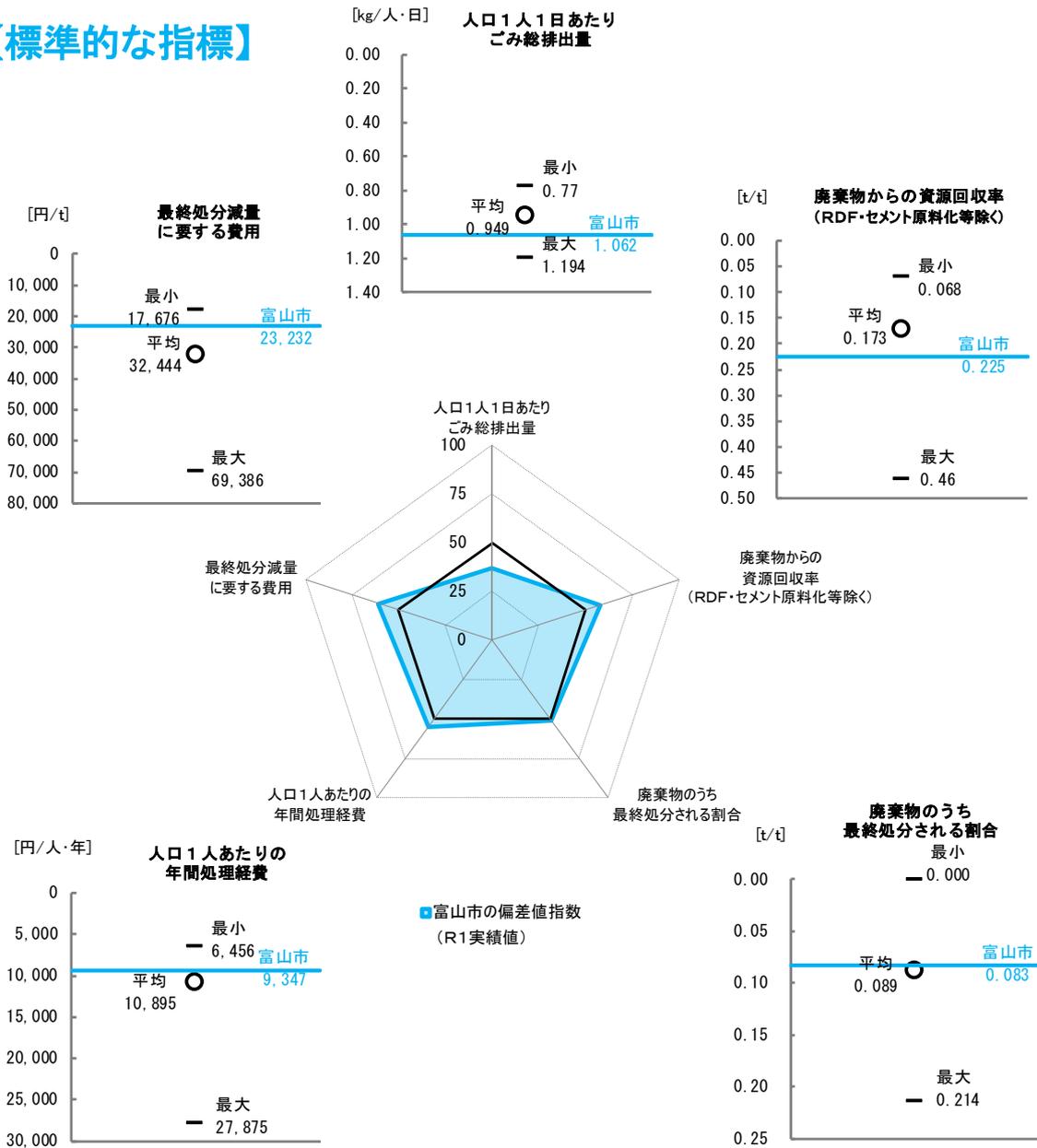
### (エ) 人口一人当たり年間処理経費【標準的な指標】

本市は9,347円/人・年であり、類似自治体の平均値10,895円/人・年よりも14%以上少ないことから、処理経費の削減が進んでいる状況です。

### (オ) 最終処分の減量に要する費用【標準的な指標】

本市の収集運搬から中間処理までに要した経費は23,232円/tであり、類似自治体の平均値32,444円/tよりも28%以上少ないことから、処理経費の削減が進んでいる状況です。

【標準的な指標】

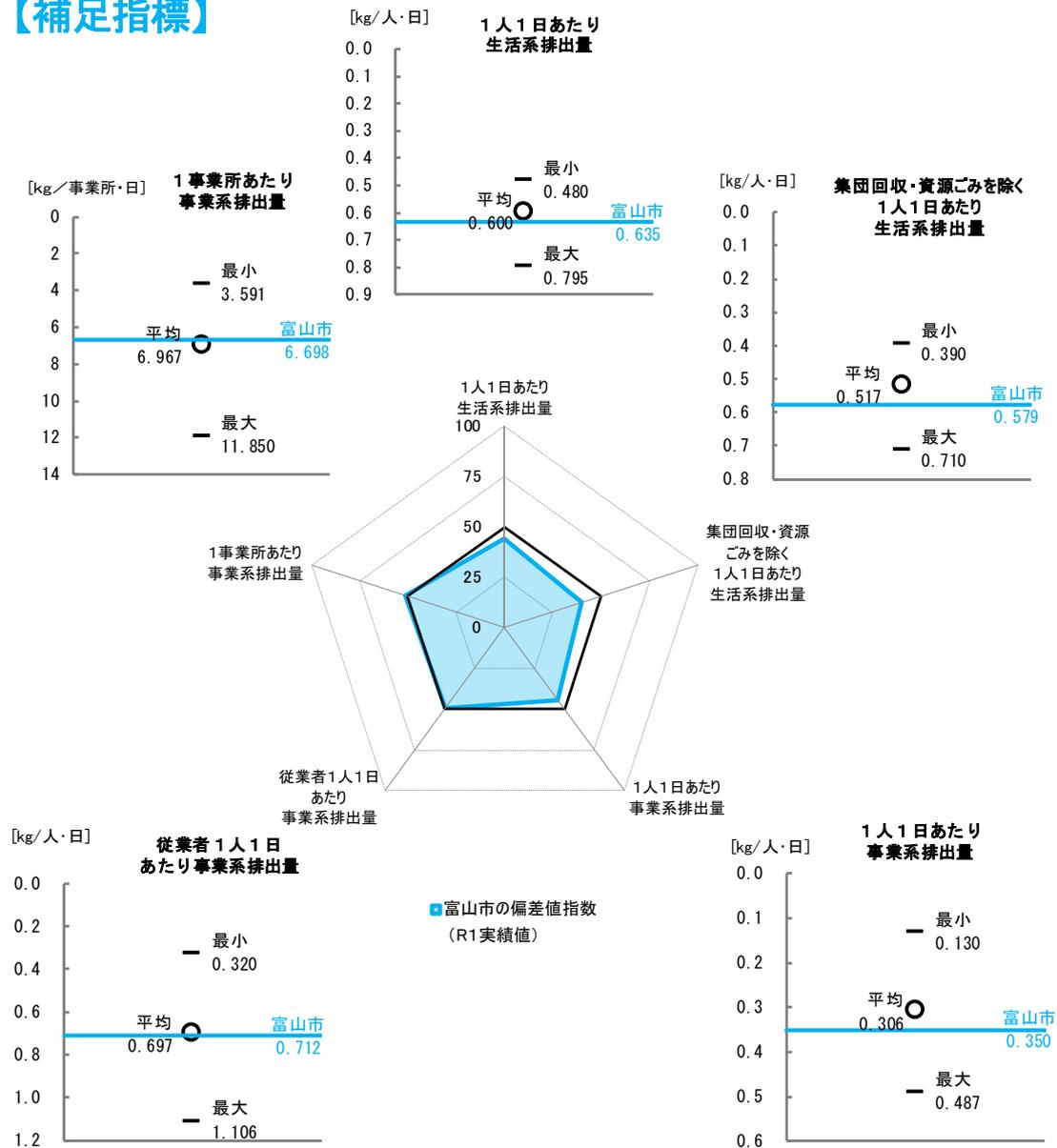


標準的な指標		人口1人1日あたり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人あたりの 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
富山市	R1実績値	1.062	0.225	0.083	9,347	23,232
	偏差値指数	37.2	58.0	51.2	55.1	61.1
類似都市	平均	0.949	0.173	0.089	10,895	32,444
	最大	1.194	0.46	0.214	27,875	69,386
	最小	0.77	0.068	0.000	6,456	17,676
	標準偏差	0.088	0.065	0.048	3,038	8,287

注記) 偏差値指数は、値が大きいほど良好な状態を示す(「50」が平均)。例えば、人口一人一日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるので、偏差値指数の値は大きく表示される。

図3-1-20(1). 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

【補足指標】



補足指標	排出形態別単位排出量					
	1人1日あたり生活系排出量 (kg/人・日)	集団回収・資源ごみを除く1人1日あたり生活系排出量 (kg/人・日)	1人1日あたり事業系排出量 (kg/人・日)	従業者1人1日あたり事業系排出量 (kg/人・日)	1事業所あたり事業系排出量 (kg/事業所・日)	
富山市	R1実績値	0.635	0.579	0.350	0.712	6.698
	偏差値指数	44.1	40.2	44.4	49.1	51.5
類似都市	平均	0.600	0.517	0.306	0.697	6.967
	最大	0.795	0.710	0.487	1.106	11.850
	最小	0.480	0.390	0.130	0.320	3.591
	標準偏差	0.059	0.063	0.078	0.175	1.743

図3-1-20(2). 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

(10) 課題の整理

本市のごみ処理の現況を踏まえた上で、ごみ処理に係る課題を表3-1-15に示します。

表3-1-15(1). 課題の整理

区 分	主 な 課 題
ごみの減量化・資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度（第2次計画策定当時の基準年度）から令和2年度までの経年推移をみると、1人1日ごみ排出量の減量化は緩やかに進んではいるものの、全国平均や富山県平均よりも多いことから、今後も引き続きごみの減量化が必要になります。</li> <li>・生活系ごみ細組成調査結果より、1人1日あたりの食品ロス量は、平成27年度では35gに対し、令和2年度では32gと微減していました。今後も食品ロスの削減を推進するため、市広報や啓発活動に積極的に取り組む必要があります。また、食品ロスの削減に効果的な取り組み事例について、市民や事業者に分かりやすく周知する必要があります。</li> <li>・1人1日集団回収量は、令和2年度に66gとなり、平成27年度（97g）から約32%減少しました。特に落ち込みが激しい品目は、総量の約95%を占める古紙類でした。集団回収量や報奨金交付団体数、実施回数が年々減少傾向にあることから、周知・啓発に努めるとともに、関係団体等に広く協力を呼びかけていく必要があります。</li> <li>・1人1日生活系ごみ量は、令和2年度に643gとなり、平成27年度（638g）から微増しています。その内訳をみると、資源物の分別収集（排出）量は年々減少していく一方で、燃やせるごみや燃やせないごみは増加傾向にあります。 このことから、生活系ごみの分別排出を促進し、資源物の分別収集（排出）量の底上げを行うとともに、燃やせるごみや燃やせないごみを更に減量化する大胆な施策を進めていく必要があります。</li> <li>・事業系燃やせるごみ量は、平成27年度以降、横ばいで推移していることから、ごみ量の削減につながる減量施策を講じていく必要があります。（令和2年度には減少に転じていますが、コロナ禍の影響を受けていると考えられます。）</li> </ul>

表3-1-15(2). 課題の整理

区 分	主 な 課 題
収集・運搬 中間処理 最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の焼却処理量は、コロナ渦の影響が考えられる令和2年度を除く平成27年度以降はほとんど削減が進んでおらず、ごみの減量化を今後も一層進めていく必要があります。</li> <li>・生活系ごみ細組成調査結果より、生活系の燃やせるごみには、減量化が可能な食品ロス（手つかず食品や食べ残し）の他、資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙類、廃プラスチック類、衣類が相当程度混入していたことから、市民に対して引き続きごみの発生抑制とごみの分別排出による資源化の協力を求める必要があります。</li> <li>・事業系の燃やせるごみには、減量化が可能な食品ロスや資源化が可能な古紙類等の混入も考えられることから、排出事業者に対し、適正排出に対する協力を今後も求めていく必要があります。</li> <li>・市内の一部地区（13地区）で分別収集した生ごみや事業系食品廃棄物は、民間処理施設で資源化（堆肥化やメタンガスによる発電）してきましたが、当該施設が令和3年度をもって縮小することを受け、今後は、新たな減量化の取組みを検討していく必要があります。</li> <li>・最終処分量の削減のため、富山地区広域圏事務組合に対して、焼却灰の再資源化ルートの確保や中間処理施設からの処理残渣物の有効活用を引き続き、求めていく必要があります。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近国内で頻発する自然災害（地震や水害等）に備えるため、市が策定した「富山市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生する災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行える体制を整備していく必要があります。</li> <li>・平常時から県や県内市町・一部事務組合、民間処理業者等と連携し、被災時の廃棄物処理体制を構築しておく必要があります。</li> </ul>

## 3.2 ごみ処理基本計画

### (1) 基本理念

基本理念は、現行計画を踏襲し、次のとおり定めます。

なお、基本理念にある「脱埋立都市」は、持続可能な循環型社会<sup>※1</sup>が実現した際の究極的な都市像になることから、第1次計画の基本理念を継承して用いることとします。

<sup>※1</sup>持続可能な社会とは、「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民1人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されています。

なお、「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

## 『脱埋立都市とやま』に向けての挑戦

### — 私たち1人ひとりが主役の循環型まちづくり —

平成28年5月に富山市で開催されたG7環境大臣会合では、「資源効率性の向上と3Rの推進」に向けた各国の強い意志が示された共通ビジョンが世界に向けて発信されました。

その後、本市は、政府から平成30年6月に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、SDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいるサポーターの企業・各種団体・市民とともに、グローバル化が急速に進む社会・経済・環境上の様々な課題に統合的に取り組んでいるところです。

このSDGsに関する施策や取組みには、本計画の基本理念の実現に向けた施策や取組みと直接的・間接的に関連するものが複数あることから、本計画の継続的な改善と着実な推進によって、SDGsが目指す未来の実現に貢献していきます。

本計画の基本理念の実現には、市民や事業者との協働が必要不可欠です。

このため、ごみの減量化や資源化に対する意識や関心を更に高めていくための情報発信や、ごみの分別排出の徹底に向けた普及啓発や指導の強化、資源効率性の向上を見据えたごみ処理体系の見直し、民間活力を活かした「地域循環圏<sup>※2</sup>」の形成のための支援・指導等といったさまざまな視点からの施策や取組みを段階的に講じていながら、持続可能な循環型社会（ごみになるものが減り、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられた社会＝埋立ごみが可能な限りゼロになる社会）の実現を目指します。

<sup>※2</sup>地域循環圏とは、地域から排出された循環可能な資源物は、なるべく当該地域の中で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていくことで、重層的な地域循環を構築していこうという考え方をいう。市では、これらの取組みを民間活力により推進していくことで、地域の活性化にもつなげていくこととしている。

## (2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、循環型社会形成推進基本法に定められている廃棄物処理の優先順位に基づいて、まずは「可能な限りのごみの発生抑制（リデュース）」や「不要になった製品等の再使用（リユース）」を優先的に進めます。次いで、資源物の再生利用（リサイクル）を進めることで、ごみの減量化・資源化（3R）に取り組みます。

なお、これらの取組みを持続的に発展させていくための基盤（協働体制やしきみ）づくりも合わせて行います。

以上の考えを踏まえ、本計画における基本方針を、次のとおり定めます。

### 基本方針1

#### ツール 2 R の推進

—発生抑制・再使用—

ムダをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立する2R（リデュース・リユース）や食品ロスの削減の取組みに優先的に取り組むことで、天然資源の使用削減に努めます。

### 基本方針2

#### 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進

—分別・再生利用—

ごみを資源物として可能な限り再生利用するため、市民や事業者による適切な分別排出の徹底と多様なリサイクルの輪による資源物の効率的な循環的利用を推進します。

### 基本方針3

#### 環境にやさしい安全な適正処理の推進

—適正処理—

最終的にどうしてもごみとして処理しなければならないものについては、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組み、環境に配慮した適正処理を行います。

また、老朽化が進んだ施設は、改修や設備更新等により安全かつ安定的な処理体制を確保することで、計画的に処理を行います。

### 基本方針4

#### 持続可能な循環型社会の実現に向けた仕組みづくり

—協働体制・しきみ—

3Rと適正処理を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、市民・事業者・行政による協働体制の構築に取り組みます。

また、主役である市民や事業者に3Rに関する理解を深めてもらうため、対象者に合わせたきめ細かい普及啓発を行うとともに、多様な広報媒体を活用し、情報の共有を図っていきます。

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」（P.70以降）に示しています。

(3) 数値目標・モニター指標の設定

① 目標年度及び基準年度について

本計画の目標年度を令和8年度に設定します。

なお、基準年度は、平成27年度から令和2年度に見直します。

② 数値目標の設定

本市のごみ処理の現況や課題を踏まえ、本計画の目標を以下のとおり定めます。

数 値 目 標		実 績		目 標	
		平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度	令和8年度
		実績	基準年度	当初目標	最終目標
減 量 化 目 標	一般廃棄物の 年間排出量	163,417 t	158,162 t 100として	(153,700t)	145,200 t 92以下
資 源 化 目 標	再生利用率	24.0 %	23.4 %	(25%以上)	26%以上
埋 立 量 の 削 減 目 標	年 間 最終処分量	13,027 t	15,614 t 100として	(11,950t以下)	11,065t以下 70

注記) 令和3年度の(括弧値)は当初目標値〔第2次計画策定当時(平成29年3月)に設定した目標値〕を示す。

項 目	設定根拠	基本方針との関連性
減 量 化 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の年間排出量(資源集団回収を含む)は、H27比でR2までに約3%減量できた。</li> <li>これまでの減量化施策の更なる徹底と今後の導入を検討している「家庭ごみの有料化」等により、本計画の目標年度であるR8には1人1日ごみ排出量(資源集団回収・事業系ごみ含む)として約6%の減量化[R2基準]を、年間ごみ排出量として約8%の減量化を目指す。</li> </ul>	基本方針1の達成状況を把握するための目標
資 源 化 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用量は、生活系資源化量(集団回収量や分別回収量)が減少し、当初目標値を下回ったことで、R2の再生利用率は23%と、1ポイントの減少[H27比]となった。</li> <li>今後の導入を検討しているプラスチック類一括回収によるごみの資源化を推進することで、R8には当初目標値程度の再生利用率26%以上を目指す。</li> </ul>	基本方針2の達成状況を把握するための目標
埋 立 量 の 削 減 目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせるごみの焼却処理に伴い発生する焼却灰が増大したことで、R2の年間最終処分量が約20%増量[H27比]した。</li> <li>上記施策の導入に伴うごみの減量化やごみの分別排出による資源化を推進することで、R8には当初目標値程度の年間最終処分量11,065t以下を目指す。</li> </ul>	基本方針1～3の達成状況を把握するための目標

なお、前頁に掲げた目標の達成状況を確認するためのモニター指標を次のとおり定めます。

モニター指標			単位	実績		目標	
				平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度	令和8年度
				実績	基準年度	当初目標	最終目標
① 生活系	①-1	市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量 (資源物を含まない。)	g/人・日	575	591	(541)	514
	①-2	市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	734	709	(704)	674
	①-3	市民1人1日あたりの生活系食品ロス量 <sup>*1</sup>	g/人・日	35 (推計)	32 (推計)	—	28
	①-4	市民1人1日あたり生活系焼却処理量	g/人・日	540	548	(512)	489
	①-5	生活系ごみ年間焼却処理量	t/年	82,803	82,786	—	80,000
	①-6	生活系資源物の再生利用率 (資源集団回収を含む。)	%	24.6	19.9	(25.8)	26.3
	①-7	3R推進スクールの実施率	%	31	31	(35)	50
② 事業系	②-1	事業系ごみ年間排出量	t/年	50,891	51,034	(49,299)	48,084
	②-2	事業系ごみ年間焼却処理量	t/年	40,110	36,046 <sup>*3</sup>	(38,516)	37,279
	②-3	事業系資源物の再生利用率 <sup>*2</sup>	%	22.6	30.6 <sup>*3</sup>	(23.3)	23.9
③ 全体	③-1	市民1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	85	103	(81)	77

<sup>\*1</sup>H28、R3年度に実施した生活系ごみの細組成調査結果(重量比)に、各前年度であるH27、R2年度の燃やせるごみ排出量実績を乗じて算出している。

<sup>\*2</sup>富山地区広域圏クリーンセンターの焼却施設から排出される焼却灰の再生利用量(スラグ・メタル、セメント原材料)を含む。

<sup>\*3</sup>令和2年度の事業系の年間焼却処理量及び再生利用率の実績は、令和8年度の最終目標値を達成しているが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられることから、令和8年度の最終目標値は当初目標値から変更しないこととした。

<sup>注2)</sup> 令和3年度の(括弧値)は当初目標値〔第2次計画策定当時(平成29年3月)に設定した目標値〕を示す。

(4) 基本方針に基づく施策の展開

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主な施策	参照頁
【発生抑制・再使用】 2Rの推進	1-① ごみの発生抑制 (リデュース)の促進	●家庭ごみの有料化の導入【重】	72
		○ごみを出さない生活スタイルに係る情報提供・普及啓発	11
		●生ごみ削減運動の普及啓発【重】	11
		●生ごみの自家処理促進のための支援	73
	1-② 食品ロスの削減	○小売店への容器包装ごみやワンウェイプラスチック削減の働きかけ	11
		○多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施	11
		●事業系ごみの自主的な減量取り組み事例の紹介	74
		●中小事業所に対する2Rの重点的な啓発	11
	1-③ 再使用(リユース) の促進	○家庭での食品ロスの削減	11
		○飲食店等と連携した外食時の食品ロスの削減	11
		○食品ロスの削減意識の高揚に向けた普及啓発	75
		○リユースの普及啓発	11
	1-④ 2R推進に向けた 基盤整備	●リユースの推進	11
		○各種リユース事業の紹介	11
		●リターナブルびんの利用促進に向けた普及啓発	11
		●中小事業者に対する自己処理責任の徹底	76
【分別・再生利用】 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進	2-① 市民による 分別排出の徹底	○法整備による拡大生産者責任の徹底	11
		○2R促進に向けての経済的支援	11
		○一般市民に対する周知・啓発	77
		●対象者に合わせたきめ細かい集中的な周知・啓発	11
		●IT媒体を活用した情報の提供【重】	78
		○「パッカーくん」を活用した3R運動の推進	11
		○共同住宅管理会社との連携強化	11
		○地域協力者との連携強化	11
		○分別排出に係る指導体制の強化	11
		○店頭回収による資源物回収の推進	11
		○集団回収活動推進事業による資源物回収の推進	11
		●資源物ステーション運営事業による資源物回収の推進	11
	2-② 事業者による 分別排出の徹底	○資源物持ち去り行為への対応	79
		○違反ごみ等への対応	11
		○多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施(再掲)	11
		○中小事業者に対する自己処理責任の徹底(再掲)	11
		○排出事業者への働きかけ	11

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主 な 施 策	参照頁		
多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】 続き	2-③ 資源物の品目別循環的利用の推進	○処理施設への搬入時の指導を通じた分別排出の促進 ●プラスチック類のリサイクルの推進【重】 ○古紙類のリサイクルの推進 ○衣類のリサイクルの推進 ●生ごみ・食品廃棄物のリサイクルの検討 ○使用済み小型家電・パソコンのリサイクルの推進 ○剪定枝や刈草、木くずのリサイクルの推進 ○廃食用油のリサイクルの推進 ○使用済み水銀使用製品のリサイクルの推進 ●使用済み紙おむつリサイクルの調査・研究 ●資源化困難物のリサイクルに向けた調査・研究	79 80 // // 81 // // // 82 // //		
	2-④ 資源循環ビジネスへの支援	○民間施設の活用と施設整備の際の経済的な支援 ○再生品の利用拡大 ○資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供	// // 83		
	環境にやさしい安全な適正処理の推進 【適正処理】	3-① 適正な収集運搬体制の維持	○効率的な収集・運搬体制の整備 ○市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備 ○環境にやさしい収集車両の導入	84 // 85	
		3-② 適正な処理体制の維持	○施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 ●中間処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究 ○長期的かつ安定的な最終処分場の確保	// // 86	
		3-③ 災害廃棄物への対応	○排出禁止物に対する啓発・指導の徹底 ●「富山市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の整備	// //	
		持続可能な循環型社会の実現に向けた仕組みづくり 【協働体制・しくみ】	4-① 協働を促進するための情報共有	●市民に向けた情報発信【重】 ●事業者に向けた情報発信【重】	87 //
			4-② 環境教育・環境学習の機会提供	○こどもへの環境教育の推進 ○市民への環境学習の推進 ○3Rの専門職員の育成	88 // //
			4-③ 美しく清潔なまちづくりの推進	○市民による美化活動への支援 ○不法投棄・不適正処理への対応	89 //
	4-④ 連携・協働の促進		●市民や事業者からの3Rに関する発案の促進 ●各種市民団体や自治会等との連携 ○国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携	// 90 //	

【基本方針1】

2Rの推進 — 発生抑制・再使用 —

《基本的な考え方》

持続可能な循環型社会を実現していくためには、まずは「2R（ごみの発生抑制・再使用）」の取組みを優先し、ごみをできるだけ出さないことが必要です。

本市の1人1日あたりのごみ排出量(R1実績)は、類似自治体に比べて約12%多い状況です。このため、私たち一人ひとりが排出者であることを自覚し、それぞれの立場で創意工夫しながら“ごみをできるだけ出さない”取組みを自主的に進めていくことが求められています。

本市では、「2R行動」に取り組む市民や事業者の裾野を広げるための周知・普及啓発を展開していくとともに、市民一人ひとりの「2R行動」の底上げにつながるための仕組みや基盤づくりを進めていきます。

施策の方向性 1-①

ごみの発生抑制(リデュース)の促進

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>●家庭ごみの有料化の導入の検討</p> <p>本市の生活系ごみ排出量は、全国平均を上回る状況が続いていることから、ごみと資源物の分別の徹底や発生抑制を一段と推進する目的で、令和5年度後半以降の家庭ごみの有料化の導入に向けた検討を進めていきます。</p> <p>家庭ごみの有料化を導入した場合、市民の環境意識のさらなる向上、排出量に応じた手数料徴収による負担の公平性の確保、将来世代への負担軽減等の効果も見込まれます。</p> <p>今後は、他自治体の先行事例を参考にしながら、手数料の徴収方法や適正な料金体系等、有料化を導入した場合の課題を検討していきます。</p>	○	●	※
<p>○ごみを出さない生活スタイルに係る情報提供・普及啓発</p> <p>「不要なものもらわない・買わない・使い捨て(ワンウェイ)商品の購入を控えて繰り返し使用できる商品を購入する」といった、ごみを出さない生活スタイル(例:ごみを出さないライフスタイルが経済的にも得になる事例や、市民一人あたりのごみ処理費用等)の事例を市広報や市のホームページ等を通じて情報提供します。</p>	○		
<p>●生ごみ削減運動の普及啓発</p> <p>「生活系ごみ細組成調査(R3年調査)」によると、燃やせるごみに</p>		●	※

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>は、約35%の生ごみが混入していました。</p> <p>生ごみには、70～80%の水分が含まれており、生ごみの水分を減らすことで燃やせるごみの減量効果が期待できます。これに加え、家庭で生ごみを保管する際の悪臭や腐敗防止にもつながり、ごみ収集車の運搬効率の向上も期待できます。このため、ごみの減量化の観点から、「生ごみの水切り」運動を周知・啓発します。</p> <p>●<b>生ごみの自家処理促進のための支援</b></p> <p>市では、生活系生ごみの自家処理促進のための経済的支援として、生物処理式ディスポーザー排水処理システムの設置について補助を行っています。</p> <p>また、一般家庭でも実施が可能な生ごみの処理方法についても検討していきます。</p> <p>また、家庭で気軽に取り組める生ごみの堆肥化方法（コンポストバッグの使用等）や、堆肥の有効活用方法の情報提供を行います。</p> <p>○<b>小売店への容器包装ごみやワンウェイプラスチック削減の働きかけ</b></p> <p>市内の小売店に対し、容器包装ごみやワンウェイプラスチックが出にくい販売・提供方法（詰め替え商品や簡易包装商品の販売等）の普及を働きかけます。</p> <p>また、市民に対し、容器包装ごみやワンウェイプラスチックの削減に向けて周知・普及啓発します。</p> <p>○<b>多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施</b></p> <p>市では、多量排出事業所<sup>※1</sup>に対し、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を義務づけています。また、得られた計画書を分析し、熱心に取り組む事業所を訪問した上で、年1回開催される事業者研修会において、減量化や資源化に取り組む優良事業者の具体的事例を紹介する等の情報提供を行っています。</p> <p>令和2年度は、減量計画の提出義務のある461事業所のうち、91%にあたる418事業所から計画書が提出されました。提出のあった事業所全体の再生利用率<sup>※2</sup>は、新聞・雑誌・段ボールが約96%、生ごみが約34%、OA紙等が約15%、機密書類が約77%となり、資源化は着実に進んできています。今後は、再生利用率が低い生ごみやOA紙の先進的な減量化・資源化事例の情報収集や情報提供を通じて、多量排出事業者に再生利用を促します。</p> <p>また、ごみの減量化や資源化があまり進んでいない多量排出事業所や計画書が未提出の多量排出事業所に対し、訪問指導を通じて、事業系ごみの減量化や資源化を促していきます。</p> <p><sup>※1</sup>「富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第11条に規定する建築物の所有者。主として、同条例規則で定める特定建築物、大規模小売店舗、金融・保険・証券会社、年間の一般廃棄物排出量が50 t以上であると見込まれる事業所</p> <p><sup>※2</sup>令和2年度実績</p>		●	

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>●事業系ごみの自主的な減量取組み事例の紹介</p> <p>市では、事業所向けのごみ減量マニュアルの配布や研修会（年1回開催）を通じて、減量化や資源化に取り組む優良事業者の具体的事例を紹介しています。</p> <p>今後は、IT媒体（パソコン・スマートフォン・タブレット等）を活用した啓発・情報発信も組み入れながら、より多くの事業所に周知・普及啓発できるよう検討していきます。</p> <p>●中小事業所に対する2Rの重点的な啓発</p> <p>多量排出事業者以外の中小事業所に対しては、「ごみ減量化の取組みに関する情報」の提供を行い、2Rに取り組む事業所の裾野を広げていきます。</p>		●	●

施策の方向性1-②

食品ロスの削減

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>○家庭での食品ロスの削減</p> <p>「生活系ごみ細組成調査（R3年調査）」によると、燃やせるごみに混入している生ごみの約17%が食品ロス（手つかず食品や食べ残し）でした。</p> <p>「買いすぎない・作りすぎない・食べ残さない」のライフスタイルが浸透・定着するように、食品ロスの削減に向けた取組みを周知啓発します。「おいしいとやま食べきり運動」ホームページでは、食べきり料理のアイデアを募集し、紹介しています。また、家庭で余っている手つかず食品を持ち寄り、必要としている福祉団体等に寄付するフードドライブについて、市民への理解の促進を図ります。</p> <p>○飲食店等と連携した外食時の食品ロスの削減</p> <p>市内の飲食店等と連携し、食品ロス削減に取り組む「おいしいとやま食べきり運動」の協力店を増やします。また、協力店からのアイデアも取り入れながら、運動がさらに浸透するような方策を検討します。</p> <p>協力店では、啓発ポスターや協力店ステッカーの掲示をはじめ、食べ残しを減らすための小盛・ハーフサイズメニューの提供、宴会・会食時の食べきりのための「たベキリタイム」の呼びかけ、持ち帰り希望者への対応を行うことで、外食時における食品ロス削減を推進します。</p>	○		○

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>○食品ロスの削減意識の高揚に向けた普及啓発</b></p> <p>市民ぐるみで食の大切さを学び、「食べきる」という意識が浸透・定着するよう、市広報やホームページ、出前講座、各種イベントを通じて「おいしいとやま食べきり運動」を展開します。その際には、賞味期限や消費期限の相違点も正しく理解できるよう、周知します。</p> <p>また、毎年10月の食品ロス削減月間には、保育所・幼稚園・小中学校で行う食育と連携し、マスコットキャラクター「たベキリン」を活用して、子どもや子育て世代に食の大切さを啓発し、食べ物や調理してくれた人への感謝の気持ちを育むとともに、好き嫌いせずに食べ残さない意識の醸成を図ります。</p>	○		

施策の方向性 1-③

**再使用(リユース)の促進**

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>○リユースの普及啓発</b></p> <p>市民生活にリユース（購入した物を大切に、すぐには捨てずに繰り返し使うこと）が浸透するよう普及啓発していきます。</p> <p><b>●リユースの推進</b></p> <p>ごみとして排出されるものの中には、状態が良く、まだ使用できるものも見受けられます。</p> <p>今後は、リユースの推進を図るため、状態が良く、まだ使用できるものを有効に活用できるような情報提供を検討していきます。</p> <p><b>○各種リユース事業の紹介</b></p> <p>富山地区広域圏リサイクルセンターでは、市民が持ち込んだ不要となった家具や自転車等（修理済み）の展示・販売を行っています。この他、リユース事業に関する情報を市のホームページ等を通じて提供することで、物を大切に長く使うという意識の醸成に役立てていきます。</p> <p><b>●リターナブルびんの利用促進に向けた普及啓発</b></p> <p>市内の飲食店と情報を共有しながら、リユースびん（リターナブルびん）の循環的な利用方法を周知していきます。</p>	○	●	●

施策の方向性 1-④

2R推進に向けた基盤整備

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>●中小事業者に対する自己処理責任の徹底</b></p> <p>本市では、「廃棄物処理法」第3条の規定により、市が収集するごみ集積場への事業系ごみ（資源物も含む）の排出を禁止しています。</p> <p>事業所から排出されたごみは、行政所管施設に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理委託するように啓発・指導を行っていますが、ルールを守らない中小事業所（店舗・工場・事務所等）が散見されます。</p> <p>事業系ごみをごみ集積場に排出する行為は、不法投棄であるとともに、適正な排出事業者に不公平感や不信感を与えることにもなり、制度の存続自体にも悪影響を及ぼす行為です。</p> <p>このため、今後はこれまで以上に町内会や自治会等と連携を図りながら、不適正排出に関し指導を行っていきます。</p> <p><b>○法整備による拡大生産者責任の徹底</b></p> <p>拡大生産者責任（EPR）*の考え方に基づいて、製造・販売業者に対し、ワンウェイプラスチック製品の使用抑制や環境にやさしい素材の選択、消費者視点に立った分別排出しやすい製品の設計・販売等を促し、事業者による回収・リサイクル制度が確立していくよう、他の自治体等とも連携しながら、国に働きかけていきます。</p> <p><small>*EPRはExtended Producer Responsibilityの略。製品を熟知する生産者にその製品の適正処理に対する費用負担を伴う責任を担うべきとする考え方</small></p> <p><b>○2R促進に向けての経済的支援</b></p> <p>2Rの推進を経済的な側面から支援するため、資源集団回収や紙類地区回収の報奨金制度、ディスプレイ排水処理システムの設置補助制度を継続します。</p> <p>また、その他の経済支援策についても、市民からの要望や社会的な要請等を踏まえ、適宜検討に努めていきます。</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>●</p>	

## 【基本方針2】

# 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進

— 分別・再生利用 —

### 《基本的な考え方》

優先的に2R（ごみの発生抑制・再使用）に取り組んだ後に排出されたものは、可能な限り資源物として、循環的に再生利用する必要があります。（ここまでの取組みを総称して「3R」といいます。）

市では、市民や事業者の理解や協力のもとで、経済性・効率性・環境負荷に配慮しながら資源物を分別回収し、その循環的な再生利用を推進してきました。しかしながら、最近では、分別排出に対する意識低下がみられ、1人1日あたりの資源物回収量が減少する一方、燃やせるごみや燃やせないごみ量は増加傾向にあります。このため、ごみの分別排出の必要性をあらためて周知・普及啓発します。また、事業系燃やせるごみの削減に向け、排出事業者への指導を強化していきます。

また、国では、循環型社会を形成する上での「地域循環圏」の重要性を示しています。地域循環圏とは、その地域で循環可能な資源はなるべく地域内で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくとする考え方です。本市では、「富山市エコタウン産業団地」をはじめとした民間活力による資源化処理体制の構築が図られていることから、これらの処理体制を有効活用しながら、本市独自の地域循環圏の構築を進めていきます。

さらに、資源の循環的な再生利用を促進するには、再生品の利用拡大が重要であることから、市では率先して再生品の利用拡大を進めます。また、市民や事業者においても積極的な利用が行われるよう、PR・普及啓発を展開していきます。

### 施策の方向性2-①

## 市民による分別排出の徹底

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>○一般市民に対する周知・啓発</p> <p>適正な分別排出を徹底するため、市広報や市のホームページ、町内回覧板を活用した周知・啓発を継続的に行います。また、「家庭ごみと資源物の分け方・出し方」*や「ごみ・資源物収集カレンダー」の市内全戸配布、希望町内会への出前講座による啓発も継続的に行います。</p> <p>*日本語版と外国語版（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ロシア語・ベトナム語）がある。</p>	○		
<p>●対象者に合わせたきめ細かい集中的な周知・啓発</p> <p>市政の情報が伝わりにくい市民（学生や単身者、外国人等）や、転出入が多くて分別排出ルールが定着しにくいワンルームマンション・共同住宅の居住者に対し、分別排出ルールの効果的な周知・啓発を進めます。また、地域福祉とも連携し、高齢者への周知・啓発を行います。</p>		●	



主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>に8箇所の「資源物ステーション」を開設し、資源物（11品目）の回収を行っています。令和2年度の持込件数は、156,605件に達しており、市民に定着・浸透している状況です。</p> <p>今後もこの回収を継続しながら、施設の運用状況や市民からの要望等を踏まえ、設置箇所数や回収品目の拡大を図る等、資源物を回収できる環境の整備を進めていきます。</p> <p>○資源物持ち去り行為への対応</p> <p>近年、ごみ集積場に置かれた不燃物の中から、売却益の出るものだけを勝手に持ち去る行為が見受けられます。</p> <p>市では、持ち去りの多い地区における早朝パトロールの実施や持ち去り防止対策等に今後も取り組んでいきます。</p> <p>○違反ごみ等への対応</p> <p>市では、分別排出ルールに違反したごみには、「違反シール」を貼り付けた上で収集しない措置を取っています。</p> <p>今後もこれらの措置を継続し、違反者にモラルの向上を促していきます。</p>	○		

施策の方向性2-②

**事業者による分別排出の徹底**

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>○多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施 再掲（P.73参照）</p> <p>○中小事業者に対する自己処理責任の徹底 再掲（P.76参照）</p> <p>○排出事業者への働きかけ</p> <p>排出事業者に対して、分別排出の徹底（廃プラスチック類等の産業廃棄物の混入禁止を含む）や、資源化を協力要請します。</p> <p>○処理施設への搬入時の指導を通じた分別排出の促進</p> <p>富山地区広域圏クリーンセンターでは、搬入禁止物（例：資源化が可能な紙類）の混入がないか等の目視確認を行っています。</p> <p>違反者には、適正排出及び分別排出の徹底を促します。</p>	○		

施策の方向性 2-③

資源物の品目別 循環的利用の推進

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>●プラスチック類のリサイクルの推進</b>                      家庭から排出される容器包装ごみの分別回収を継続します。                      「生活系ごみ細組成調査（R3年調査）」によると、燃やせるごみとして排出されるプラスチック類の約65%が容器包装ごみでした。                      市では、分別排出ルール の周知・普及啓発を強化します。また、プラスチック類の一括回収の導入により、更なる分別回収・リサイクルの促進を図ることを検討していきます。</p> <p><b>○古紙類のリサイクルの推進</b>  <u>家庭から排出される古紙類について</u>                      家庭から排出される古紙類（新聞紙・雑誌・チラシ等）の分別回収を継続します。                      「生活系ごみ細組成調査（R3年調査）」によると、燃やせるごみとして排出される紙類の約21%が古紙類でした。                      市では引き続き、分別排出ルール の周知・普及啓発を強化します。  <u>事業所から排出される古紙類について</u>                      富山地区広域圏クリーンセンターに搬入される事業系燃やせるごみの大部分が古紙類で占められることから、古紙類の資源化を進めて分別回収につながる誘導策を検討し、実施していきます。                      ⇒機密文書やリサイクルしにくい書類の資源化情報の提供                      銀行や郵便局、J A、保険業、市行政施設等からは、個人情報を含む機密書類やカーボン紙、コーティング紙といったリサイクルが難しい書類が大量に発生しています。                      民間資源化施設には、これらの書類のリサイクル技術が確立しているところもあることから、関係排出事業所に対して、定期的に資源化に係る情報発信や分別排出による資源化の協力要請を行います。</p> <p><b>○衣類のリサイクルの推進</b>                      市では、家庭から排出された繊維類（衣類等）を富山市エコタウン産業団地内の民間施設で資源化（固形燃料として利用）しており、今後も衣類の分別回収を継続していきます。</p>	<p>●</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>●</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>※</p> <p></p> <p></p>

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>●生ごみ・食品廃棄物のリサイクルの検討</b></p> <p>⇒家庭・事業所から排出される生ごみについて 市内13地区（令和2年度実績）で回収した生ごみを、資源化（バイオガス発電）する「生ごみリサイクル事業」については、受入先であるエコタウン内の民間処理施設の老朽化による稼働設備の縮小に伴い、令和3年度末をもって廃止することになりました。 今後は、新たな生ごみの減量化・リサイクル方法について、他自治体の事例を参考にしながら模索・検討していきます。</p> <p>⇒小売店・飲食店等から排出される食品廃棄物について 市内にある多量排出事業所の事業系食品廃棄物の減量化率（資源化率）は、約34%（令和2年度実績）でした。 食品廃棄物は、他の資源物と異なり、臭気や衛生面で保管期間が短いことが課題ですが、家庭から排出される生ごみよりも性状が安定しており、資源化に適した素材といえます。また、水分を多く含むため、資源化によって、燃やせるごみの大幅な減量効果が期待できます。 このため、多量排出事業所へは、個別訪問等による協力要請を通じて、効率的な資源化の誘導に努めます。</p> <p><b>○使用済み小型家電・パソコンのリサイクルの推進</b> 市では、平成23年10月から家庭から排出される使用済み小型家電製品を、平成25年10月からパソコンをそれぞれ無料で分別回収しています。 今後は、金属を多く含む燃やせないごみ（小型廃家電）について、資源物ステーションの増設を検討すること等、更なる分別回収体制の強化に努めていきます。</p> <p><b>○剪定枝や刈草、木くずのリサイクルの推進</b> 剪定枝や刈草、及び事業所から排出される木製パレット等は、富山市エコタウン産業団地内の民間施設等で資源化（堆肥化やチップ化）しています。 また、今後、家庭から排出される剪定枝や刈草のリサイクル方法について検討していきます。</p> <p><b>○廃食用油のリサイクルの推進</b> 市では、家庭から排出された廃食用油を79箇所（令和2年度実績）の拠点回収施設で回収しています。回収された廃食用油は、富山市エコタウン産業団地内の民間施設で資源化（車両の軽油代替燃料＝BDF）しており、今後も廃食用油の分別回収を継続していきます。</p>	<p>●</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>●</p>	<p>●</p>

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>○使用済み水銀製品のリサイクルの推進</b> 市では、令和元年7月から蛍光灯や水銀体温計等の使用済み水銀製品<sup>※1</sup>を資源物ステーションで分別回収して資源化しており、今後も使用済み水銀製品の分別回収を継続していきます。 <sup>※1</sup>水銀を使用していない白熱電球、LEDランプ、電子体温計等は回収対象外である。</p> <p><b>●使用済み紙おむつリサイクルの調査・研究</b> 国内では、今後本格的に到来する超高齢社会に伴って、使用済みの大人用紙おむつの排出量<sup>※2</sup>の増大が見込まれています。 本市の使用済み紙おむつは、汚物を除いた後に燃やせるごみとして排出できるようになっていますが、今後の排出量増大を見据え、国のガイドラインを参考にしながら、先進事例等の情報収集に努めます。 <sup>※2</sup>環境省の調査結果では、国内の一般廃棄物排出量に占める使用済み紙おむつの割合は、現状（平成27年度）では4～5%と推計されたが、令和12年度には7%程度になる見込みとしている。また、地域によっては、これよりも高い割合になる可能性も指摘されている。</p> <p><b>●資源化困難物のリサイクルに向けた調査・研究</b> 今後の民間資源化施設の整備状況やリサイクル技術の進展等を踏まえ、現状では資源化が困難な品目の新たなリサイクルルートや分別回収方法を調査・研究していきます。</p>	○	●	●

施策の方向性2-④

資源循環ビジネスへの支援

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>○民間施設の活用と施設整備の際の経済的な支援</b> 市では、「環境関連新事業創出促進助成金制度<sup>※</sup>」を創設し、市内における資源循環ビジネスの創出を支援しています。 今後も社会的な要請に応じた財政支援制度（補助金や融資等）を推進していくとともに、施設設置後の税制面での優遇措置等の導入も検討していきます。 <sup>※</sup>再生資源を原材料として製品を製造・販売する事業の設備投資費の20%（中小企業者以外の企業は3%） 年度限度額は100万円</p> <p><b>○再生品の利用拡大</b> 資源の循環的再生利用の促進には、再生品（リサイクル品）の利用拡大が必要です。 そのため、市民や事業者による積極的な再生品の利用が行われるよ</p>	○	○	

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>う、分別排出した資源物がどのように再生利用されているかを身近な事例で紹介する等して、PRしていきます。</p> <p>また、市では、毎年度定める「富山市グリーン購入調達方針」に基づいて、計画的に再生品の利用拡大を進めていきます。</p> <p>○資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供</p> <p>市では、市民・事業者・行政が一体となってめざす循環型まちづくりに必要な学習と活動の拠点施設として、「富山市エコタウン交流推進センター」を運営しています。</p> <p>同センターを基軸とし、市内で行われている資源循環ビジネスに係る各種情報やノウハウ等の情報収集や共有化に努めていきます。</p>	○		

### 【基本方針3】

## 環境にやさしい安全な適正処理の推進

— 適正処理 —

#### 《基本的な考え方》

3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）に優先的に取り組んだ後に、それでもなお排出されるごみは、計画的に適正処理する必要があります。

市では、経済性や効率性にも配慮しつつ、できるだけ環境への負荷が少ない方法で計画的かつ安全にごみの適正処理を推進します。

また、市が定めている排出禁止物については、適切に啓発・指導を行います。

なお、近年国内で頻発する自然災害（地震や水害等）に備えるため、「富山市災害廃棄物処理計画」に基づき、関係機関との連携体制の構築を進めます。

#### 施策の方向性3-①

### 適正な収集運搬体制の維持

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>○効率的な収集・運搬体制の整備</p> <p>直営・委託の収集効率を上げるため、収集エリアの見直しを行っていきます。</p> <p>また、市内の地域特性を踏まえた上で、非効率な収集運搬体制が見受けられた場合には、経済性・効率性・合理的な観点から、収集運搬体制を適宜見直します。</p>	○		
<p>○市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備</p> <p>⇒ごみ集積場の設置・管理</p> <p>地域特性や排出時の利便性、収集業務の効率性等を考慮し、快適な環境を維持するため、各町内会等が管理するごみ集積場の設置等への財政支援（助成金制度）を行うことで、本市の実情に応じた安全で衛生的なごみ集積場が整備されるよう推進していきます。</p> <p>⇒戸別有料収集</p> <p>市では、引越し等に伴って臨時的に排出される生活系ごみを有料で戸別収集するサービスを行っています。今後も社会的要請や市民の要望等を踏まえ、ごみの排出時の利便性の向上に努めます。</p> <p>⇒多様なライフスタイルへの対応</p> <p>市では、社会経済状況や雇用環境の変化により、市民のライフスタイルが多様化してきていることから、資源物の分別排出の機会を</p>	○		

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>増やすため、平日の収集日だけでなく、土曜日・日曜日・祝日・休日の拠点回収（資源物ステーション）を行っています。</p> <p>今後も利用状況をみながら、増設について検討を行っていきます。</p> <p>⇒排出困難者への対応</p> <p>ごみや資源物をごみ集積場に出すことが困難であって、かつ親族や近所からの支援が受けられない高齢者世帯等を対象とし、ごみや資源物の個別対応による収集（戸別収集等）、ヘルパー制度（ボランティア等によるごみ出し・分別等の手助け）、「声かけ」等の対応を検討していきます。</p> <p>○環境にやさしい収集車両の導入</p> <p>本市では、市直営の収集車両の一部において、環境にやさしい車両（CNG（天然ガス）を燃料に用いた平ボディ車）を導入しています。</p> <p>また、市直営や委託収集車両の車両管理者に対し、エコドライブ<sup>*</sup>の励行を呼びかけており、車両走行に伴って発生する自動車排ガスの削減に取り組んでいます。</p> <p>今後も環境にやさしい収集運搬体制を維持していきます。</p> <p><sup>*</sup>空ふかしの防止、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等</p>	○		

施策の方向性 3-②

**適正な処理体制の維持**

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>○施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減</p> <p>廃棄物処理法や各種環境関連法令を遵守するだけでなく、より厳しい環境保全目標（施設の運転管理を行う上で定めた自主管理目標）を常時達成できるよう、施設を適正に運転管理します。また、施設周辺地域の定期的な環境監視（モニタリング）も継続します。</p> <p>なお、富山地区広域圏クリーンセンターでは、焼却で生ずる熱エネルギーを用いて自家発電を行い、隣接する常願寺ハイツに電力を供給しています。今後も効率的かつ適正な運転のもとで熱エネルギーの有効利用を推進します。</p> <p>●中間処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究</p> <p>富山地区広域圏クリーンセンターでは、これまで焼却灰（一部）か</p>	○		●

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>らスラグを製造してきましたが、スラグ等の引取先（再生利用先）の確保が困難になったことから、スラグの製造を令和元年11月から休止しています。</p> <p>令和2年度からは、休止したスラグ製造分の焼却灰について、試験的に資源化（セメント原材料）を進めています。今後も引き続き、焼却灰の資源化ルートの確保に取り組み、最終処分量の削減を推進していきます。</p> <p>また、更なる最終処分量の削減を図るため、富山地区広域圏事務組合と連携し、先進事例の情報収集等を行い、中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法の調査・研究を進めていきます。</p> <p>○長期的かつ安定的な最終処分場の確保</p> <p>現在、市内から発生する埋立物は、富山市山本一般廃棄物最終処分場や民間最終処分場（委託処分）で適正処分しています。</p> <p>今後も各処分場の残余容量を確認しつつ、最終処分先を長期的かつ安定的に確保していきます。</p> <p>○排出禁止物に対する啓発・指導の徹底</p> <p>市では、家庭から排出されるごみのうち、①適正な処理が困難なもの（適正処理困難物）、②危険性・爆発・引火性のあるもの、③家電リサイクル法対象の4品目、④事業系ごみを排出禁止物（市で収集しないもの）に指定しています。</p> <p>これらの排出禁止物は、各自が販売業者や専門業者に引き取りや処理を依頼する等して、適正な対応を行う必要があることから、市民に排出禁止物の周知・普及啓発、排出指導を行っていきます。</p>	<p>○</p> <p>○</p>		

施策の方向性 3-③

災害廃棄物への対応

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>●「富山市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の整備</p> <p>最近、国内で頻発している自然災害（地震や水害等）に備えるため、「富山市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害時における初動期、応急対応期、災害復旧・復興期で想定される災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行える体制を平常時から整備していきます。</p> <p>また、本市で対応できない災害廃棄物の処理を想定し、県や関係市・一部事務組合、民間処理業者等と連携できる体制を構築していきます。</p>		<p>●</p>	

【基本方針4】

持続可能な循環型社会の実現に向けた仕組みづくり

— 協働体制・しくみ —

《基本的な考え方》

本計画の基本理念である「脱埋立都市とやま」の実現には、「3R」と循環利用できないごみの適正処理が必要です。

市では、持続可能な循環型社会の実現に向けた基盤（体制・しくみ）を市民・事業者・関係機関と連携しながら構築するための対策を講じていきます。

施策の方向性 4-①

協働を促進するための情報共有

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p>●市民に向けた情報発信</p> <p>⇒紙媒体を活用した情報発信 「一般市民に対する周知・啓発」再掲（P. 77参照）</p> <p>⇒IT媒体を活用した情報発信 「IT媒体を活用した情報の提供」再掲（P. 78参照）</p> <p>⇒マスコミを通じた情報発信 新しく取り組む施策について、報道各社に積極的に情報提供を行う等、マスメディアを通じた周知・普及啓発を展開していきます。</p> <p>⇒各種説明会やイベントを通じた情報発信 市職員による出前講座や地域研修会による普及啓発の他、各種イベントを通じての周知・普及啓発を展開していきます。</p> <p>⇒対象者に合わせたきめ細かい集中的な情報発信 「対象者に合わせたきめ細かい集中的な周知・啓発」再掲（P. 77参照）</p>		●	※
<p>●事業者に向けた情報発信</p> <p>⇒中小事業所への情報発信 中小事業者が3Rと適正処理についての理解を深め、実践につなげるため、中小事業所に対して、ごみの減量に関する情報の周知・普及啓発します。 また、商工会議所・各種組織団体・テナントビル所有者・一般廃棄物収集運搬許可業者等と連携し、分別排出ルールを周知・普及啓発します。なお、店舗付きの住宅居住者については、町内会等の回覧を通じて、分別排出ルールを周知・普及啓発します。</p>		●	※

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>⇒多量排出事業者への情報発信</p> <p>多量排出事業者に提出を義務づけている「事業系一般廃棄物減量計画書」を集計・分析し、事業系ごみの排出状況や3Rの進捗状況の結果を公表します。</p> <p>また、積極的に3Rに取り組んでいる事業所を市職員が訪問取材し、具体的な事例を定期的開催している研修会で紹介することで、多量排出事業者全体の取組みレベルの底上げを図ります。</p>			

施策の方向性 4-②

**環境教育・環境学習の機会提供**

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>○こどもへの環境教育の推進</p> <p>幼児や小中学校の環境学習の取組みを支援するため、3Rや循環型社会の実現に向けての課題や知っておくべきトレンド情報（例：マイクロプラスチックによる海洋汚染問題、食品ロス問題等）を分かりやすく伝える「3R推進スクール」を開催します。</p> <p>また、学校教育の現場等と連携し、こども向けの学習プログラムや教材に、市担当課が保有するごみや資源物の統計データや画像等を活用して、3Rに関する環境教育の推進に努めます。</p>	○		
<p>○市民への環境学習の推進</p> <p>総合的な環境学習拠点である「富山市エコタウン交流推進センター」において、3Rや循環型社会の実現に向けての情報や環境学習機能を充実させ、3Rに取り組むきっかけづくりの場を提供します。</p> <p>また、市民からの希望に応じて、公民館等で市職員による出前講座を開催します。</p>	○		
<p>○3Rの専門職員の育成</p> <p>市が取り組んでいる3R活動やごみの分別排出の重要性を市民に分かりやすく伝えることができる職員の育成に努めていきます。</p>	○		

施策の方向性 4-③

美しく清潔なまちづくりの推進

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>○市民による美化活動への支援</b> 市では、まちの美化に積極的に取り組むため、美化推進デーを活用した清掃美化活動を実施しています。 また、市民や事業者の自主的・主体的な取組みを支援するとともに、町内会等の各種団体や美化推進巡視員との連携を図り、まちの美化を保持しており、今後も引き続きこれらの活動を支援していきます。</p> <p><b>○不法投棄・不適正処理への対応</b> ⇒不法投棄の防止対策の推進 市では、今後も引き続き不法投棄を発見した際には、廃棄物の関係法令に基づき適切に対応していきます。 また、モラル向上のための普及啓発を行い、関係機関と連携して定期巡回パトロールを実施していきます。</p> <p>⇒不適正処理の防止対策の推進 市では、一般廃棄物の処理基準に適合しない処理を行う者に対し、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反行為者に対しては、警察と連携し、厳正に対処していきます。 今後も、不適正処理の早期発見のため、排出事業所や処理業者への立入検査（訪問）を継続的に実施し、関係機関と連携して監視体制の強化を進めていきます。</p>	○		

施策の方向性 4-④

連携・協働の促進

主 な 施 策	継続	拡大 新規	重点 施策
<p><b>●市民や事業者からの3Rに関する発案の促進</b> 廃棄物行政では、一人ひとりの3R行動が市域全体の成果に大きく影響するため、市民や事業者との協働体制がとりわけ重要です。 このため、市の施策の方向性や重要事業に関しては、富山市環境審議会において審議を諮り、よりよい施策を検討していきます。 また、必要に応じて、パブリックコメントや説明会、市民懇談会、</p>		●	

主 な 施 策	継 続	拡 大 新 規	重 点 施 策
<p>市職員による出前講座、地区住民協議会等を通じて、住民や事業者から優れた3Rに関する発案等を求めて、施策に反映していきます。</p> <p>●各種市民団体や自治会等との連携 地域で活動する各種市民団体や町内会・自治会等との連携強化を図りながら、3R活動を推進していきます。</p> <p>○国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携 脱埋立に向けた処理システムの見直しや一般廃棄物処理施設の整備等については、富山地区広域圏と連携を図りながら、調査・検討を進めます。 また、生産・流通・消費の各工程における発生抑制・再使用の仕組みづくりや、資源循環システムの形成といった循環型社会形成に向けた広域的な取組みについては、国・県・富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会との連携も図りながら進めていきます。 なお、資源物の持ち去り行為への対応については、警察と連携しながら、進めていきます。</p>	○	●	

#### (5) 市民・事業者の3R行動指針

基本理念である「脱埋立都市とやま」の実現を目指すためには、市が実行する施策（**(4) 基本方針に基づく施策の展開**）のみならず、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる暮らしの場面の中で、市民一人ひとりが環境に配慮した行動をできるところから着実かつ継続的に実行していくことが不可欠です。

このため、市民や事業者のみなさんが日常生活や事業活動等において、環境に配慮した行動を日々実践する際の参考となるよう、3R行動指針を示します。

## 市民の3R行動指針

### 2R(リデュース・リユース)行動【ごみの発生抑制・再使用】

- 不要になるものはもらわない・買わない生活スタイルを心がけましょう。
- 買い物際にはマイバッグを持参し、不要なレジ袋や紙袋を辞退しましょう。
- 過剰包装を辞退し、ばら売りや簡易包装がしてある商品を選びましょう。
- 使い捨て商品の利用を減らし、詰め替え等により、繰り返し使える商品を選びましょう。
- 購入時には長く使えるものを選び、可能なものは修理・修繕する等して、ものを長く大事に使うようにしましょう。
- 不要になってもまだ使えるものは、フリーマーケットやリサイクルショップを利用する等して、なるべくごみとして排出しないようにしましょう。
- マイボトルを持ち歩き、プラスチックのカップを減らしましょう。
- マイ箸を持ち歩き、プラスチックのスプーンやフォークを減らしましょう。
- プラスチック製のストローの使用を控えましょう。
- スーパー等で食品を小分けにするポリ袋の使用を減らしましょう。
- 食料品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らしましょう。
- 食料品の買い過ぎや作り過ぎに注意して、食品ロスをなくしましょう。
- 献立を工夫して、生ごみを極力少なくする料理方法（エコクッキング）に取り組みましょう。
- 生ごみ処理機等を活用して、生ごみの減量化に努めましょう。
- 生ごみをごみとして出す前には、水切りを徹底しましょう。



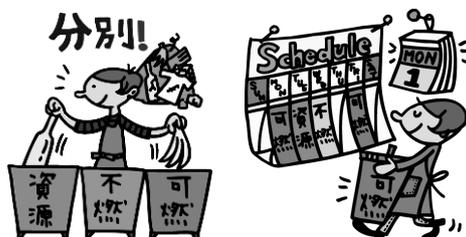
資源の循環的利用の促進行動  
【分別排出・リサイクル】

①資源物とごみの分別・リサイクルに協力しましょう。

- ビール瓶や一升瓶等のリターナブル（再使用できる）びんは、販売店に返却しましょう。
- 町内会等が実施する集団回収活動や不要品交換会等のリサイクル活動に積極的に参加・協力しましょう。
- スーパー等が行うトレイや牛乳パック等の分別回収に積極的に協力しましょう。



- 資源物やごみの分別排出ルール的重要性を理解して、定められた排出日や排出方法を守って、ごみを排出しましょう。
- 市が指定する排出禁止物は、購入先や専門処理業者に引き取りや処理を依頼する等して適切に対処しましょう。



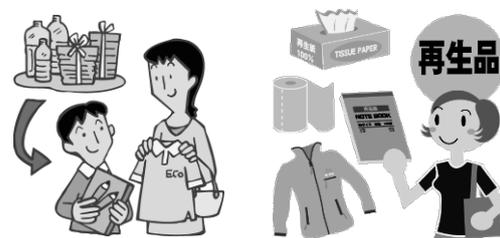
②リサイクル製品等の環境にやさしい製品の購入に努めましょう。

- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルのある製品を優先的に購入しましょう。

【環境ラベルの一例】



- ノートやティッシュ、トイレトペーパー等の紙製品では、再生紙を使用した製品を優先的に購入しましょう。



みんなが気持ちよく過ごすために  
【環境美化】

①マナーを守って、まちの美化に協力しましょう。

- 空き缶や空き瓶、タバコの吸い殻、チューインガム等のポイ捨てをやめましょう。
- 外出時には、携帯灰皿を持参しましょう。
- 行楽地等で自分が出したごみは持ち帰りましょう。
- 町内会等が実施する清掃活動やアダプト・プログラム等の地域美化活動に自発的に参加しましょう。
- 不法投棄を発見した場合は、速やかに市や警察署に通報しましょう。



②廃棄物の野外焼却はやめましょう。

- ダイオキシン類の発生や悪臭を防ぐため、廃棄物の野外焼却はやめましょう。



よりよいエコライフを満喫するために  
【環境学習・環境保全活動】

①環境に関する正しい知識や情報を収集し、自己学習に努めましょう。

- ニュースや新聞記事等で報道している環境問題に関心を持ちましょう。
- 環境問題について、家族や友人、知人等の身近な人たちと話し合しましょう。
- 図書館やマスメディア、インターネット等を積極的に活用して、環境をよくするための正しい知識や情報を学びましょう。

②環境学習の場に参加しましょう。

- 市や環境活動団体等が主催する環境学習会等に積極的に参加しましょう。
- 環境イベント等には、自分だけでなく、家族や仲間等も誘って参加し、学習の場を広げましょう。
- 市職員による出前講座等を活用し、環境学習を推進しましょう。

③環境保全活動に参加しましょう。

- 環境家計簿\*を利用する等して、自分たちの暮らしが環境に与えている影響を知り、改善策を考えてみましょう。
- 県内・市内で活動している環境活動団体等にも参加して、より広域的な活動を展開しましょう。



\*環境家計簿とは、自分の生活が環境にどのような影響を及ぼしているかの収支を記録したもの。代表的な取組み項目として、電気・ガス等のエネルギーの消費や水、買い物、乗り物、住まい、ゴミ等がある。  
Web上で取り組める環境家計簿として、環境省の「環境家計簿（えこ帳）」等がある。  
参考URL：<http://www.eco-family.jp.com/introduction/service.html>

## 事業者の3R行動指針

### 2R(リデュース・リユース)行動 【ごみの発生抑制・再使用】

#### ①環境配慮型の事務用品や備品等を優先的に購入しましょう。

- 再生品等のグリーン購入を推進しましょう。
- コピー用紙や封筒、トイレットペーパー等の紙製品では、再生紙を利用した製品（できるだけ古紙配分率の高いもの）を優先的に選びましょう。
- OA機器等の電化製品では、省エネ効果の高い製品を優先的に選びましょう。
- 長寿命製品を優先的に選びましょう。

#### ②ごみの排出が少ない事務用品や備品等を優先的に購入しましょう。

- リサイクルが容易な素材を使用した製品を選びましょう。
- 過剰包装を控え、簡易包装を進めましょう。
- 修理や部品交換が容易な製品を選びましょう。
- リユースまたはリサイクルのルートが確立している製品を選びましょう。
- トナーカートリッジや洗剤等は詰め替え可能な製品を選びましょう。

#### ③ごみの減量化を推進しましょう。

- 両面印刷や両面コピーを使用しましょう。
- 廃棄紙（ミスコピーや使用済みコピー紙）の裏面を活用しましょう。
- 資料やカタログ等は無料提供であっても、必要でないものは受け取らないようにしましょう。
- 会議資料の部数や頁数は、できるだけ必要最小限としましょう。
- 使い捨てスプーンやフォークのようなワンウェイプラスチックや紙コップ等の使い捨て製品の購入や使用を控えましょう。

### 資源の循環的利用の促進行動 【分別排出・リサイクル】

#### ①資源物とごみの分別・リサイクルに協力しましょう。

- 「排出者責任」を認識し、資源物として循環が可能なものは、定められた分別排出ルールに従って分別し、リサイクルしましょう。
- 地域や業種等の連携による事業系資源物の共同回収システムを構築する等して、OA紙や段ボール等の資源物を回収しましょう。
- 不要になってもまだ使える事務用品等は、フリーマーケットやリサイクルショップを利用する等して、なるべくごみとして排出しないようにしましょう。
- 機密文書についても、古紙のリサイクルルートをできるだけ活用しましょう。

#### ②適正処理を推進しましょう。

- 不法投棄や不適正処理は行わず、法令や定められた分別排出ルールを遵守して、排出者の責任で適正に排出・処理しましょう。
- 市が指定する排出禁止物は、購入先や専門処理業者に引き取りや処理を依頼する等して、適切に対処しましょう。
- 廃棄物の野外焼却はやめましょう。
- 県や市から要請があった場合は、所有する土地の不法投棄防止対策を講じましょう。

**2R(リデュース・リユース)行動  
【ごみの発生抑制・再使用】  
《製造業編》**

**①環境にやさしい製品の開発・製造を推進しましょう。**

- 使用済みプラスチック製品を原料とした再生プラスチックを使用しましょう。
- 容器を繰り返し使用できるよう詰め替え用製品等の開発・製造に努めましょう。
- 「拡大生産者責任<sup>※</sup>」の考えを理解し、設計・仕入・製造・販売・流通の各工程を見直すことで、環境配慮型の生産構造への転換に努めましょう。
- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベル製品の開発・製造に努めましょう。
- 自然界で分解される素材を活かした製品の開発・製造に努めましょう。
- 重金属や有害化学物質の少ない製品の開発・製造に努めましょう。

**②ごみの減量化・資源化に適した製品の開発・製造を推進しましょう。**

- 容易にリサイクルできる素材を使用した製品の開発・製造に努めましょう。
- ごみになる量が少ない製品や詰め替え可能な製品の開発・製造に努めましょう。
- 部品の共通規格化や交換部品の長期保管化等を推進し、持続的に使用が可能な製品の開発・製造に努めましょう。
- 製品の修理・保守点検体制の充実を図りましょう。
- 製品の梱包には極力簡易包装を採用し、リサイクル可能な梱包材を活用しましょう。

**2R(リデュース・リユース)行動  
【ごみの発生抑制・再使用】  
《卸売・小売・飲食業編》**

**①環境にやさしい商品の販売を促進しましょう。**

- 県が推奨する「富山県リサイクル認定制度(エコショップ)」の登録に努めましょう。
- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルのついた商品の販売に努めましょう。
- リサイクル製品や省エネ製品の販売に努めましょう。

**②飲食に関するごみの減量化・リサイクルを推進しましょう。**

- ワンウェイプラスチックの無料提供を見直す等して、ごみの発生を抑制しましょう。
- 割りばしや食べ残し、調理くず、廃食用油等を分別し、リサイクルを推進しましょう。
- 食材を効率的に利用して、生ごみの発生を抑制しましょう。
- 飲食店では、手付かずや食べ残しを減らすため、メニューの分量等に配慮しましょう。

<sup>※</sup>「拡大生産者責任」とは、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方のことをいう。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 4.1 生活排水処理の現状と課題

#### (1) 水環境に関する状況

##### ① 水系の概況

本市には、一級河川の常願寺川水系38河川や神通川水系60河川の他、白岩川等の二級河川が11河川あり、いずれも富山湾に流れています。また、北部工業地帯には富山湾を結ぶ岩瀬、富岩及び住友の3運河を保有しており、それぞれの産業と密接な繋がりを持っています。市内にはこのような豊富な水資源があり、市内の上水道の水源、水力発電、農業用水及び工業用水等に広く利用されています。

##### ② 水環境の現状

市では、公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工業や事業場の排水対策や生活排水対策事業を推進しています。また、これにあわせ、富山県の水質測定計画で定めている環境基準点において、定期的に水質測定を実施しています。

環境基準点の位置図を図4-1-1に、環境基準の達成状況（平成28年度～令和2年度）を表4-1-1(次頁)に示します。

これによると、全ての環境基準点（河川・運河、湖沼、海域）において、環境基準を達成していました。

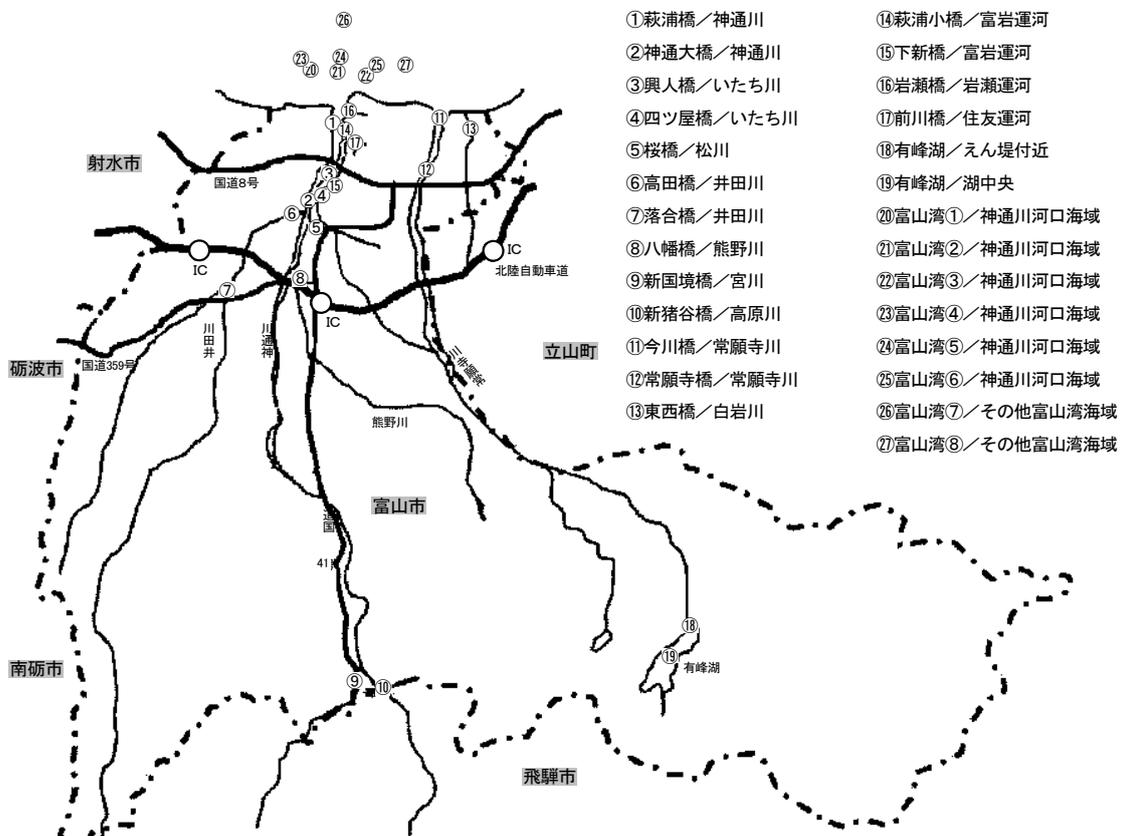


図4-1-1. 環境基準点の位置図

表4-1-1(1). 環境基準の達成状況〔平成28年度～令和2年度〕【河川1／2】

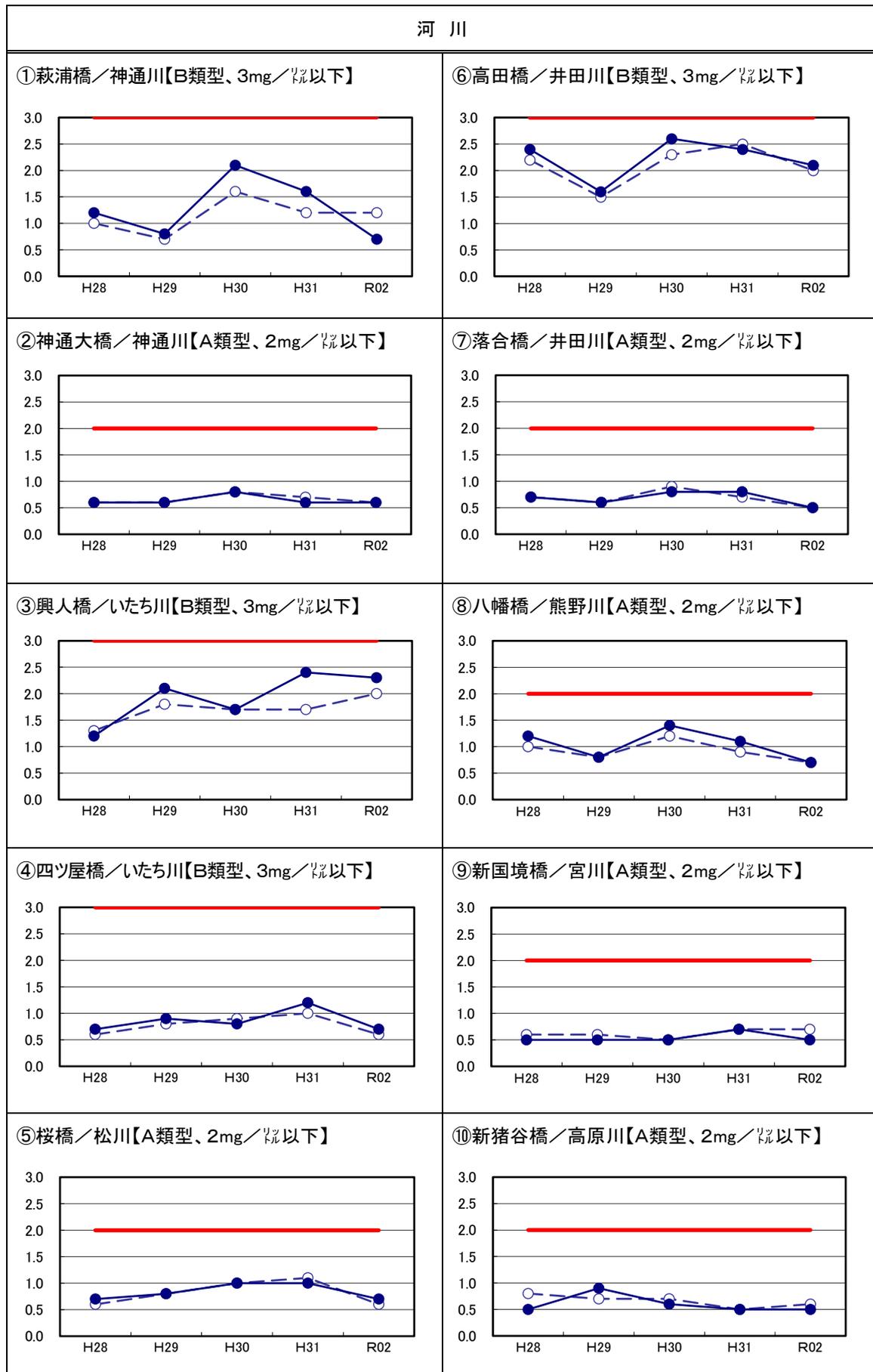
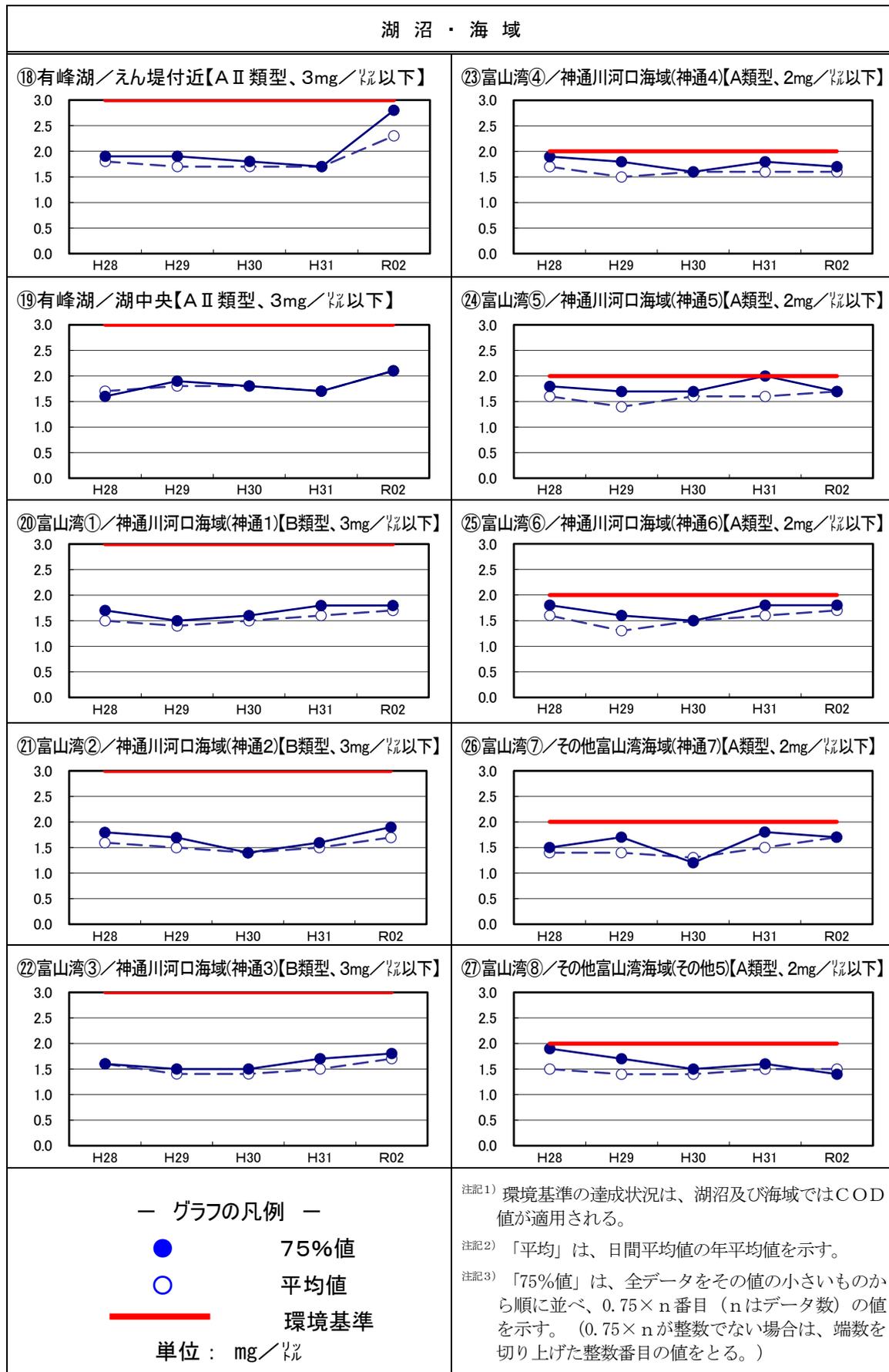


表4-1-1(2). 環境基準の達成状況〔平成28年度～令和2年度〕【河川2／2、運河】

河川	運河
<p>⑪今川橋／常願寺川【A類型、2mg/ℓ以下】</p>	<p>⑭萩浦小橋／富岩運河【D類型、8mg/ℓ以下】</p>
<p>⑫常願寺橋／常願寺川【AA類型、1mg/ℓ以下】</p>	<p>⑮下新橋／富岩運河【D類型、8mg/ℓ以下】</p>
<p>⑬東西橋／白岩川【A類型、2mg/ℓ以下】</p>	<p>⑯岩瀬橋／岩瀬運河【D類型、8mg/ℓ以下】</p>
	<p>⑰前川橋／住友運河【D類型、8mg/ℓ以下】</p>
<p>— グラフの凡例 —</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 75%値</li> <li>○ 平均値</li> <li>— 環境基準</li> </ul> <p>単位：mg/ℓ</p> <p>注記1) 環境基準の達成状況は、河川ではBOD値が適用される。  注記2) 「平均」は、日間平均値の年平均値を示す。  注記3) 「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×n番目（nはデータ数）の値を示す。（0.75×nが整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）</p>	

表4-1-1(3). 環境基準の達成状況〔平成28年度～令和2年度〕【湖沼、海域】



出典：「水質汚濁の現況〔平成29～令和3年度版(平成28～令和2年度の実績)〕富山県」

## (2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（污水衛生処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所毎に浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2（次頁）に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3（次頁）に示します。

1. 本計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」をあわせて適正に処理している施設とします。
2. 本計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。
4. 本書では、本市旧富山市地域を「本市富山地域」、本市の旧大沢野町・旧大山町・旧八尾町・旧婦中町・旧山田村・旧細入村の各地域を総称して「本市その他地域」と表記します。

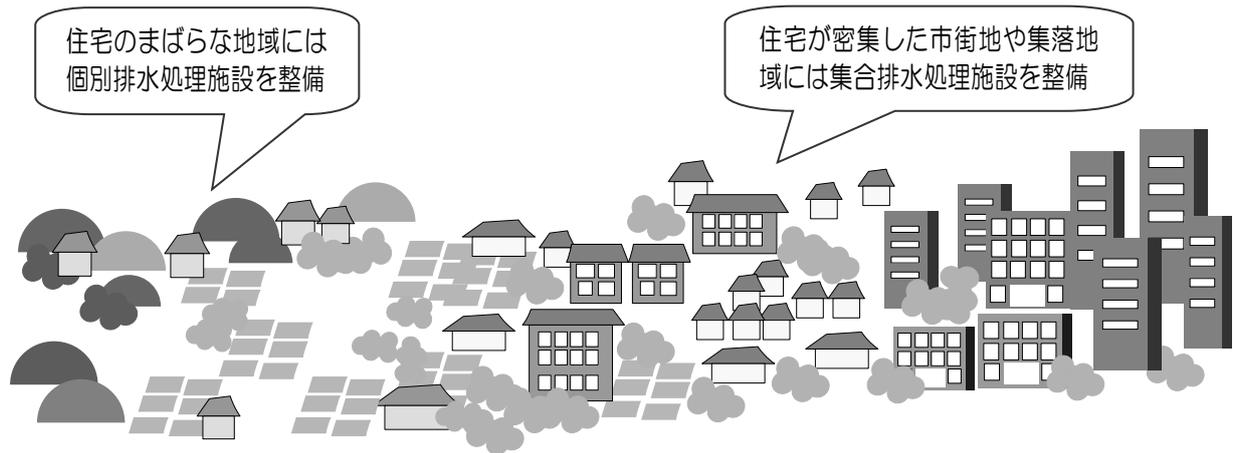


図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方

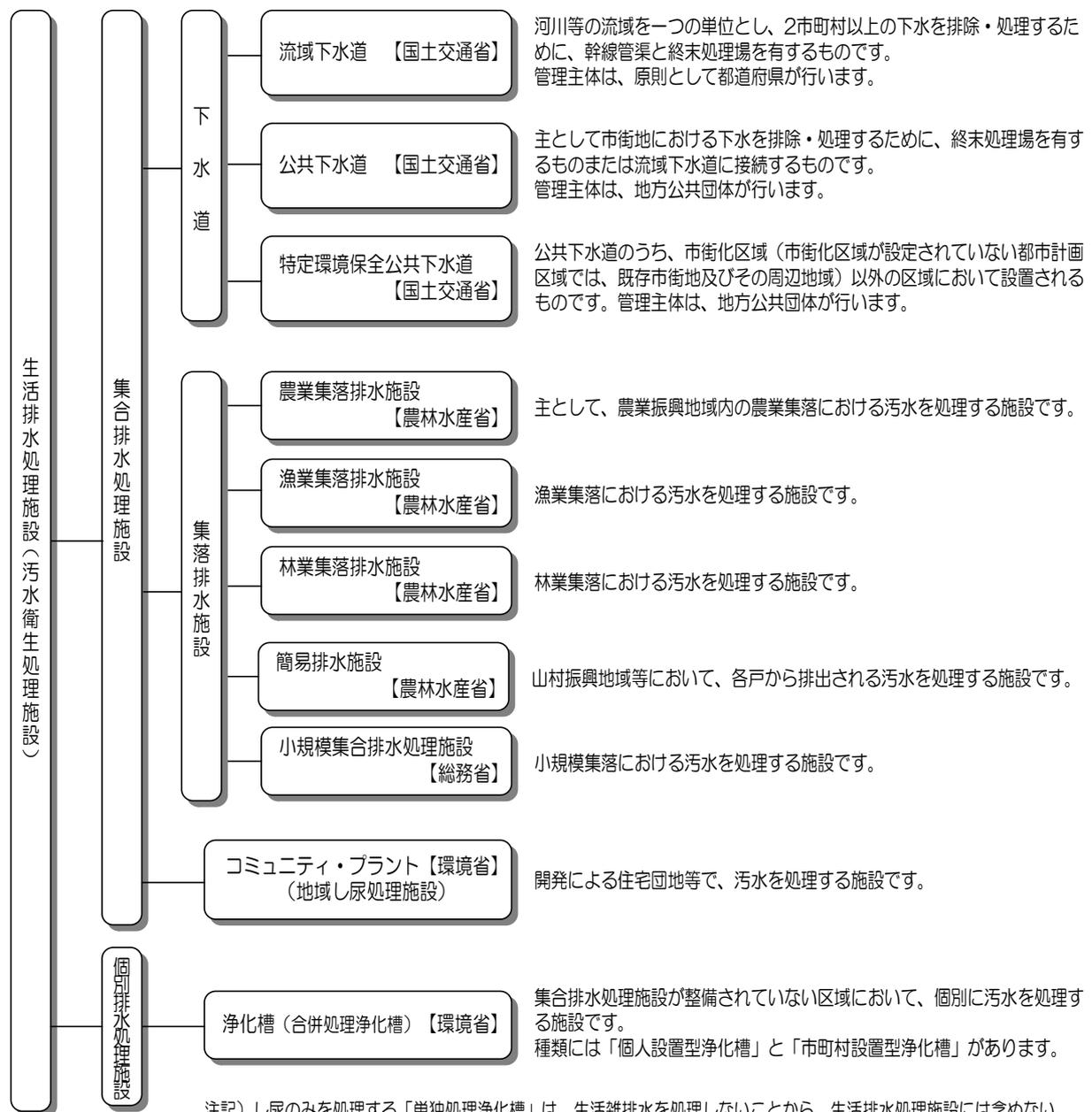


図4-1-3. 生活排水処理施設の種類

### (3) 生活排水処理の必要性

生活排水が河川水質に与える影響を表4-1-2に示します。

生活排水が河川水質に与える1人1日あたりの汚濁負荷量のうち、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の生活雑排水は、未処理のまま河川等の公共用水域に排出されることから、他の処理方法に比べて5～8倍も高くなっています。

さらなる公共用水域の水質向上を図るためには、汚濁負荷の大きい生活雑排水についての対策を進めていく必要があります。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項目	生活排水		原単位 ( $\frac{g}{人 \cdot 日}$ )		原単位 ( $\frac{mg}{人 \cdot 日}$ )		処理性能 ( $\frac{mg}{人 \cdot 日}$ )		汚濁負荷量 ( $\frac{g}{人 \cdot 日}$ )
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	BOD換算
下水道	処理	処理	250		200		14～15		4
集落排水施設	処理	処理	250		200		20		5
コミュニティ・プラント	処理	処理	250		200		20		5
合併処理浄化槽	処理	処理	250		200		20		5
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	4.0	150	7,800	180	10	—	27

出典:「し尿浄化槽の構造基準・同解説 1996年版」日本建築センター、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」社団法人 全国都市清掃会議、「富山県の下水道 令和3年3月」富山県、「富山県の廃棄物 令和2年度版」富山県、富山市農林水産部農村整備課資料、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2

全国・富山県・本市における施設整備率(汚水処理人口普及率<sup>\*</sup>)を表4-1-3に示します。

令和2年度における本市の施設整備率は99.7%となり、県の97.4%、国の92.1%と比較すると、施設整備率は高い状況となっています。

<sup>\*</sup>総人口に対し、いずれかの生活排水処理施設が利用可能な人口の割合をいう。

表4-1-3. 全国・富山県・本市における施設整備率(汚水処理人口普及率) [令和2年度末、単位:万人]

区分	施設整備率	総人口	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全国	92.1%	12,631	11,637	10,123	321	19	1,175
富山県	97.4%	104.4	101.7	90.2	8.5	0.1	2.9
富山市	99.7%	41.4 (413,938人)	41.3 (412,573人)	38.6 (385,759人)	1.7 (17,261人)	0.3 (2,910人)	0.7 (6,643人)

注記1) 施設整備率は、以下の式により計算される。

$$\text{施設整備率} = \frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区域内人口）}}$$

注記2) 国と県の値は、「令和2年度末の汚水処理人口普及状況について 令和3年8月31日 農林水産省・環境省」の抜粋値(住民基本台帳)

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値(国勢調査)

注記4) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(4) 生活排水処理の現況

① 対象となる生活排水及び処理主体

各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を表4-1-4に示します。

表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体〔令和2年度末現在〕

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道・特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	富山市
コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	富山市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
浄化槽汚泥処理施設(富山市つばき園)		浄化槽汚泥 <sup>*1</sup>	富山市
し尿処理施設(富山地区広域圏衛生センター[し尿処理棟、汚泥処理棟])		し尿及び浄化槽汚泥 <sup>*2</sup>	富山地区広域圏事務組合

<sup>\*1</sup>富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場(倉垣浄水園)の処理汚泥を含む。

<sup>\*2</sup>富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

② 生活排水の処理体系

令和3年4月現在における本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。

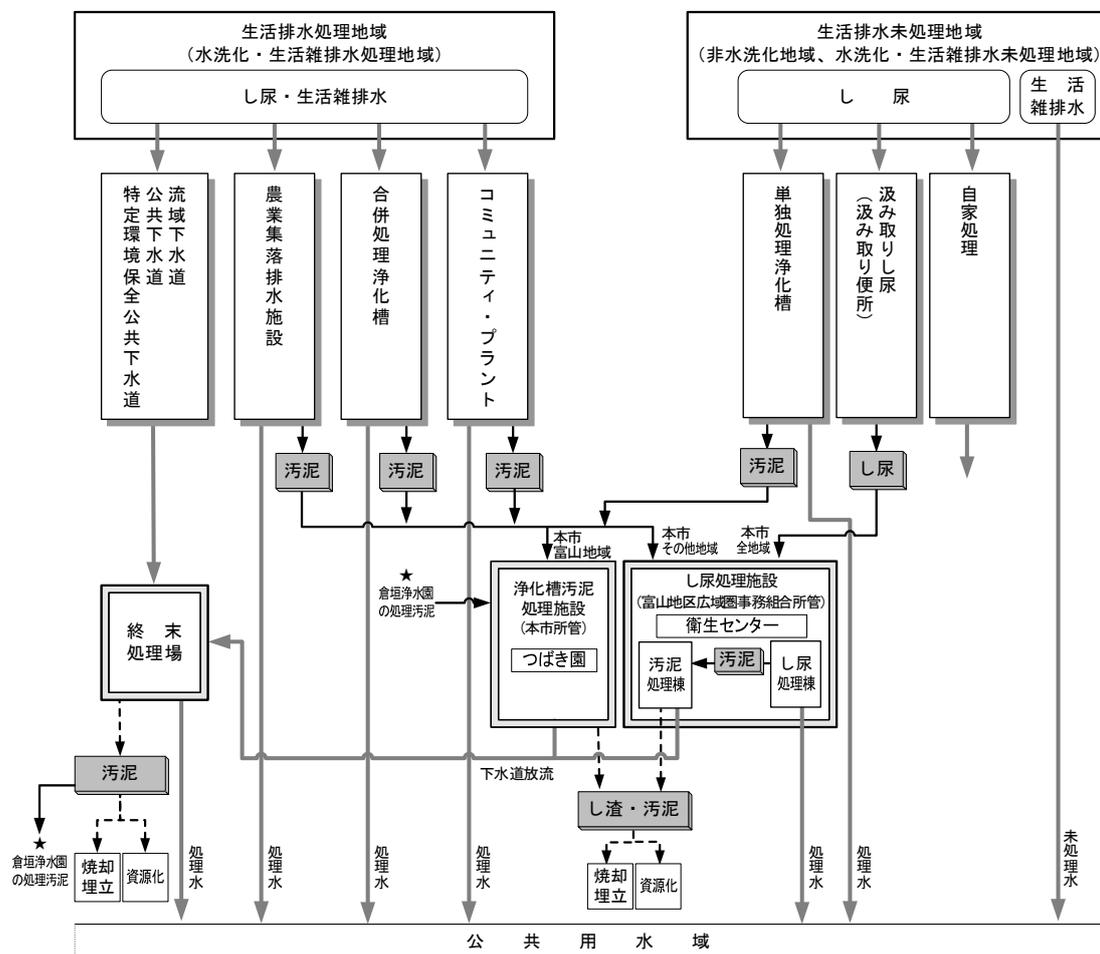


図4-1-4. 生活排水の処理体系図

〔令和3年4月現在〕

### ③ 生活排水の処理形態別人口の推移

令和2年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5に、過去5年間(平成28年度～令和2年度)における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6(次頁)及び図4-1-5(次頁)に示します。

令和2年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が371,408人、農業集落排水施設が15,534人、コミュニティ・プラントが2,910人、合併処理浄化槽が8,442人となり、行政区域内人口413,938人のうち、96.2%の市民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの3.8%の市民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

また、参考として、先述した表4-1-2(P.103)の計算根拠に基づき、令和2年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量2,105kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は484(=398+86)kg/日になり、全体の23%(=18.9%+4.1%)を占める割合となっています。

表4-1-5. 生活排水の処理形態別人口 [令和2年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】		
	人口	(A)に占める割合	負荷量	(A)に占める割合	
	人	%	kg/日	%	
(A)行政区域内人口(総人口=国勢調査)	413,938	100.0%	2,105	100.0%	
(B)整備人口	412,573	—	—	—	
水洗化人口・非水洗化人口	(C)水洗化・生活雑排水処理人口	398,294	96.2%	1,621	77.0%
	下水道	371,408	89.7%	1,486	70.6%
	農業集落排水施設	15,534	3.8%	78	3.7%
	コミュニティ・プラント	2,910	0.7%	15	0.7%
	合併処理浄化槽	8,442	2.0%	42	2.0%
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	12,445	3.0%	398	18.9%
	非水洗化人口	3,199	0.8%	86	4.1%
	汲み取りし尿	3,199	0.8%	86	4.1%
自家処理	0	0.0%	0	0.0%	
計画処理区域外人口	0	0.0%	0	0.0%	
施設整備率(B/A)	99.7%		—	—	
水洗化・生活雑排水処理率(C/B)	96.5%		—	—	
行政区域内人口に占める水洗化人口・非水洗化人口の割合(C/A)	96.2%		—	—	

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.103)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が一致しない場合がある。

注記3) 行政区域内人口は、国勢調査(確定値)である。

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成28年度～令和2年度]

処理形態区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(A)	行政区域内人口 (総人口=国勢調査)	418,142	417,575	417,332	415,816	413,938
(B)	整備人口	414,385	414,071	413,996	412,087	412,573
水洗化人口・非水洗化人口	(C) 水洗化・生活雑排水処理人口	397,132	397,622	398,970	398,250	398,294
	下水道	365,582	366,917	369,521	369,508	371,408
	農業集落排水施設	16,904	16,698	16,421	15,815	15,534
	コミュニティ・プラント	3,175	3,142	3,100	3,091	2,910
	合併処理浄化槽	11,471	10,865	9,928	9,836	8,442
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	15,021	14,691	14,430	14,108	12,445
	非水洗化人口	5,989	5,262	3,932	3,458	3,199
	汲み取りし尿	5,989	5,262	3,932	3,458	3,199
	自家処理	0	0	0	0	0
	計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
施設整備率(B/A)		99.1%	99.2%	99.2%	99.1%	99.7%
水洗化・生活雑排水処理率(C/B)		95.8%	96.0%	96.4%	96.6%	96.5%
行政区域内人口に占める水洗化人口・非水洗化人口の割合(C/A)		95.0%	95.2%	95.6%	95.8%	96.2%

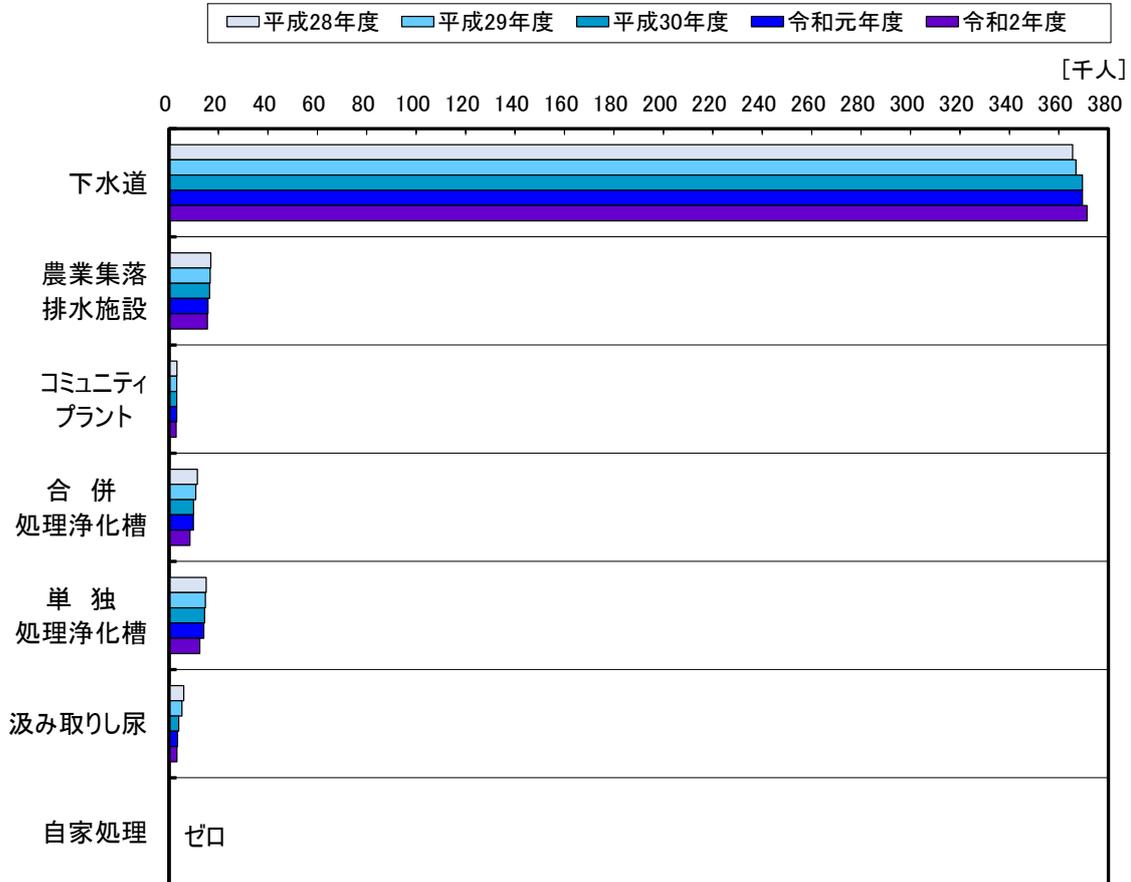


図4-1-5. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成28年度～令和2年度]

#### ④ 生活排水の形態別処理施設の概要

##### ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-6に、施設の概要等を表4-1-8、表4-1-9(次頁)及び表4-1-10(P.109)に示します。

令和2年度における下水道の整備人口は385,759人となり、下水道普及率(行政区域内人口に対する下水道整備完了地域在住人口の比率)は93.2%となっています。また、水洗化人口は371,408人となり、水洗化率(整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率)は96.3%となっています。

本市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況 [平成28年度～令和2年度]

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 (国勢調査)	人	418,142	417,575	417,332	415,816	413,938
整備人口	人	384,325	384,527	385,748	384,720	385,759
水洗化人口	人	365,582	366,917	369,521	369,508	371,408
下水道普及率	%	91.9%	92.1%	92.4%	92.5%	93.2%
水洗化率	%	95.1%	95.4%	95.8%	96.0%	96.3%

出典：富山市調べ

注記1) 上記の人口は、富山市資料を国勢調査に基づく人口に換算したものであり、住民基本台帳に基づく人口と一致しない。

注記2) 下水道普及率=整備人口(下水道を利用できる人数)÷行政区域内人口

注記3) 水洗化率=水洗化人口(下水道を実際に利用している人数)÷整備人口(下水道を利用できる人数)

注記4) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が合わない場合がある。

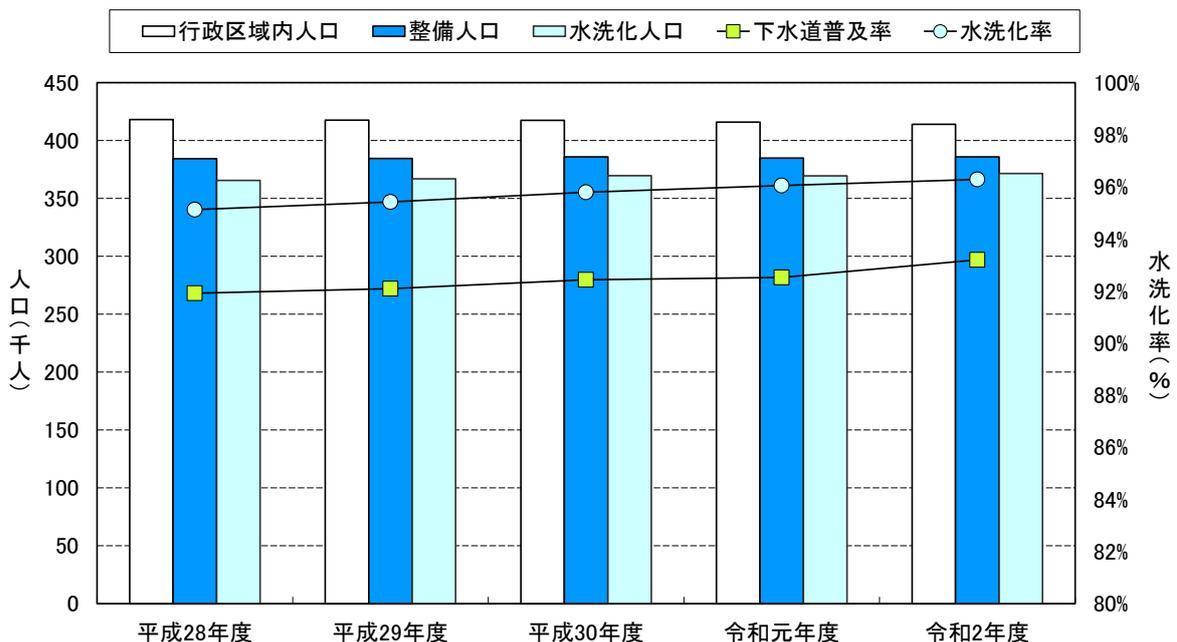


図4-1-6. 下水道の整備状況 [平成28年度～令和2年度]

表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況） [令和2年度]

項目		単位	市全域		
全市域面積		A	ha	124,174	
整備状況	認可面積	B	ha	10,969	
	整備済面積	C	ha	9,793	
	進捗率 C/B			%	89%
	進捗率 C/A			%	8%

出典：富山市調べ

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	地域区分	処理区	種別	本計画における種別区分
				区 分
01	本市富山地域	浜黒崎処理区	単独・公共	公共下水道
02			公関・特環	特定環境保全公共下水道
03		水橋処理区	単独・公共	公共下水道
04		神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道
05			流関・特環	特定環境保全公共下水道
06		倉垣処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道
07	大沢野地域	大沢野処理区	単独・公共	公共下水道
08			公関・特環	特定環境保全公共下水道
09	大山地域	大山処理区	単独・公共	公共下水道
11		小見処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道
12	八尾地域	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道
13			流関・特環	特定環境保全公共下水道
14	婦中地域	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道
15			流関・特環	特定環境保全公共下水道
16	山田地域	山田処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道
17	細入地域	楡原処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道
18		南部処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道

出典：富山市調べ

注) 種別の凡例 単独：単独処理区 公関：公共下水道関連 流関：流域下水道関連  
公共：公共下水道 特環：特定環境保全公共下水道

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要 [令和2年10月末]

事業主体	富山県	富山市
処理区名	神通川左岸処理区	浜黒崎処理区
下水道事業計画(策定年月日)	富山・八尾・婦中地域 (H30. 11. 9)	R1. 10. 16
事業期間(下水道法事業計画)	H4～R5	S27～R4
施設名称	神通川左岸浄化センター	浜黒崎浄化センター
位置	射水市海竜町地内 (富山新港東埋立地内)	浜黒崎及び古志町五丁目
排除方式	分流式	分流 (一部合流)
処理方式	標準活性汚泥法 嫌気無酸素好気法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	117, 000m <sup>3</sup>	164, 100m <sup>3</sup>
放流先	富山湾等	富山湾
環境基準	Aーイ	Aーイ

事業主体	富山市	富山市	富山市	富山市
処理区名	水橋処理区	倉垣処理区	大沢野処理区	大山処理区
下水道事業計画(策定年月日)	R1. 10. 16	H30. 11. 15	H30. 06. 26	H30. 06. 26
事業期間(下水道法事業計画)	H2～R4	H1～R5	S61～R4	S54～R4
施設名称	水橋浄化センター	倉垣浄水園	大沢野浄化センター	大山下水処理場
位置	水橋辻ヶ堂	布目北	新村	東福沢
排除方式	分流	分流	分流	分流
処理方式	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	11, 600m <sup>3</sup>	2, 300m <sup>3</sup>	9, 700m <sup>3</sup>	6, 300m <sup>3</sup>
放流先	辻ヶ堂排水路	下須川	大久保川	熊野川
環境基準	—	—	Aーイ	Aーイ

事業主体	富山市	富山市	富山市	富山市
処理区名	小見処理区	山田処理区	楡原処理区	南部処理区
下水道事業計画(策定年月日)	H30. 11. 15	H30. 11. 15	H30. 11. 15	H30. 11. 15
事業期間(下水道法事業計画)	H6～R4	S60～R4	H10～R4	H13～R4
施設名称	小見浄化センター	山田浄化センター	楡原浄化センター	南部地区浄化センター
位置	小見	山田小島前田	楡原	猪谷
排除方式	分流	分流	分流	分流
処理方式	好気性ろ床法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
全体計画の処理能力(日最大)	2, 300m <sup>3</sup>	1, 200m <sup>3</sup>	340m <sup>3</sup>	240m <sup>3</sup>
放流先	農業用水路(中地山地内)	山田川	神通川	神通川
環境基準	AAーイ	Aーイ	Aーイ	Aーイ

出典：「富山県の下水道 令和3年3月 富山県」

### イ. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設（それ以外の集落排水施設を含む。）の整備状況を表4-1-11及び図4-1-7に、施設の概要を表4-1-12(次頁)に示します。

農業集落排水施設は、農村地域等を対象として、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、令和2年度現在では54施設が稼働している状況です。

令和2年度における農業集落排水施設の整備人口は17,261人、水洗化人口は15,534人となり、水洗化率は90%となっています。

表4-1-11. 農業集落排水施設の整備状況 [平成28年度～令和2年度]

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
整備人口	人	19,142	18,789	18,406	17,624	17,261
水洗化人口	人	16,904	16,698	16,421	15,815	15,534
水洗化率	%	88.3%	88.9%	89.2%	89.7%	90.0%

出典：富山市農林水産部農村整備課資料

注記1) 上記の人口は、富山市農林水産部農村整備課資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの

注記2) 水洗化率＝水洗化人口（施設を実際に利用している人数）／整備人口（施設を利用できる人数）

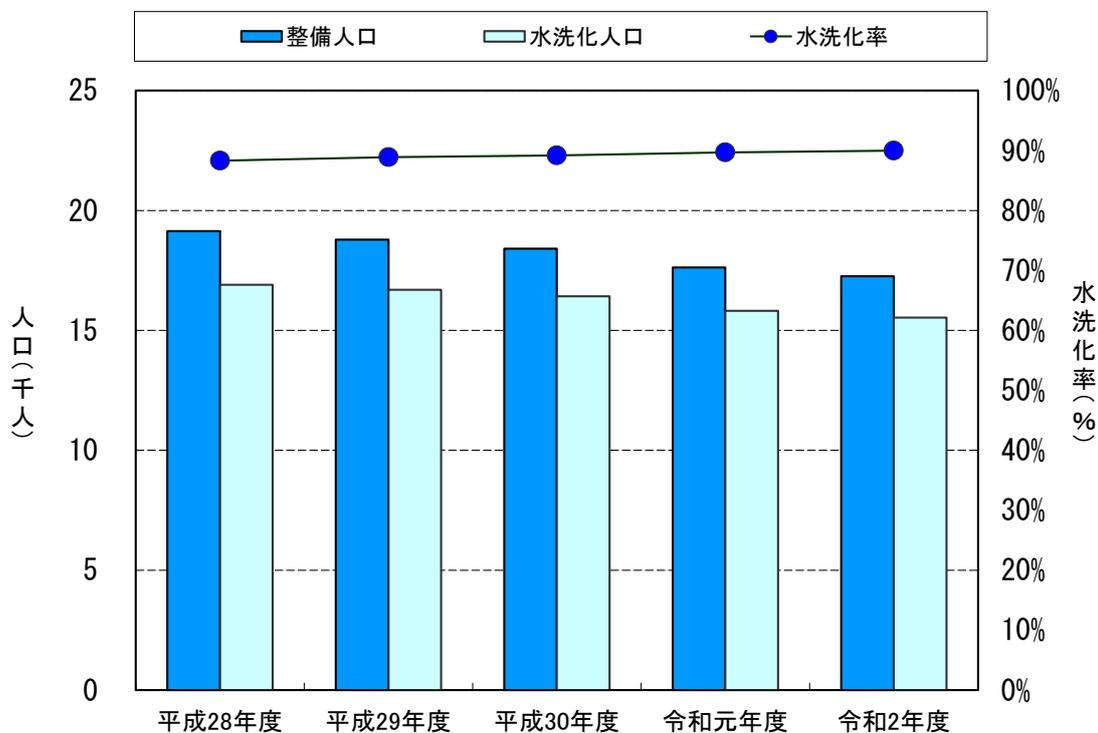


図4-1-7. 農業集落排水施設の整備状況 [平成28年度～令和2年度]

表4-1-12. 農業集落排水施設の概要

[令和3年4月現在]

NO	地域区分	処理区名	施設区分	区域面積	計画人口(人)	処理方式	供用開始年月	放流先	
01	本市 富山地域	打出地区	農業集落	7.2 ha	590	JARUS-Ⅲ型	S63. 07	山伏川	
02		呉羽野田地区	農業集落	5.1 ha	100	接触ばっ気	H02. 04	東部六号排水路	
03		島田地区	農業集落	1.4 ha	60	接触ばっ気	H03. 04	蝮川排水	
04		下条地区	農業集落	37.9 ha	1,500	JARUS-Ⅲ型	H04. 04	白岩川	
05		楠木地区	農業集落	2.4 ha	100	接触ばっ気	H04. 04	赤田排水	
06		利波地区	農業集落	1.8 ha	70	接触ばっ気	H05. 04	東部三号排水路	
07		水橋堅田地区	農業集落	2.2 ha	160	接触ばっ気	H05. 04	下条川	
08		水橋鏡田地区	農業集落	1.8 ha	80	接触ばっ気	H06. 04	上市川	
09		池多北地区(富山西部)	農業集落	34.5 ha	1,360	JARUS-Ⅲ型	H06. 04	鍛冶川	
10		古沢地区	農業集落	35.7 ha	2,530	JARUS-OD型	H07. 04	砂川	
11		上条南部地区	農業集落	21.3 ha	870	JARUS-Ⅲ型	H09. 04	白岩川	
12		針原西部地区	農業集落	14.0 ha	1,080	JARUS-X I型	H09. 10	枇杷川	
13		上条北部地区	農業集落	17.5 ha	1,190	JARUS-X I型	H10. 04	白岩川	
14		新保東地区	農業集落	23.1 ha	2,320	JARUS-X I型	H10. 04	熊野川	
15		金山新地区	小規模	1.8 ha	100	接触ばっ気	H10. 04	排水路	
16		池多南部地区	農業集落	12.3 ha	980	JARUS-Ⅲ型	H11. 04	平岡排水	
17		針原東部地区	農業集落	8.1 ha	339	JARUS-I型	H12. 04	諏訪川	
18		太田地区	農業集落	60.1 ha	2,694	JARUS-X I型	H13. 04	太田川	
19		三郷地区	農業集落	61.2 ha	3,355	JARUS-X I型	H16. 04	白岩川	
20		新保西地区	農業集落	22.0 ha	999	JARUS-X I型	H17. 04	新保排水	
21		熊野・月岡南部地区	農業集落	38.0 ha	1,950	JARUS-XIV型	H21. 04	土川	
22		水橋小池・五郎丸地区	農業集落	4.6 ha	170	接触ばっ気・流量調整式	H26. 04	下条川	
23	本市 その他地域	大沢野 地域	船峠地区	農業集落	96.0 ha	1,500	JARUS-X I型	H09. 04	急滝川
24		下夕北部地区	農業集落	13.0 ha	320	JARUS-I型	H09. 04	神通川	
25	大山 地域	日尾地区	農業集落	8.0 ha	130	JARUS-V型	H06. 05	黒川	
26		岡田地区	農業集落	7.0 ha	150	接触ばっ気	H07. 03	常願寺川	
27		牧地区	農業集落	5.0 ha	140	JARUS-S型	H11. 03	常願寺川	
28		農村総合整備モデル事業※1	農業集落	50.0 ha	3,200	公共下水道に接続	S62. 04	公共下水道へ	
29		農村下水道※2	農業集落	2.0 ha	115	公共下水道に接続	H02. 03	公共下水道へ	
30	八尾 地域	深谷地区	農業集落	15.1 ha	670	JARUS-Ⅲ型	H04. 04	合場川	
31		野積中部地区	農業集落	5.9 ha	610	JARUS-Ⅲ型	H06. 04	野積川	
32		樫尾地区	農業集落	1.7 ha	100	接触ばっ気	H04. 04	久婦須川	
33		岩屋地区	農業集落	1.9 ha	130	接触ばっ気	H06. 04	久婦須川	
34		道畑地区	農業集落	0.7 ha	60	接触ばっ気	H06. 04	野積川	
35		宮腰地区	農業集落	1.2 ha	80	接触ばっ気	H07. 04	久婦須川	
36		室牧地区	農業集落	9.7 ha	620	JARUS-Ⅲ型	H08. 03	井田川	
37		西川倉地区	簡易排水	1.6 ha	50	接触ばっ気	H08. 03	野積川	
38		卯花東部地区	農業集落	1.8 ha	130	JARUS-S型	H08. 10	久婦須川	
39		杉原東部地区	農業集落	7.4 ha	260	JARUS-I型	H11. 01	西派川	
40		野積北部地区	農業集落	5.0 ha	160	JARUS-S型	H11. 01	野積川	
41		仁歩地区	農業集落	7.0 ha	428	JARUS-I型	H13. 01	仁歩川	
42		布谷地区	農業集落	6.0 ha	129	JARUS-Ⅲ型	H14. 01	野積川	
43		井栗谷地区	小規模	3.4 ha	80	接触ばっ気	H16. 01	神通川	
44	婦中 地域	成子地区	農業集落	20.0 ha	160	JARUS-I型	H07. 04	農業用排水路	
45		道島地区	農業集落	9.0 ha	250	JARUS-I型	H09. 04	農業用排水路	
46		音川地区	農業集落	40.0 ha	2,300	公共下水道に接続	H16. 05	公共下水道へ	
47	山田 地域	西部地区(沼又)	農業集落	3.0 ha	150	JARUS-V型	H05. 04	坪野川排水路	
48		清水地区	農業集落	12.0 ha	190	JARUS-V型	H06. 04	農業用排水路	
49		東部地区(宿坊)	農業集落	13.0 ha	290	JARUS-V型	H03. 04	赤江川排水路	
50		柳川地区	農業集落	2.0 ha	64	JARUS-I型	H08. 07	赤江川排水路	
51		鍋谷地区	林業集落	1.0 ha	25	出雲式S2-34N	H07. 04	農業用排水路	
52	谷地区	林業集落	1.0 ha	26	NK-T23FC-43型	H07. 04	農業用排水路		
53	細入 地域	笹津・岩稻地区	農業集落	9.0 ha	350	JARUS-I型	H10. 03	馬道谷川	
54		庵谷地区	農業集落	5.0 ha	290	JARUS-I型	H10. 03	大谷川	

※1 大庄処理区及び福沢処理区とした。

※2 観音寺処理区及び布目処理区とした。

出典：「富山市農業集落汚水処理施設条例 平成17年4月1日 富山市条例第201号」、富山市農林水産部農村整備課資料  
注 本計画では、図4-1-3 (P. 102参照) に示した農業集落排水施設以外の集落排水施設も、全て農業集落排水施設扱いとして整理する。

#### ウ. コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)

本市のコミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)の整備状況を表4-1-13に、施設概要を表4-1-14に示します。

令和2年度現在のコミュニティ・プラントは、富山地域にある月岡緑町団地、新保地区、新保南地区の3施設が稼働しています。

令和2年度におけるコミュニティ・プラントの整備人口(=水洗化人口)は、2,910人となっています。

表4-1-13. コミュニティ・プラントの整備状況 [平成28年度～令和2年度]

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
整備人口 (水洗化人口)	人	3,175	3,142	3,100	3,091	2,910

出典：富山市環境部環境保全課資料

注 上記の人口は、富山市環境部環境保全課資料値(住民基本台帳に基づく人口)を国勢調査に基づく人口に換算したものの。

表4-1-14. コミュニティ・プラントの概要 [令和2年度末現在]

地域区分	富山地域	富山地域	富山地域
処理区名	月岡緑町団地	新保地区	新保南地区
事業計画区域面積	41.2 ha	61.0 ha	14.5 ha
計画人口(人)	3,150 人	1,080 人	610 人
処理方式	長時間ばっ気法	長時間ばっ気法	接触ばっ気法
供用開始年月	S58.04	S58.05	H13.04
放流先	大門川(神通川)	新保排水路(神通川)	樋橋川(神通川)
環境基準	A類型	A類型	A類型
下水道への接続計画	あり(令和3年4月1日から使用開始)	あり	なし

出典：「富山市の環境 令和3年度版」富山市

## I. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（下水道や集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

しかしながら、国内では単独処理浄化槽の設置基数が依然として多い（浄化槽全体の53%）ことから、「浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）」を令和2年4月1日から施行し、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への一層の転換<sup>※1</sup>と浄化槽管理の強化<sup>※2</sup>を目指すこととしています。

- ※1 ① 既存の単独浄化槽で、そのまま放置すると生活環境の保全及び公衆衛生上、重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものを特定既存単独処理浄化槽とし、都道府県知事は除去等の必要な措置を助言・指導することができること。（期限を定めて勧告・命令も可能とした。）
- ② 浄化槽処理促進区域内の市町村設置型浄化槽を公共浄化槽とし、設置については建築物の所有者等の同意を得て計画を作成する。公共浄化槽の設置が完了した場合は、同意をした建築物の所有者等は遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入されるために必要な排水設備を設置し、汲み取り便所を水洗便所に改造しなければならないこと。
- ※2 ③ 使用休止を都道府県知事に届け出た浄化槽は、保守点検・清掃及び定期検査の義務を免除する。都道府県知事は浄化槽台帳を作成し、保管しなければならないこと。
- ④ 地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-15に示します。

令和2年度における合併処理浄化槽の設置基数は1,707基、設置人口は8,442人となっています。

表4-1-15. 合併処理浄化槽の整備状況〔平成28年度～令和2年度〕

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合併処理浄化槽 設置基数	基	1,909	1,862	1,844	1,846	1,707
合併処理浄化槽 設置人数	人	11,471	10,865	9,928	9,836	8,442
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	7,743	7,613	6,742	6,652	6,643
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	3,728	3,252	3,186	3,184	1,799

出典：「富山市の環境 令和3年度版」富山市、富山市環境部環境保全課資料

注記 上記の人口は、富山市環境部環境保全課資料値（住民基本台帳に基づく人口）を国勢調査に基づく人口に換算させたもの。

### ⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

#### ア. 合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽設置補助制度の概要を表4-1-16に示します。

表4-1-16. 合併処理浄化槽設置補助制度の概要 [令和3年4月現在]

補助対象地域	公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業、地域し尿処理施設 <sup>*</sup> 、または生活排水処理施設の整備事業予定地を除く全市地域																
補助金交付対象者	1. もっぱら居住の用に供する建物または延べ床面積1/2以上を居住の用に供する建物に設置する方など。 2. 販売の目的で住宅などを建築する方を除く。 3. 家屋を新築または増築する方のうち、汚水処理未普及解消につながらない浄化槽設置をする方を除く。																
補助対象 合併処理浄化槽	1. し尿と雑排水を併せて処理する50人以下の浄化槽 2. 浄化槽の構造基準に適合し、BOD除去率90%以上、放流水の水質がBODで20mg/l <sup>※</sup> （日間平均値）以下の機能を有するもの 3. 環境省の国庫補助指針に適合するもの等																
交付の条件	1. 保健所に設置の届出をして審査を受けていること、または建築確認の届出を済ませていること。 2. 住宅などを借りている方は、賃貸人の承諾を得ていること。																
補助金額	補助の金額は次の表にかかげる額とし、最高限度額を示す(予算の範囲内において、補助金を交付する)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規 模</th> <th>補 助 額</th> <th>規 模</th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>352,000 円</td> <td>11～20人槽</td> <td>1,002,000 円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>441,000 円</td> <td>21～30人槽</td> <td>1,545,000 円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>588,000 円</td> <td>31～50人槽</td> <td>2,129,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	規 模	補 助 額	規 模	補 助 額	5人槽	352,000 円	11～20人槽	1,002,000 円	6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,545,000 円	8～10人槽	588,000 円	31～50人槽	2,129,000 円
規 模	補 助 額	規 模	補 助 額														
5人槽	352,000 円	11～20人槽	1,002,000 円														
6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,545,000 円														
8～10人槽	588,000 円	31～50人槽	2,129,000 円														
	<sup>※</sup> 特例として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（単独転換）に伴う宅内配管工事費（新築及び増改築（軽微なものを除く。）に係るものを除く。）を30万円を上限として上記金額に追加する。																

\*本計画でいう「コミュニティ・プラント」のこと。

出典：富山市環境部環境保全課資料

#### イ. 水洗便所改造等資金貸付制度

水洗便所改造等資金貸付制度の概要を表4-1-17に示します。

表4-1-17. 水洗便所改造等資金貸付制度の概要 [令和3年4月現在]

貸付けの対象経費	1. 既設の便所（し尿浄化槽を含む）を公共下水道に接続するため、便器、洗浄器具及びこれに伴う排水設備の工事 2. 改造に伴う壁の補修ならびに台所及び風呂の排水設備の付け替え工事												
貸付けを受けることができる者の資格	1. 富山市内に住所を有する者で既設の便所が設けられている建物の所有者又は使用者（法人を除く） 2. 市民税、固定資産税、下水道受益者負担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していない方 3. 貸付け資金の償還の支払いについて、十分な支払い能力がある方 4. 確実な連帯保証人がいる方												
貸付限度額・利率・期間・償還方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>水洗便所改造工事その他附帯工事</th> <th>汚水ポンプ工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>100万円(当該工事費の範囲内)</td> <td>50万円(同左)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	水洗便所改造工事その他附帯工事	汚水ポンプ工事	貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(同左)	貸付利率	無利子	同左	償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる	同左
種 類	水洗便所改造工事その他附帯工事	汚水ポンプ工事											
貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(同左)											
貸付利率	無利子	同左											
償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる	同左											

出典：「富山市水洗便所改造等資金貸付規程 平成17年4月 富山市上下水道局管理規程第25号」、富山市上下水道局給排水サービス課

### ウ. 農業集落水洗便所改造等資金貸付制度

農業集落水洗便所改造等資金貸付制度の概要を表4-1-18に示します。

表4-1-18. 農業集落水洗便所改造等資金貸付制度の概要

貸付けの対象経費	1. 既設の便所を水洗式に改造するための経費 (便器や洗浄用具、その設置費用、改造に伴う壁の補修等の工事費を含む)		
貸付けを受けることができる者の資格	1. 農業集落汚水処理施設が完備されている地域にお住まいの方 2. 市民税・固定資産税・農業集落排水事業分担金・水道料金・農業集落汚水処理施設使用料を滞納していない方 3. 自己資金のみで工事ができない方 4. 貸付資金の償還能力がある方 5. 確実な連帯保証人がある方		
貸付限度額・利率・期間・償還方法	種 類	水洗便所改造工事その他附帯工事	汚水ポンプ工事
	貸付限度額	100万円(当該工事費の範囲内)	50万円(同左)
	貸付利率	無利子	同左
	貸付期間	貸付日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内	同左
	償還方法	貸付期間内の元金均等月賦償還。ただし、期限前において繰上償還することができる	同左

出典：「富山市農業集落水洗便所改造等資金貸付規則 平成17年4月 規則第178号」、富山市農林水産部農村整備課

### エ. ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度

ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度の概要を表4-1-19に示します。

表4-1-19. ディスポーザー排水処理システムの設置に伴う補助制度の概要

項 目	補助金交付対象者	補助対象	補助額
富山市まちなか住宅ディスポーザー排水処理システム整備支援事業	「富山市まちなか居住推進事業」の事業計画の認定を受けて整備される共同住宅者や戸建て住宅者	旧建設大臣が認定、または、日本下水道協会が定めた性能基準に適合する評価を受けたディスポーザー排水処理システム	5万円/戸
上記対象地区以外で生物処理タイプの「ディスポーザー排水処理システム」を設置する場合	市内の共同住宅者又は一戸建て住宅者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物処理タイプのみ（機械処理タイプは対象外）</li> <li>・砕いた生ごみを処理槽で微生物分解してから排水だけを下水道に流すもの（定期的に処理槽内汚泥を抜取る必要あり）</li> <li>・砕いた生ごみの水分と固形物を機械的に分別し、水分だけを下水道に流すもの（生ごみ固形物を廃棄（再利用）する必要あり）</li> </ul>	設置する住戸数に2万円を乗じた額で申請1件につき100万円を限度

出典：富山市環境部環境センター管理課

### (5) し尿・浄化槽汚泥処理の現況

各家庭等から発生するし尿や浄化槽汚泥の処理区域は、行政区全域を対象としています。

#### ① 収集・運搬の状況

収集・運搬は、し尿は委託業者1社と許可業者7社で、浄化槽汚泥は許可業者9社でそれぞれ行っています。

収集・運搬車両の状況を表4-1-20に示します。

表4-1-20. 収集・運搬車両の状況 [令和3年4月現在]

最大積載可能量	～2 k1	～4 k1	～8 k1	～10 k1	計
車両台数	4台	26台	14台	4台	48台

出典：富山市環境部環境政策課

#### ② 中間処理・最終処分の状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、本市または富山地区広域圏事務組合が所管する2つのし尿処理施設（浄化槽汚泥処理施設を含む。）でそれぞれ適正処理しており、し尿の全量は「富山地区広域圏衛生センター」で、浄化槽汚泥は「富山市つばき園」及び「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

施設の概要を表4-1-21に示します。

表4-1-21(1). し尿処理施設（浄化槽汚泥処理施設を含む。）の施設概要 [令和3年4月現在]

項 目		富 山 市 つ ば き 園	
処 理 対 象 地 域	本市富山地域		
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無	なし		
処 理 対 象 物	浄化槽汚泥*		
竣 工 年 月	平成2年2月		
公 称 処 理 能 力	90 k1/日		
設 計 放 流 水 質	BOD 300mg/1、COD 150mg/1、SS 300mg/1		
処 理 方 式	固液分離方式（浄化槽汚泥専用処理）		
希 積 水	種 類	工業用水	
	倍 率	5.7倍	
放 流 先	河 川 名	公共下水道	
	水濁法上乘基準	なし	
主 処 理 内 容	前曝気⇒高分子凝集剤混和による固液分離⇒希釈後、下水道放流		
脱 臭 設 備	酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着		
汚 泥 処 理	下水処理施設（脱水・焼却）		

\*本市富山地域の農業集落排水施設からの処理汚泥、コミュニティ・プラントからの処理汚泥、倉垣浄水園の処理汚泥を含む。

出典：富山市つばき園資料、「富山県の廃棄物 令和2年度版」富山県

表4-1-21(2). し尿処理施設（浄化槽汚泥処理施設を含む。）の施設概要〔令和3年4月現在〕

項 目		富山地区広域圏衛生センターし尿処理棟
処 理 対 象 地 域		本市全地域
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		滑川市、舟橋村、上市町、立山町
処 理 対 象 物		し尿
竣 工 ・ 改 良 年 月		[竣工]昭和58年3月、[改良]平成24年5月～平成26年3月
公 称 処 理 能 力		60 k1/日
設 計 放 流 水 質		BOD 10mg/l
処 理 方 式		標準脱窒素処理方式
希 積 水	種 類	地下水
	倍 率	10倍
放 流 先	河 川 名	白岩川〔環境基準 A類型〕
	水濁法上乘基準	BOD 10ppm以下
一 次 処 理 施 設 消 化 槽		標準脱窒素処理設備
二 次 処 理 装 置		凝集分離処理設備、オゾン処理設備、砂ろ過処理設備
脱 臭 設 備		高濃度臭気脱臭設備、中低濃度臭気脱臭設備、極低濃度設備
汚 泥 処 理		脱水
附 帯 設 備		前処理（破砕機・ドラムスクリーン）

項 目		富山地区広域圏衛生センター汚泥処理棟
処 理 対 象 地 域		本市その他地域
他 市 町 村 の 搬 入 の 有 無		滑川市、舟橋村、上市町、立山町
処 理 対 象 物		浄化槽汚泥*
竣 工 年 月		平成26年3月
公 称 処 理 能 力		50 k1/日
設 計 放 流 水 質		BOD 600mg/l、SS 600mg/l
処 理 方 式		固液分離方式
希 積 水	種 類	地下水、処理水
	倍 率	1.9倍
放 流 先	河 川 名	公共下水道
	水濁法上乘基準	BOD 600ppm以下
一 次 処 理 施 設 消 化 槽		混合曝気設備
脱 臭 設 備		高濃度臭気脱臭設備、低濃度臭気脱臭設備、臭突
汚 泥 処 理		脱水・乾燥（肥料化）
附 帯 設 備		前処理（破砕機・ドラムスクリーン）

\*本市その他地域以外の農業集落排水施設からの処理汚泥を含む。

出典：富山地区広域圏事務組合資料、「富山県の廃棄物 令和2年度版」富山県

### ア. 各施設への搬入量の状況

し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を図4-1-8及び表4-1-22（次頁）に示します。

生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿の年間搬入量は減少傾向にあります。また、浄化槽汚泥の年間搬入量は、平成28年以降は増加と減少を繰り返しながら、ゆるやかな減少傾向に推移しています。

経年推移をみると、直近5年間で、し尿は24.4%減少、浄化槽汚泥は5.5%減少し、総搬入量として9.9%減少しました。

なお、1人1日平均排出量は、し尿が3.3～4.7ℓ/人・日、浄化槽汚泥が1.4～1.6ℓ/人・日で推移しています。

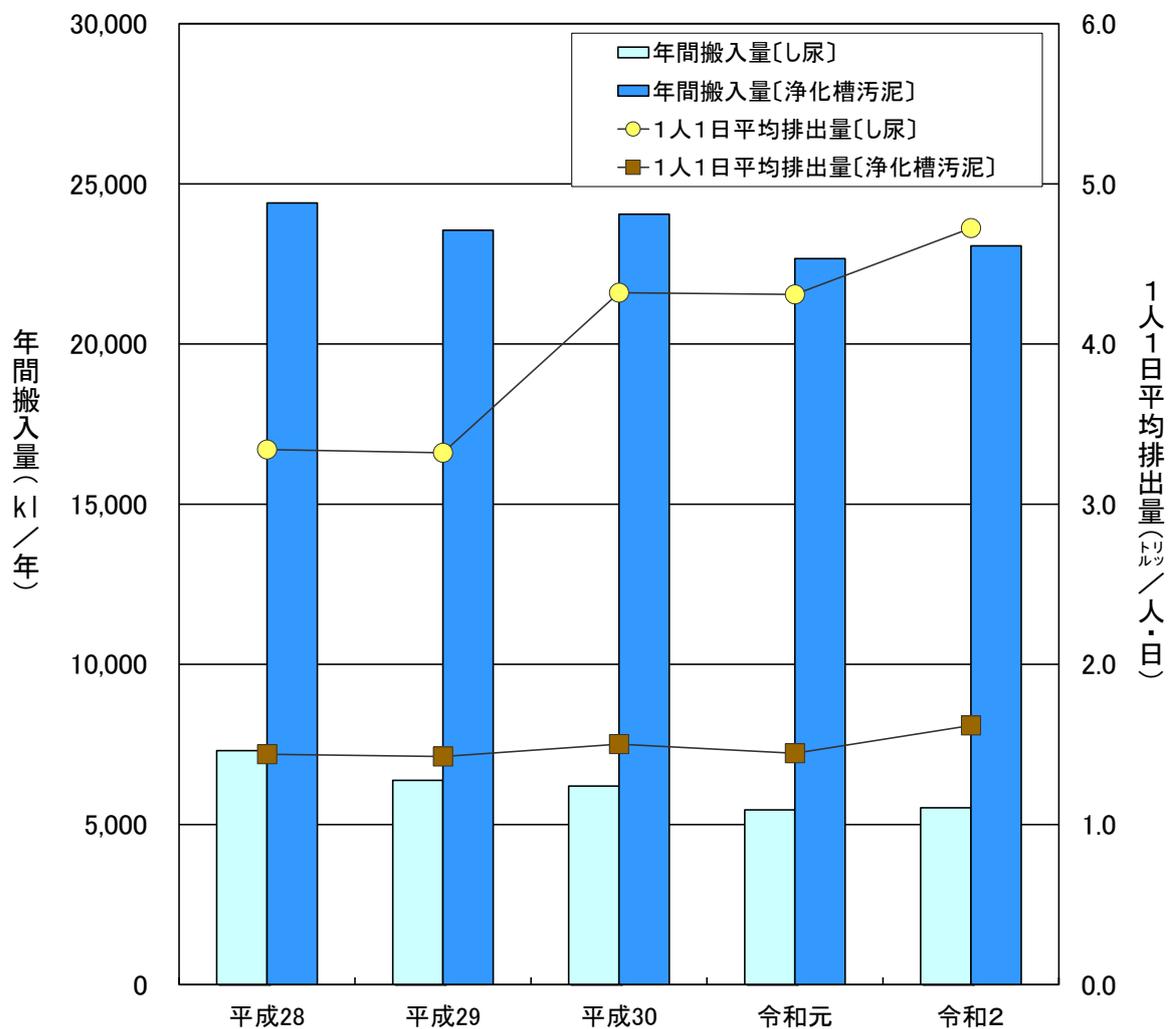


図4-1-8. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況〔平成28年度～令和2年度〕

表4-1-22. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成28年度～令和2年度]

NO	種別	施設区分	単位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	備考
1	し尿	富山市つばき園	kl/年	0	0	0	0	0	(01)=年間量の実績
2		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	7,304	6,377	6,201	5,454	5,518	(02)=年間量の実績
3		小計	kl/年	7,304	6,377	6,201	5,454	5,518	(03)= (01)+(02)
4	浄化槽汚泥	富山市つばき園	kl/年	18,853	18,202	18,529	17,324	18,048	(04)=年間量の実績
5		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	5,548	5,352	5,520	5,338	5,015	(05)=年間量の実績
6		小計	kl/年	24,401	23,554	24,049	22,663	23,063	(06)= (04)+(05)
7	計	富山市つばき園	kl/年	18,853	18,202	18,529	17,324	18,048	(07)= (01)+(04)
8		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	12,852	11,730	11,721	10,793	10,533	(08)= (02)+(05)
9		計	kl/年	31,705	29,932	30,250	28,117	28,581	(09)= (07)+(08)
10	浄化槽汚泥の混入率	富山市つばき園	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	(10)= (04)/(07)
11		富山地区広域圏衛生センター	%	43.2%	45.6%	47.1%	49.5%	47.6%	(11)= (05)/(08)
12		計	%	77.0%	78.7%	79.5%	80.6%	80.7%	(12)= (06)/(09)
13	し尿	過去5年間の増減指数	H28年度を100.0として	100.0	87.3	84.9	74.7	75.6	(13)= 当該年度の(03)/H28年度の(03)
14	浄化槽汚泥	過去5年間の増減指数	H28年度を100.0として	100.0	96.5	98.6	92.9	94.5	(14)= 当該年度の(06)/H28年度の(06)
15	計	過去5年間の増減指数	H28年度を100.0として	100.0	94.4	95.4	88.7	90.1	(15)= 当該年度の(09)/H28年度の(09)
16	し尿	1日平均搬入量	kl/日	20.0	17.5	17.0	14.9	15.1	(16)= (03)/[365or366]
17	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	66.9	64.5	65.9	61.9	63.2	(17)= (06)/[365or366]
18	計	1日平均搬入量	kl/日	86.9	82.0	82.9	76.8	78.3	(18)= (16)+(17)
19	し尿	1人1日平均排出量	㎥/人・日	3.3	3.3	4.3	4.3	4.7	(19)= (03)/処理人口/[365or366]×10 <sup>3</sup>
20	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	㎥/人・日	1.4	1.4	1.5	1.4	1.6	(20)= (06)/処理人口/[365or366]×10 <sup>3</sup>

出典：「2016～2020年度 維持管理年報」富山市つばき園、「広域圏事業概要 令和3年度」富山地区広域圏事務組合  
注記) 表記の際に四捨五入を行ったため、合計値があわない場合がある。

### イ. 処分量の状況

各施設で適正処理後に発生した汚泥等の処分方法を表4-1-23に、過去5年間（平成28年度～令和2年度）の年間発生量を表4-1-24に示します。

表4-1-23. し渣及び余剰汚泥の最終処分方法 [令和3年4月現在]

施設区分	汚泥	し 渣	沈 砂
富山市つばき園	脱水→焼却→埋立	焼却→埋立	埋立
富山地区広域圏衛生センター	脱水→乾燥→肥料製造	焼却→埋立	埋立

出典：富山市環境部環境センター管理課資料、富山地区広域圏事務組合資料

表4-1-24. 過去5年間の年間発生量 [平成28年度～令和2年度]

項 目		単 位	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
汚 泥	富山市つばき園	m <sup>3</sup> /年	3,840	3,822	3,534	3,192	2,097
	富山地区広域圏衛生センター (本市分)	m <sup>3</sup> /年	70	66	68	58	54
し 渣	富山市つばき園	kg/年	17,951	16,760	17,768	19,830	20,574
	富山地区広域圏衛生センター (本市分)	kg/年	26,562	19,054	19,198	13,858	14,767
沈 砂	富山市つばき園	kg/年	4,240	4,070	4,250	3,950	2,960
	富山地区広域圏衛生センター (本市分)	kg/年	4,265	2,315	2,284	1,468	1,070

出典：「2016～2020年度 維持管理年報」富山市つばき園、「事業実施状況」富山地区広域圏事務組合

(6) 水環境保全のための事業実施状況

本市では水源地域における水環境への負荷軽減、水涵養など、水環境の総合的な保全を進めるとともに、健全な水循環を確保し、安全でおいしい水を供給しています。

本市における水環境保全対策の取組み状況を表4-1-25に示します。

表4-1-25. 本市における水環境保全対策の取組み状況 [令和2年度]

項 目	主な取組み
水資源の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水源の保全に関する啓発の推進</li> <li>②水源涵養保安林などの整備の実施</li> <li>③水源の監視やパトロールの実施</li> <li>④農業用水等を活用した小水力発電の導入の促進</li> <li>⑤本市の水道水は豊かな自然が生み出す安全・安心なおいしい水であることを積極的にPR</li> </ul>
地下水や地盤環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地下水位、地下水採取量、地下水の塩素イオン濃度などの監視・調査の継続的な実施</li> <li>②雨水や融雪水の地下浸透を促し、地下水涵養を推進</li> <li>③「富山県地下水の採取に関する条例」に基づく、地下水の合理的な利用の推進、かつ、消雪設備の維持管理徹底の啓発</li> </ul>
水 質 の 保 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公共用水域の定期的・継続的な水質監視の実施</li> <li>②底質環境の定期的・継続的な調査監視の実施</li> <li>③富山県の水質環境計画（クリーンウォーター計画）、富山市生活排水処理基本計画に基づく、地域の特性に合わせた生活排水処理施設の整備の推進、かつ、施設の機能保持</li> <li>④事業所に対する立入調査・指導の実施</li> <li>⑤合流式下水道の改善の推進</li> <li>⑥下水道未接続家屋への接続促進活動の実施</li> <li>⑦地下水の定期的・継続的なモニタリングの実施</li> <li>⑧海水浴場の定期的・継続的な水質検査の実施</li> <li>⑨県との連携による窒素・りん削減など、富山湾の水質保全対策の推進</li> <li>⑩ゴルフ場排水の水質検査と周辺の井戸調査の実施</li> <li>⑪堆雪空間の確保など雪対策の推進</li> <li>⑫水質事故の未然防止対策の推進</li> </ul>
水 辺 環 境 の 保 全 ・ 活 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①河川や海岸の美化、川や海の水生生物の保護の推進</li> <li>②国や県との連携による河川や海の保全・整備の推進</li> <li>③環境に配慮した河川整備の実施</li> <li>④海や河川などの水辺環境を活かした交流活動やレクリエーション拠点の整備、景観や親水性に配慮した水辺空間の整備の推進</li> </ul>
健全な水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水資源に関する情報提供・啓発の実施</li> <li>②節水や水利用の合理化・効率化、水の循環的利用の推進</li> <li>③雨水貯留施設などの整備の推進</li> <li>④水循環に関する情報収集</li> </ul>

出典：「富山市環境報告書【第1部】令和2年度版(令和元年度「第2期富山市環境基本計画」進捗状況)」富山市環境部環境政策課

表4-1-26. 水環境関連イベントの実施状況 [令和2年度]

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
岩瀬浜海岸清掃活動	岩瀬浜	CHANGE FOR THE BLUE in富山実行委員会	岩瀬浜の清掃活動
海辺の漂着物調査	岩瀬浜	(公財)環日本海環境協力センター他	海岸に漂着したごみの種類、量の調査(環日本海地域の沿岸自治体が連携した漂着物の共同調査)
漂着物アート制作体験会・展示会	富山市に面する海岸一帯	(公財)環日本海環境協力センター他	海辺の漂着物を使ってアート作品を制作
運河まつり2020	富岩運河(環水公園)	運河のまちを愛する会、富山県、富山市	運河クルーズ、カヌー体験会、ボート教室、屋台等

出典：富山市環境部環境政策課資料、関連団体HP等

## (7) 課題の整理

### ① 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられており、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要視されています。

本市では、令和2年度現在、行政区内人口に占める96%の市民が生活排水処理施設を利用している一方、残りの4%の市民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。

各処理方式が河川等の水質汚濁に与える影響をBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、汚濁負荷量全体の23%を占めています。

今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

### ② 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するもので、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで $20\text{mg/l}$ 以下となるよう構造基準で定められており、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し浄化槽法に基づく年1回の定期検査(法定検査)の受検をする等して、適正な維持管理を徹底するよう指導・啓発に努めていく必要があります。

### ③ し尿処理施設の運営・維持管理

し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年々減少しており、平成28年度から令和2年度までの5年間で10%減少しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、富山市つばき園と富山地区広域圏衛生センターの両施設にそれぞれ搬入された後、適正処理されています。

今後もし尿や浄化槽汚泥の処理を効率的かつ適正に行うため、処理量や性状に見合った施設能力の維持と適正な運転を行う必要があります。

## 4.2 生活排水処理基本計画

### (1) 基本理念

本市が今後5年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

**「人と自然にやさしい」 快適な生活環境づくり  
・ 良好な水環境づくりをめざして**

市民が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや河川等の公共水域の良好な水環境づくりが望まれています。

そのためには、私たち一人一人が主役となって、生活排水対策に自主的・主体的に取り組むことが重要になります。また、整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた施設整備を今後も計画的に進め、これと同時に施設整備完了地域における早期水洗化の促進を進めることが必要になります。

このような取り組みをできるところから段階的に講じていくことで、基本理念の実現を目指します。

## (2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

### 基本方針 1

#### 生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘察し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。また、施設整備完了地域における早期水洗化を促進させるため、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

### 基本方針 2

#### 合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、定期的に啓発・指導を行います。

### 基本方針 3

#### し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少しつづけることが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

### 基本方針 4

#### し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、「富山市つばき園」と「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

今後もし尿・浄化槽汚泥処理を効率的かつ適正に行うため、処理量や性状に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。また、処理に伴って発生する乾燥汚泥は、今後も引き続きリサイクルする等して、埋立量の削減に努めます。

### (3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（表4-1-4参照、P.104）とします。

### (4) 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、現状と同様（図4-1-4参照、P.104）とします。

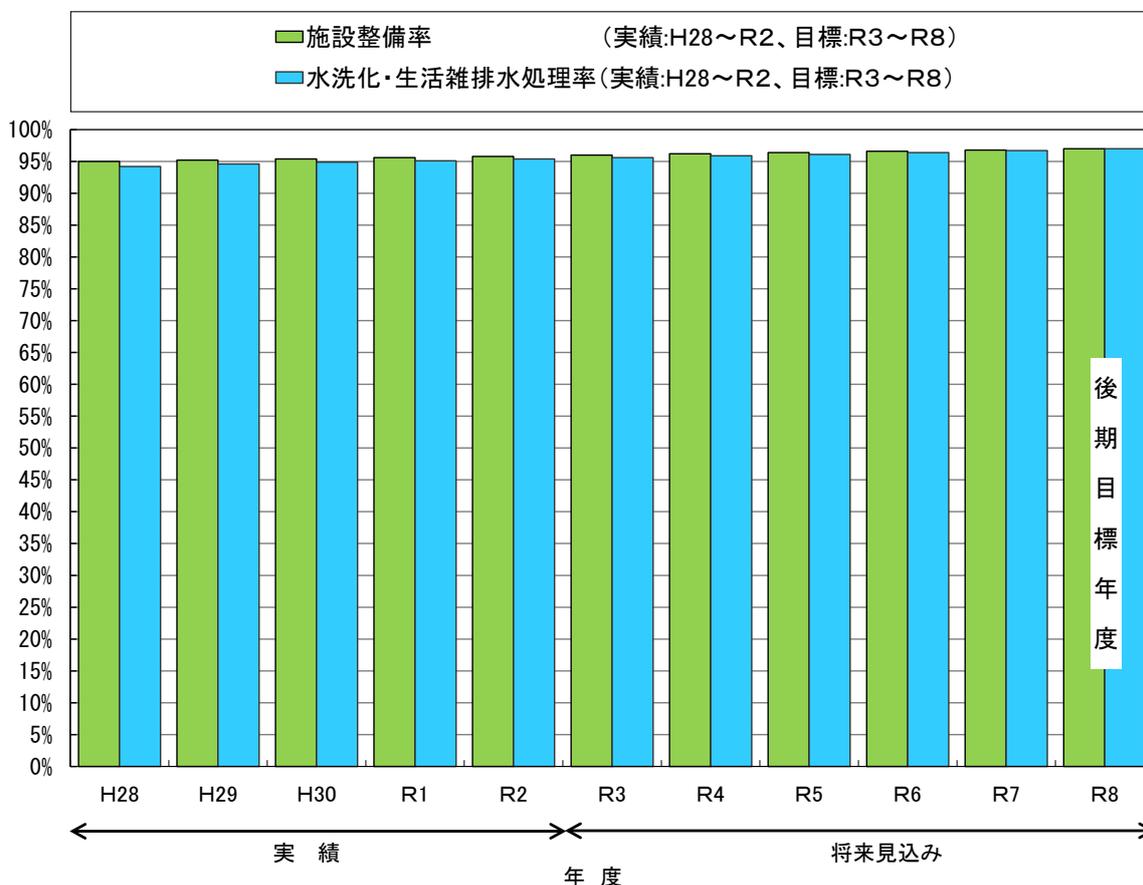
### (5) 生活排水の処理計画

#### ① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標（数値目標）を表4-2-1に掲げます。

表4-2-1. 目標年度における計画目標（数値目標）

計画目標	令和2年度 (実績)	令和8年度 (後期目標年度)
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	99.7 %	99.8 %
水洗化・生活雑排水処理率	96.5 %	98.2 %



② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みを表4-2-2に示します。

表4-2-2. 目標年度における生活排水処理形態別人口

本市全地域【国勢調査】			単位	実績 令和2年度	[後期目標年度] 令和8年度		
(A) 行政区域内人口(国勢調査)			人	413,938	405,028		
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	385,759	377,825		
		農業集落排水施設		17,261	17,020		
		コミュニティ・プラント		2,910	2,839		
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	6,643	6,620		
		(B) 水洗化・生活雑排水処理人口 計			412,573	404,304	
		<b>施設整備率 (B) / (A)</b>		%	<b>99.7%</b>	<b>99.8%</b>	
計画処理区域内人口 計			人	413,938	405,028		
計画処理区域外人口 計				0	0		
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	2,910	0	
				上記以外のもの	368,498	371,205	
			小計		371,408	371,205	
		農業集落排水施設	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	12,334	12,295		
			上記以外のもの	3,200	3,426		
			小計	15,534	15,721		
		コミュニティ・プラント	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	2,910	710		
			上記以外のもの	0	2,129		
			小計	2,910	2,839		
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	6,643	6,620		
			下水道の処理開始公示済み区域内	1,799	684		
			小計	8,442	7,304		
		(C) 水洗化・生活雑排水処理人口 計			398,294	397,069	
		<b>水洗化・生活雑排水処理率 (C) / (B)</b>		%	<b>96.5%</b>	<b>98.2%</b>	
		行政区域内人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の割合 (C) / (A)				96.2%	98.0%
		水洗化・生活雑排水未処理人口 [ 単独処理浄化槽 ]			人	12,445	6,763
非水洗化人口 [ 汲み取り便所 ]				3,199	1,196		
[ 自家処理 ]				0	0		
計画処理区域内人口 計				413,938	405,028		
計画処理区域外人口 計				0	0		
し尿処理施設 計画収集人口			人	42,240	28,268		
し尿		汲み取り便所		3,199	1,196		
浄化槽汚泥		合併・単独処理浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設(一部地域)		39,041	27,072		

注記) 上記の人口は、富山市資料を国勢調査に基づく人口に換算したものであり、住民基本台帳に基づく人口と一致しない。

③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

計画目標を達成した場合における水環境改善効果を表4-2-3に示します。

生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

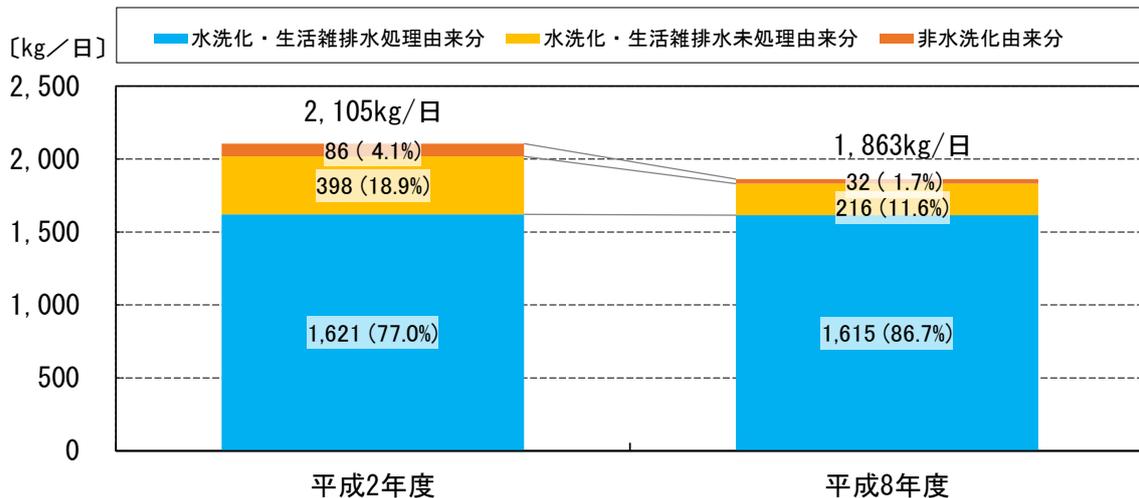
これによると、令和2年度のBOD汚濁負荷量に対し、令和8年度では11.5%の削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

本市全地域【国勢調査】			単位	実績	
				令和2年度	[後期目標年度] 令和8年度
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口		人	413,938	405,028
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	371,408	371,205
			農業集落排水施設	15,534	15,721
			コミュニティ・プラント	2,910	2,839
			合併処理浄化槽	8,442	7,304
		水洗化・生活雑排水処理人口 計	398,294	397,069	
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕			12,445	6,763
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕		3,199	1,196
		〔自家処理〕		0	0
	計画処理区域内人口 計			413,938	405,028
計画処理区域外人口 計			0	0	
BOD汚濁負荷量	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道 (4g)	1,486	1,485
			農業集落排水施設 (5g)	78	79
			コミュニティ・プラント (5g)	15	14
			合併処理浄化槽 (5g)	42	37
		水洗化・生活雑排水処理人口 計	1,621	1,615	
	水洗化・生活雑排水未処理人口〔単独処理浄化槽〕 (32g)			398	216
	非水洗化人口	〔汲み取り便所〕 (27g)		86	32
		〔自家処理〕 (27g)		0	0
	計画処理区域内人口 計			2,105	1,863
	計画処理区域外人口 計			0	0
BOD汚濁負荷量の削減割合【令和2年度を100とした場合】			-	100.0	88.5

注記) BOD汚濁負荷量 (kg/日) は、BOD換算の汚濁負荷量 (g/人・日) に、上表の生活排水処理形態別人口を乗じることで求めた。

〔計算例〕 下水道 (令和8年度のBOD汚濁負荷量) : 371,205人×4g/人・日×10<sup>-3</sup> ≒ 1,485 kg/日



## ④ その他

各家庭における生活排水の発生源対策を表4-2-4に、主な啓発指導の活動内容を表4-2-5に示します。

生活排水処理対策では、各家庭における生活排水処理対策の実践と下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっています。

このうち、下水道等は施設の整備のみならず、各家庭の排水設備をこれらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者等への啓発・指導を行う必要があります。

表4-2-4. 生活排水の発生源対策（各家庭における実践活動）

内 容
①天ぷら油や古くなった油は古新聞紙で吸い取り、燃やせるごみに出す。 ②灯油やペンキ等は、下水道等に流さない。 ③トイレットペーパー以外は、下水道等に流さない。 ④水きり袋や三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなど細かいごみを下水道等に流さない。 ⑤食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使用する。 ⑥髪の毛などは、排水口に細かいネットを張って流さないようにする。 ⑦石鹸、シャンプー、洗剤などは、適量を守る。 ⑧お風呂の残り湯は洗濯に使用する。

表4-2-5. 主な啓発指導の活動内容

項 目	内 容
水洗化・生活雑排水処理の推進	○市職員による戸別訪問 ○水洗便所改造等資金貸付制度の継続的な実施 ○合併処理浄化槽設置補助制度の継続的な実施 ○広報とやま、チラシ、パンフレットの配布 ○インターネットによる情報発信 ○講習会の開催
浄化槽の維持管理体制の確立	○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導 ○点検、清掃等に関わる業者への教育・指導 ○研修会、講習会の開催
水環境保全施策の推進	○水質汚濁防止に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用水域における定期的な水質調査の実施と公表</li> <li>・工場・事業所由来排水の常時監視と指導の強化</li> <li>・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導</li> </ul> ○水資源の保全に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源涵養のための適正な森林整備の推進</li> <li>・節水に関する広報啓発・指導</li> </ul> ○水辺環境整備に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修事業計画における親水空間の整備</li> <li>・河川堤防、その他水辺環境の整備</li> </ul>

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込みを表4-2-6に示します。

下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。

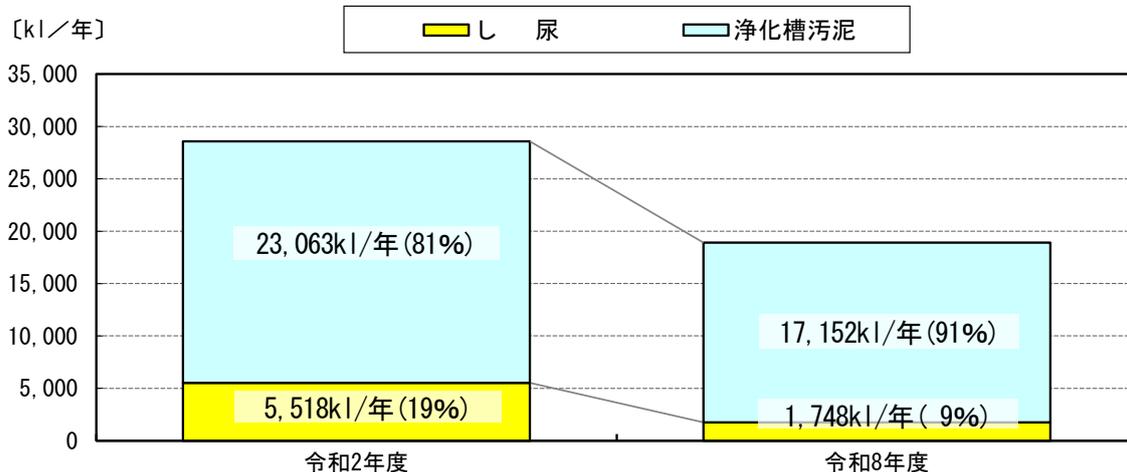
年間発生量は令和2年度の28,581kl/年から、令和8年度には18,900kl/年に減少(34%減少[令和2年度比])する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、令和8年度に51.8kl/日となる見込みです。

表4-2-6. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区分	単位	実績		後期目標年度			
		令和2年度	浄化槽汚泥混入割合	令和8年度	浄化槽汚泥混入割合		
計画年間処理量	し尿	富山地区広域圏衛生センター	kl/年	5,518	81%	1,748	91%
	浄化槽汚泥	富山市つばき園	kl/年	18,048		12,488	
		富山地区広域圏衛生センター	kl/年	5,015		4,664	
	小計	kl/年	23,063	17,152			
	計画年間処理量 計	kl/年	28,581	18,900			
	%	100%	66%				
計画日平均処理量	し尿	富山地区広域圏衛生センター	kl/日	15.1	81%	4.8	91%
	浄化槽汚泥	富山市つばき園	kl/日	49.4		34.2	
		富山地区広域圏衛生センター	kl/日	13.7		12.8	
	小計	kl/日	63.2	47.0			
	計画年間処理量 計	kl/日	78.3	51.8			

注記) 表記の際に四捨五入を行ったため、合計値があわない場合がある。



### 1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合を表4-2-7に示します。

令和2年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は81%となっていますが、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、さらに増加傾向となることを見込まれます。

表4-2-7. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	令和2年度	令和8年度
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	81%	91%

## ② 排出抑制計画・資源化計画

### ア. 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽の清掃污水を過剰に汲み取らないよう指導を行っていきます。

また、大規模合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、関係部署と連携し、汚泥脱水設備の設置や汚泥濃縮移動車両の導入等を検討していきます。

### イ. 資源化計画

し尿処理施設から発生する乾燥汚泥は、現在、富山地区広域圏衛生センターにおいて脱水・乾燥後、堆肥化による農地還元が行われています。今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

## ③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまでどおり、本市全地域とします。

また、収集・運搬体制は、当面の間、現行体制で対応していきますが、今後も収集世帯数の減少が見込まれることから、し尿・浄化槽汚泥収集量の月変動を可能な限り抑制することや市民サービスの低下を招かないことに配慮しつつ、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

## ④ 処理計画

現在、し尿の全量は「富山地区広域圏衛生センター」で、浄化槽汚泥は「富山市つばき園」及び「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

今後も引き続き、富山市つばき園と富山地区広域圏衛生センターで安定かつ適正に処理していきます。



## 第2次富山市一般廃棄物処理基本計画 後期基本計画

---

発行 / 富山市環境部 環境センター管理課

〒939-8178 富山市栗山637番地

[ TEL ] 076-429-5017

[ FAX ] 076-429-7388

[ E-mail ] kksentakanri-01@city.toyama.lg.jp

[ホームページ]

<http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyosenta/kankyo.html>

令和4年3月

---